

構造改革特別区域基本方針

〔平成 15 年 1 月 24 日閣議決定
令和 3 年 7 月 6 日最終改正〕

構造改革特別区域（以下「特区」という。）において、地方公共団体が事業を実施し又はその実施を促進することによって経済社会の構造改革の推進及び地域の活性化を図るため、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項に基づき、政府における基本的な施策の推進の方向を示すものとして、本基本方針を定める。

（注）用語の定義は法による。

1. 構造改革の推進等の意義及び目標

（1）構造改革の推進等の意義

経済の活性化のためには、規制改革を行うことによって、民間活力を最大限に引き出し、民業を拡大することが重要である。我が国の経済社会が、人口減少・超高齢社会の到来やグローバル化の進展などの大きな環境変化に直面していることを踏まえると、一刻も早く規制改革を通じた構造改革を行うことが必要である。

今後、人口減少等の大きな環境変化の中で、我が国の経済が安定的な成長を続けていくには、イノベーションの促進等に効果の大きい規制改革を通じた構造改革は引き続き重要である。

その際、全国的な規制改革の実施は、様々な事情により進展が遅い分野があることを踏まえると、地方公共団体や地域の実情に精通した NPO、民間企業等（以下「民間事業者等」という。）の立案により、地域が自発性を持って構造改革を進める特区制度の意義は今後においても大きいと考えられる。

また、持続可能で活力ある地域の形成のため、やる気のある地域が独自の取組や地方と都市とのヒト・モノ・カネの交流・連携を推進し、知恵と工夫にあふれた「魅力ある地域」に生まれ変わるための努力を、政府を挙げて応援していくことが必要である。特区制度については、こう

した基本的考え方方に沿った地域の活性化を図る支援施策としての意義も重要であり、今後一層の充実を図ることが必要である。

したがって、地域は、国があらかじめ何らかのモデルを示したり、従来型の財政措置による支援措置を講ずることに期待するのではなく、「自助と自立の精神」を持って「知恵と工夫の競争」を行うことにより、地域の特性に応じた特区構想を立案することが期待される。また、そのような地域の独創的な構想を最大限実現するための環境整備を、内閣一体となって行っていくのが特区制度である。

(2) 構造改革の推進等の目標

特区制度の導入により実現すべき目標は、以下の2つである。地方公共団体や民間事業者等は、これらの目標を実現し得るような特区構想を立案することが期待される。

- ア) 特定の地域における構造改革の成功事例を示すことにより、十分な評価を通じ、全国的な構造改革へと波及させ、我が国全体の経済の活性化を実現すること。
- イ) 地域の特性を顕在化し、その特性に応じた産業の集積や新規産業の創出、消費者・需要家利益の増進等により、地域の活性化につなげること。

なお、特区制度の活用に際しては、地方公共団体と民間事業者等との連携が重要である。このため、国は、法第4条第5項及び第6項に基づく提案制度の活用等により民間事業者等が特区における取組に主体的に参画できるよう、パンフレット等を通じて十分な周知に努めるとともに、地方公共団体と民間事業者等との連携の下で立案された実現可能性の高い効果的な計画に対しては、円滑な実施に向けて取り組むものとする。

2. 構造改革の推進等のために政府が実施すべき施策に関する基本方針

(1) 基本理念

①特区制度の推進

特区制度は、「規制は全国一律でなければならない」という考え方から、「地域の特性に応じた規制を認める」という考え方へ転換を図

り、地域の実態に合わせた規制改革を通じて、「官から民へ」、「国から地方へ」という構造改革を加速させるための突破口となるとともに、地域が自発性を持って規制の特例措置を活用することで地域の活性化を促進するものである。

②提案の募集の実施

特区制度においては、現場の声をより重視して規制改革を進めるため、あらゆる分野の国の規制について誰もが正面から提案できる場を設けることが重要である。

このため、定期的に地方公共団体や民間事業者等から幅広く新たな規制の特例措置の整備等についての提案を募集し、それらの提案について実現するためにはどうすれば良いかという方向で検討を行うものとする。

また、提案の募集に当たっては、あらかじめ募集期間を公表することに加え、提案に関連する規制等について情報提供等の支援を行うことにより、提案者が提案に向けて十分な検討を行えるよう努めるものとする。

③評価の実施

さらに、特区において実施される規制の特例措置は、その実施の見込み等を踏まえあらかじめ定めた評価時期に、その実施状況に基づき評価を行うことにより、特区の成果を着実に全国に広げていくことが必要である。したがって、規制の特例措置の評価において、特段の問題が生じていないと判断されたものについては、速やかに全国展開を推進していくことを原則とする。

特段の問題が生じているかは、規制の特例措置について全国展開を行った場合に発生する弊害と効果により、判断するものとする。

規制の特例措置の全国展開とは、現在、規制の特例措置により実現している規制改革について、構造改革特別区域計画（以下「特区計画」という。）の認定制度によらず、当該規制が本来規定されている法律、政令又は主務省令（告示を含む。以下同じ。）（以下「法令」という。）

の改正等を行うことにより、全国規模で規制改革の成果を享受できるよう措置することである。

一方、地域性が強い規制の特例措置については、特区において当分の間存続させることとする。

地域性が強い規制の特例措置とは、特区として認定を受けて実施されることにより、地方公共団体による総合的な取組とそれに対する国の関係機関による援助・協力を推進でき、全国的な規制改革の突破口というよりは、地域活性化策として意義が大きいものである。

評価に当たっては、円滑な実施の観点から、供給者の視点のみならず、消費者・需要家の視点をより重視して、規制の特例措置の要件、手続、関連する規制等について、更なる提案を募集することなどにより、特区における実施状況等を踏まえて、必要な見直しを行うものとする。

なお、総合特別区域法（平成 23 年法律第 81 号）第 14 条の 2 第 4 項又は同法第 37 条の 2 第 4 項の適用を受けた規制の特例措置について、適用を受ける同法第 12 条第 1 項に規定する国際戦略総合特別区域計画又は同法第 35 条第 1 項に規定する地域活性化総合特別区域計画が認定されている場合には、その実施状況に基づき評価を行う。

また、国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 10 条第 4 項又は第 5 項の適用を受けた規制の特例措置について、適用を受ける同法第 8 条第 1 項に規定する区域計画が認定されている場合には、その実施状況に基づき評価を行う。

さらに、規制の特例措置の適用を受けた特定事業が、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 5 条第 4 項第 15 号に規定する事項について地域再生計画に記載され、同法第 17 条の 61 の規定に基づき特区計画の認定があったとみなされた場合には、当該規制の特例措置について、その実施状況に基づき評価を行う。

④評価・調査委員会

このような基本理念に基づき、特区制度を推進するために、構造改革特別区域推進本部（以下「本部」という。）に、有識者からなる評価・調査委員会が設置されている。この委員会では、規制の特例措置

の効果等を評価し、その結果に基づき、構造改革の推進等に必要な措置について、構造改革特別区域推進本部長（以下「本部長」という。）に意見を述べるとともに、本部長の諮問に応じて新たな規制の特例措置の整備その他の構造改革の推進等のために講ぜられる施策に係る重要事項について調査審議する。

(2) 提案の募集に関する基本方針

① 提案の募集

i) 募集の対象

提案は、地方公共団体及び民間事業者等を含め、誰からのものであっても受け付ける。

提案の対象とする規制は、許認可等による具体的な制限のみを指すのではなく、広く、経済的、社会的活動一般に関して何らかの事項を規律するものすべてとする。

また、経済的及び社会的に重要な政策課題に対応した提案を促進するため、テーマを示した提案募集を実施するものとする。特に、地域再生法における特定政策課題（同法第4条第2項第3号に規定するものをいう。以下同じ。）については、これをテーマとした募集を行う。さらに、1つのプロジェクトを実現する上で複数の規制が障害となっているために、複数の規制の特例措置を組み合わせて講ずることを求める提案については、「プロジェクト型提案」として一括して受け付けるものとする。

ii) 募集の方法

ア) 募集に向けた取組

本部の事務を処理する内閣府は、提案の募集に向けて、特区制度の説明を行うとともに提案に向けた相談に応じるものとし、その際必要に応じて、全国各地に出向くものとする。また、政府の関係行政機関（以下「関係府省庁」という。）は、内閣府が特区制度の説明や提案に向けた相談に応じるに当たって、必要な情報提供を行うものとする。

なお、特区制度の説明や提案に向けた相談は、全国各地への専門家の派遣、地域ブロックごとに設けられた地方連絡室の活用等の地域活性化策の取組と連携して行うものとする。

イ) 提案受付窓口

新たな規制の特例措置の整備等についての提案は、内閣府において受け付けるものとする。

iii) 募集のスケジュール

毎年度、上半期と下半期の2回、提案募集を実施することとする。募集時期については、地域再生制度の提案募集等を踏まえて、10月及び3月を目途とする。

②提案の検討基準・プロセス

受け付けた提案については、内閣府が実現に向けて関係府省庁と調整を行い、その結果を踏まえ、本部は対応方針を決定するものとする。

この場合において、関係府省庁の範囲は、各府省庁の意見を聴いた上で内閣府において決定する。

内閣府と関係府省庁との調整においては、特区は、地方公共団体が自発的な立案に基づき責任を持って実施し、国はそれを事後的に評価する制度であることを十分踏まえ、地方公共団体や民間事業者等からの提案を少なくとも特区において実現するためにはどうすれば良いかという方向で検討する。特に、法第35条に基づく地方公共団体の事務に関する規制についての条例による特例措置に係る提案は、地方公共団体が地域において説明責任を果たすと同時に、その結果等についても責任を負うことを意味するものであり、関係府省庁はこのことを十分踏まえて検討を行うものとする。

地域再生法における特定地域再生事業（同法第5条第4項第4号に規定するものをいう。以下同じ。）を記載した地域再生計画の認定を受け、又は受けると見込まれる地方公共団体からの、当該地域再生計画における特定政策課題の解決に重要な役割を果たすと見込まれる規

制の特例措置に係る提案（当該地方公共団体以外の関係者の合意を得たものに限る。）については、関係府省庁との調整の状況等を踏まえつつ、地方公共団体と内閣府、関係府省庁が一堂に会して協議を行う場を設ける。また、内閣総理大臣及び当該提案に係る規制を所管する国務大臣が指導力を発揮するよう努めるものとする。

プロジェクト型提案については、内閣府が関係府省庁を一堂に集めて協議を実施するなどにより、プロジェクト全体が実現するためにはどうすれば良いかという方向で検討する。

これらその他、関係府省庁は、提案の実現度を高めるために、地方公共団体や民間事業者等からの提案について対応不可と回答するに当たっては、提案者に不採用の理由に対する意見の提出の機会を十分に与えるため、その理由を具体的に公表・明示するとともに、提案の趣旨を実現するために別の手法がとり得ないかについても併せて検討し、回答を行うものとする。さらに、提案者から回答に対する意見が提出された場合には、関係府省庁は、再度検討するに当たり、その内容を十分に踏まえるものとする。

本部は、内閣府と関係府省庁との調整の結果を踏まえ、以下の基準に基づき、提案に関する対応方針を決定する。

i) 提案の募集に基づき講ずることとなった措置

- ア) 特区において講ずることとなった規制の特例措置
- イ) 全国で実施することとなった規制改革
- ウ) その他提案を実現するための措置

ii) 関係府省庁において今後前向きに検討を進める規制等の改革

なお、上記 i) のイ) の「規制改革」は、現行制度上制限されていたものが、制度が改正され制限されなくなるといったことのみを指すのではなく、従来制限の対象とされてこなかったものについて、その旨を周知徹底するために文書を発出すること等（関係団体のホームページへの掲載等による周知を含む。）も含まれるものとして分類する。

また、内閣府と関係府省庁との調整の結果、現行制度で対応可能であると判断された場合には、関係府省庁はその旨及び理由を明確に回答した上で、必要に応じて、提案者に対し助言等の支援を行うものと

する。

なお、上記 ii) とされた提案については、関係府省庁は内閣府に対しその検討内容及び進捗状況について所要の報告を行うものとし、内閣府は提案の趣旨が損なわれないよう適切にフォローアップしていくものとする。また、本部は、関係府省庁の検討結果を踏まえ、上記 i) のア)～ウ) の基準に基づき、改めて対応方針を決定するものとする。

③評価・調査委員会による調査審議

i) 本部長の諮問

本部長は、内閣府と関係府省庁との調整によっては実現しなかつた提案のうち、経済的及び社会的に意義があり、専門的知見を活用し、又は情勢の推移を踏まえて更に検討を深めることにより、新たに地域の特性に応じた規制の特例措置を講ずることができる可能性があるものについて、評価・調査委員会に諮問することとする。

なお、本部長は、提案のほか、他の関係機関から特区において規制の特例措置を講ずべき事項について検討を要請された場合には、この事項についても評価・調査委員会に諮問することができる。

ii) 調査審議の方法

評価・調査委員会で提案について調査審議する場合には、迅速かつ適確に調査審議を行うため、必要に応じて、提案者、関係府省庁、有識者等からの意見聴取又は現地調査を実施できるものとする。

iii) 意見の扱い

本部は、評価・調査委員会から本部長に意見が提出された場合には、上記② i) のア)～ウ) 及び ii) の基準に基づき、評価・調査委員会の意見に関する対応方針を決定するものとする。

(3) 評価に関する基本方針

①評価のスケジュール

毎年度原則として2月末までに行うものとする。

②評価基準

i) 規制の特例措置の在り方に関する評価基準

規制の特例措置の在り方について、以下の基準により評価を行う。

ア) 全国展開

以下のいずれかの場合。ただし、イ) 又はウ) の基準に該当する場合を除く。

- a 弊害が生じていないと認められる場合
- b 弊害が生じっていても、規制の特例措置の要件、手続を見直すことで弊害の予防等の措置が確保され、かつ、見直された予防等の措置について特区における検証を要さないと認められる場合
- c 弊害が生じっていても比較的微小であり、規制の特例措置を全国展開した場合の効果と比較検討し、効果が著しく大きいと認められる場合

イ) 特区において当分の間存続

地域性が強い、すなわち、特区として認定を受けて実施されることにより、地方公共団体による総合的な取組とそれに対する国の関係機関による援助・協力を推進でき、全国的な規制改革の突破口というよりは、地域の活性化として意義が大きいと認められる場合

ウ) 拡充

規制の特例措置の要件又は手続が過剰なものになっていないか等の観点からの提案（以下「拡充提案」という。）等に基づき、規制の特例措置の要件又は手続を緩和又は変更する場合であって、当該緩和又は変更した要件又は手続について特区における検証を要すると認められる場合

エ) 是正

弊害が生じっていても、規制の特例措置の要件又は手続を見直すことで弊害の予防等の措置が確保され、是正又は追加された予防等の措置について特区における検証を要すると認められる場合

才) 廃止

弊害が生じており、かつ、規制の特例措置の要件又は手続を見直すことで予防等の措置を確保することが困難と認められる場合

ii) 関連する規制等の改革に関する評価基準

また、当該規制の特例措置に関する規制等の改革について、関連する規制等が妨げとなっていないか等の観点からの提案（以下「関連提案」という。）等があった場合には以下の基準により評価を行う。

- ア) 提案の募集に基づき講ずることとなった措置
 - a 特区において講ずることとなった規制の特例措置
 - b 全国で実施することとなった規制改革
 - c その他提案を実現するための措置
- イ) 関係府省庁において今後前向きに検討を進める規制等の改革

③評価時期の設定

評価時期は一律に定めるのではなく、特区において適用が見込まれる時期、その効果が判明することが見込まれる時期等を踏まえ、規制の特例措置ごとに設定するものとする。

そのため、関係府省庁の長は、規制の特例措置について、適用される特区計画が初めて認定された場合には、当該特区計画における目標、特定事業の内容、開始の日等を踏まえ、当該特区計画の認定から1ヶ月以内に調査スケジュールを作成し、本部に提出しなければならない。

評価・調査委員会は、関係府省庁から提出された調査スケジュールを踏まえ、必要に応じて関係府省庁から意見を聴取した上で、規制の特例措置の評価時期を検討し、本部長に意見を提出するものとする。

本部長は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、規制の特例措置の評価時期を決定するものとする。

④拡充提案・関連提案の募集

評価を予定する規制の特例措置について、拡充提案及び関連提案を

募集するものとする。

そのため、内閣府は、当該規制の特例措置の評価が開始されるまでの間に、その旨を公表し、提案を募集する。その際、地方公共団体に対して、積極的な提案を促すことに努めるものとする。

拡充提案及び関連提案については、通常の提案と同じ検討基準及び検討プロセスにより処理するものとし、その結果について、内閣府は、評価・調査委員会に報告するものとする。

⑤ニーズ調査の実施

評価を予定する規制の特例措置のうち実施が少ないものについては、評価に至る前に、内閣府は、更なる実施の可能性について調査（以下「ニーズ調査」という。）を行うものとする。

評価・調査委員会は、ニーズ調査の結果、実施の増加が見込まれず、また、拡充提案がない規制の特例措置については、予定していた評価を行わないことができるものとし、その場合には、関係府省庁にその旨通知するものとする。その際、内閣府は、あらかじめ関係府省庁の意見を求め、その結果を評価・調査委員会に報告するものとする。

また、評価を予定する規制の特例措置のうち、活用実績が無いものについては、内閣府はニーズ調査を行わないことができるものとする。

⑥評価の方法

関係府省庁の長は、評価の対象となった規制の特例措置について、③で決定された評価時期に、法第47条第1項に基づき規制の特例措置の適用状況について調査を行い、その結果を本部に報告しなければならない。

関係府省庁の長は、調査に当たって、規制の特例措置による弊害の発生の有無に基づき、全国展開により発生する弊害について立証責任を有するものとし、また、弊害の発生の有無の判断に資する情報を最大限把握するものとする。

この関係府省庁の長の調査に加えて、評価・調査委員会は、規制の特例措置を全国展開することによる効果、地域性が強い規制の特例措

置かどうか等について独自の調査を行うものとする。

評価・調査委員会は、これらの結果等を踏まえ、規制の特例措置に関する評価を行い、本部長に意見を提出するものとする。本部は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、対応方針を決定するものとする。

i) 調査票の作成

評価に当たって、評価・調査委員会は、評価を予定する規制の特例措置について、評価の開始の3か月前までに関係府省庁に通知するものとする。通知を受けた関係府省庁は、評価の開始の2か月前までに調査の内容、方法及び対象を記載した調査票を作成して評価・調査委員会に提出しなければならない。

評価・調査委員会は、関係府省庁の調査票を踏まえて、評価・調査委員会の調査票を作成するものとする。その際、評価・調査委員会は、必要に応じて関係府省庁の調査票に対して意見を述べるものとする。

ii) 調査結果の取りまとめ

評価の対象となった規制の特例措置について、これらの調査票は、調査の対象となる規制の特例措置に係る特区計画の認定を受けている地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）、実施主体又は関係者に対して時間的余裕を持って周知するものとし、調査結果は、評価の開始から2か月後までに取りまとめるものとする。なお、評価・調査委員会は、独自の調査に当たっては、認定地方公共団体、実施主体又は関係者からの意見聴取又は現地調査を実施できるものとする。

関係府省庁は、弊害について調査・報告する場合においては、その弊害の予防のための運用の改善及び是正措置の可能性等も併せて報告するよう努めるものとする。

iii) 評価意見の提出

評価・調査委員会は、関係府省庁の長の調査結果及び独自の調査

結果を踏まえ、また、必要に応じて関係府省庁から意見を聴取した上で、②の評価基準に基づき評価を行い、本部長に意見を提出するものとする。

本部は、評価・調査委員会の意見を踏まえ、②の基準に基づき、評価に関する対応方針を決定する。

⑦総合特区において適用された規制の特例措置の評価

総合特別区域法第14条の2第4項又は同法第37条の2第4項の適用を受けた規制の特例措置について評価を行う場合には、①から⑥までの事項に準じて評価を行うものとする。

⑧国家戦略特区において適用された規制の特例措置の評価

国家戦略特別区域法第10条第4項又は第5項の適用を受けた規制の特例措置について評価を行う場合には、①から⑥までの事項に準じて評価を行うものとする。

⑨地域再生計画に記載され特区計画の認定があったとみなされた場合の規制の特例措置の評価

規制の特例措置の適用を受けた特定事業が、地域再生法第5条第4項第15号に規定する事項について地域再生計画に記載され、特区計画の認定があったとみなされた場合の当該規制の特例措置について評価を行う場合には、①から⑥までの事項に準じて評価を行うものとする。

(4) 規制の特例措置に準じた措置に関する基本方針

法に定める特区制度の対象となる規制は、法令で定められているものであるが、法附則第5条を踏まえ、特区制度における本基本方針の適用に当たっては、訓令又は通達による規制についても、法令で定められている規制と同一の扱いとする。

(5) 関係府省庁の対応状況のフォローアップに関する基本方針

内閣府は、提案を受けて全国で実施された規制改革及び現行制度で対

応可能と判断された事項並びに全国展開された規制の特例措置について、その実施に当たり問題が生じていないかフォローアップ調査を行い、問題が生じている場合には、関係府省庁と調整を行う。

また、内閣府は、関係府省庁との調整によっては実現しなかった提案について、関係府省庁の協力を得つつ、定期的にフォローアップを行い、実現に向けた取組が成されるものについては、内閣府のホームページに掲載するとともに、当該提案をした者に対し通知する。

(6) 構造改革実現のための窓口機能の強化と関連する施策との連携に関する基本方針

①構造改革実現のための「窓口」機能の強化

地域の実態に合わせた規制改革を進める上で、全国各地の民間事業者や地方公共団体が直面している現行制度の問題について、特区制度上の措置とならないもの（全国的措置や、現行制度において実現が可能であることの確認等）を含め、一つ一つの具体的なニーズに常時・網羅的に対応し、様々な提案の実現を図るための「窓口（ゲートウェイ）」としての機能について、一層の強化を図る。

②国家戦略特区制度との連携

構造改革の推進のため、国家戦略特区制度と相互の有機的な連携を図るものとし、国家戦略特別区域法第5条第7項の規定による募集に応じ行われた提案であって、同法第38条の規定に基づき、構造改革の推進等に資するものとして法第3条第4項に規定する提案とみなされたものについては、同項の規定に基づき、必要な措置を講ずることとする。

③規制・制度改革担当機関等との連携

構造改革の推進を図るため、規制・制度改革を担当する政府の関係機関、復興庁との密接な連携を図る。具体的には、規制・制度改革に関する地方公共団体等からの提案及びその検討状況を共有するとともに、関連する提案については連携して、地域からの提案の実現等に向けた

努力を行うものとする。

④都市再生本部、地域再生本部、中心市街地活性化本部、総合特別区域推進本部との連携

地域の活性化を図るには、特区制度等による規制改革だけでなく、地域再生制度を始めとする他の地域活性化策と併せて、又は相互補完的に活用することで相乗効果が期待できる。

そのため、地域活性化統合本部会合の下、関係機関と連携し、政府一体となって、地域の活性化を図るものとする。

この際、地域ブロックごとに、構造改革特区のみならず、都市再生、地域再生、中心市街地活性化、総合特区、環境未来都市、環境モデル都市に関する相談に一元的に対応するものとし、これらの取組相互の有機的な連携、総合的な支援を推進する。

特に、地域再生法における特定地域再生事業については、特定政策課題をテーマとした提案募集の実施、既存の規制の特例措置の一体的活用、一括認定等を通じて密接な連携を図るものとする。

⑤いわゆる「都道府県版特区」等地域における自主的な構造改革等の取組との連携

各都道府県の中には、独自にいわゆる「都道府県版特区制度」を創設し、取組を進めているところもある。

そこで、国と都道府県の特区制度を地域が効果的に活用することにより、提案者の提案内容の一層の実現を図ることができるよう、「都道府県版特区制度」について本部のホームページ上で紹介することとする。

⑥総務省行政評価局への協力依頼

内閣府は、（5）におけるフォローアップ調査等特区制度の推進に関する取組に当たって、必要に応じて総務省行政評価局に協力を依頼する。

3. 特区計画の認定に関する基本的な事項

(1) 特区計画の認定に関する基本方針

地方公共団体の作成した特区計画については、3. に定める事項を満たす場合には認定するものとし、その数は限定しない。

したがって、内閣総理大臣の認定に関する事務を行う内閣府は、地方公共団体の特区計画を選抜していくという「査定」をするのではなく、3. に定める事項を満たすように助言その他の支援をしていくという姿勢で対応するものとする。また、内閣府は、提案の募集や地域再生の推進のための提案の募集（地域再生法第4条の2第1項に規定するものという。）に向けた相談等の機会には、既存の特例措置の活用による特区計画の策定について、情報提供を行うものとする。

また、特区計画の全体が、3. のすべてを満たさない場合であっても、内閣総理大臣は、認定基準を満たさない部分を除外するなど、一定の条件を付すことにより、特区計画を認定することができる。

なお、既に特区計画の認定を受けている地方公共団体においても、新たに追加された規制の特例措置を特区内で実施するために、特区計画の変更を申請することができる。

① 特区計画の認定申請のスケジュール等

地方公共団体が作成する特区計画の認定申請の受付は、毎年度5月、9月及び1月を目途に実施することとし、具体的なスケジュールは別途、内閣府が定める（規制の特例措置の追加に係る特区計画の変更認定申請の受付も同じ）。

また、特区計画の認定申請と同時に、同一地方公共団体からの地域再生計画及び中心市街地活性化基本計画を受け付けて、一体的に認定することができる。

具体的な認定申請の手続等については、内閣府令において定められているが、その詳細な手引については、本部のホームページ上において公開する。

② 特区計画の認定申請に当たっての基本的事項

i) 計画の認定申請の主体

- ア) 市町村（特別区を含む。以下同じ。）単独
- イ) 複数の市町村の共同
- ウ) 複数の都道府県の共同（ただし、法第4条第4項に基づき関係市町村（事業実施地域となる市町村）の意見を聴かなければならぬ。）
- エ) 都道府県単独（ただし、法第4条第4項に基づき関係市町村（事業実施地域となる市町村）の意見を聴かなければならぬ。）
- オ) 都道府県と市町村の共同（ただし、都道府県にあっては、法第4条第4項に基づき関係市町村（事業実施地域となる市町村）の意見を聴かなければならぬ。）
- カ) ア)～オ) のいずれかと、特区内において特定事業を実施しようとする実施主体（地方公共団体を除く。）の共同

なお、法第4条第1項に基づく認定申請の手続は、認定申請主体に含まれる地方公共団体により行われるものとする。

ii) 特区の範囲

特区の範囲は、地方公共団体が実施しようとする事業の内容に応じて、例えば市町村の区域内の一部又は全域、市町村の区域をまたがる特定の区域又は全域、市町村又は都道府県内の複数の区域（いわゆる「飛び地」）など、当該事業を実施するために合理的な範囲で任意に設定できる。

iii) 特区計画に記載すべき事項

特区計画に記載すべき事項については、法第4条第1項の規定に基づき、記載の様式、詳細な事項について内閣府令において定められているが、詳細な記載方法の手引については、本部のホームページ上において公開する。

iv) 地域再生計画及び中心市街地活性化基本計画との共通の計画による認定申請

地方公共団体が、同一の区域において、別表1に定める規制の特例措置のほか、地域再生基本方針に定める支援措置、中心市街地活性化を図るための基本的な方針に定める支援措置等の措置を活用する場合は、これらの措置を記載した計画を作成し、一括して認定を申請することができるものとする。

③特区計画の作成に当たって必要な事項

地方公共団体は、下記の事項に従って特区計画を作成する必要がある。

- ア) 特区において講じようとする規制の特例措置が、法令で定められているところに適合することであること。
- イ) 地方公共団体が実現しようとしている目標、実施しようとしている事業の内容に照らして、特区の範囲の設定が妥当であること。
- ウ) 実施しようとしている事業の内容と講じようとする規制の特例措置とが整合していること。
- エ) 民間事業者等から提案を受けて作成した場合における民間事業者等からの提案を踏まえたものとなっており、かつ実施主体等から適切な意見聴取等を行っていること。

④特区計画認定の基準

法第4条第9項各号に定める基準の具体的な事項は以下のとおりである。

i) 1号基準（特区基本方針に適合すること）

- ア) 「構造改革の推進等の意義及び目標」と合致していること
地方公共団体が特区計画を作成するに当たって、上記1. に定める構造改革の推進等の意義及び目標に合致していることを立証する必要がある。

その際、特区計画の内容が、地域特性に応じた地域活性化のみならず、上記1. (2) ア) に示したように、将来全国的な構造改革へと波及し得るような地域発の構造改革たり得るものであるこ

とに留意する必要がある。

イ) 「特区計画の認定に関する基本的な事項」と合致していること

特区計画に記載されている事項が、上記③ア) からエ) を満たすことが判断基準である。

ii) 2号基準（当該特区計画の実施が当該特区に対し適切な経済的
社会的效果を及ぼすものであること）

特区において特区計画に定める事業を総合的に行うことにより、適切な経済的効果を及ぼすと見込まれることが判断基準である。

iii) 3号基準（円滑かつ確実に実施されると見込まれるものである
こと）

特区計画が認定された場合に、

ア) 規制の特例措置を受ける主体が特定されているか、特定される見込みが高いこと

イ) 事業の実施スケジュールが明確であること

が判断基準である。なお、特区計画の申請時点では規制の特例措置を受ける主体が特定されていない場合には、内閣総理大臣は計画の認定の日から1年以内に同主体を特定することを条件として、特区計画を認定することができる。

⑤関係府省庁の長による同意の手続

内閣総理大臣は、地方公共団体から申請のあった特区計画を認定すべきであると判断した場合は、法第4条第10項に基づき期限を付して個別の規制の特例措置について関係府省庁の長に対して文書にて同意を求めるものとする。

同意を求められた関係府省庁の長は、期限までに書面又は電磁的方法により同意又は不同意の回答を行うものとする。別表1に定める「特例措置の内容」及びこれについて規定した別表1の内容に合致して定

められる法令（以下「特例措置の内容等」という。）に定められている事項への適合の判断は地方公共団体が行うものとする。

関係府省庁の長は、特区計画に記載された規制の特例措置が別表1に定める「同意の要件」及びこれについて規定した別表1の内容に合致して定められる法令（以下「同意の要件等」という。）に適合していれば、特区計画に記載された特例措置の内容が「特例措置の内容等」に明らかに反する場合を除き、同意するものとする。

関係府省庁の長が不同意と回答する場合には、特区計画に記載された規制の特例措置について、どの部分が「同意の要件等」又は「特例措置の内容等」を満たしていないのかについて、具体的な理由を付すものとする。関係府省庁の長は不同意と回答しようとする場合には、あらかじめ内閣総理大臣にその旨を申し出るものとし、内閣総理大臣は当該特区計画の認定を行う前に、当該特区計画を作成した地方公共団体及び関係府省庁から事実の確認等を行い、所要の調整を図るものとする。

また、関係府省庁の長は、同意する場合にあっては、当該特区計画の認定に当たって「同意の要件等」に関する条件を付すことを、内閣総理大臣に対して求めることができる。

⑥認定しなかった場合、不同意の場合の理由等の通知

地方公共団体が作成する特区計画を内閣総理大臣が認定しなかった場合及び認定した場合であっても特区計画に記載された規制の特例措置の一部について関係府省庁の長が最終的に同意しなかった場合においては、その理由を当該地方公共団体に書面又は電磁的方法により通知するものとする。

⑦規制の特例措置が適用されなくなる場合の対応

規制の特例措置が全国展開される場合、規制の特例措置が廃止される場合、規制の特例措置の対象が存在しなくなる場合等、特区において規制の特例措置が適用されなくなる場合には、次の対応によるものとする。

ア) 規制の特例措置が適用されなくなる日が、次回の認定申請の受付終了日から3か月以内となることが予定される場合には、関係府省庁は内閣府に時間的余裕を持ってその旨を通知するとともに、内閣府は次回の認定申請の受付開始日の約1か月前までにその旨を本部のホームページ上において公開するものとする。

イ) 規制の特例措置が適用されなくなることにより、規制の特例措置の適用が全く無くなる特区計画については、法第9条に基づき、当該計画を取り消すこととなるが、取消しの対象となる計画を有する地方公共団体に対しては、あらかじめ時間的余裕を持ってその旨を通知するものとする。

⑧市町村の合併に伴う対応

市町村の合併に伴い、特区計画の認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅する場合、具体的には新設合併により新たな地方公共団体となる場合及び他の市町村に編入される場合は、当該合併が成立する日以前に、当該計画の作成主体の名称の変更を行うための申請を行うことが必要である。なお、法人格が消滅しない場合、具体的には単に他の市町村を編入する場合には変更の申請を要しない。

⑨重点的に支援を行う特区の指定

新たに追加された規制の特例措置の実施を促進し、可能な限り速やかに成果を示すため、また、規制の特例措置の提案や、地域再生法における特定政策課題の対応を促進するため、内閣総理大臣は、規制の特例措置の提案者である地方公共団体や民間事業者等が計画の作成主体又は特定事業の実施主体となる特区計画に係る認定に当たって、当該特区を重点的に支援を行う特区として指定することができるものとする。

具体的には、指定する特区について、内閣総理大臣及び関係府省庁の長は、計画の策定段階において、他の地域活性化策の情報提供を含め、相談の充実を図るとともに、認定後、特定事業が円滑に実施され

るよう重点的に助言その他の支援をする。

⑩認定特区計画の実施の状況の調査及び措置要求

規制の特例措置が特区内において適切に実施されているか、特区計画に記載されているような効果をあげているか、について調査し、必要に応じて規制の特例措置のは是正又は廃止や、特区計画の改善の要求又は認定の取消しに係る判断の材料とする。

このため、内閣総理大臣は、必要に応じて認定地方公共団体における特区計画の実施の状況について調査を行い、特区計画の変更等が必要であると認められる場合には、法第8条第1項に基づく措置を講ずるものとする。なお、内閣総理大臣が法第8条第1項に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

また、関係府省庁の長は、必要に応じて規制の特例措置の実施状況について調査を行い、当該規制の特例措置の適正な適用を地方公共団体に求めることが必要であると認められる場合には、法第8条第2項に基づく措置を講ずるものとする。なお、関係府省庁の長が法第8条第2項に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

⑪認定特区計画の取消し

法第8条第1項又は第2項に基づく措置等にもかかわらず、規制の特例措置の実施による弊害等の発生が認められること、規制の特例措置の効果が認められないこと等により、特区計画の認定の取消しが必要な場合には、内閣総理大臣は当該地方公共団体に対して法第9条に基づく措置を講ずるものとする。内閣総理大臣が法第9条に基づく措置を講ずる場合には、本部を通じて評価・調査委員会の意見を求めるものとする。

(2) その他特区計画の認定の円滑化のための基本方針

①特区計画の作成のための法令解釈事前確認制度（ノーアクションレ

タ一)

法第4条第8項に基づく法令解釈事前確認制度は、地方公共団体が特区計画の案を作成するに当たって、事前に法令の解釈を明確にすることにより、特区制度の円滑な運用を促進するための制度である。

地方公共団体は、関係府省庁の長に対して確認を求める際には、本部のホームページ上に公表するあて先に書面又は電磁的方法により行うものとする。

確認を求められた関係府省庁の長は、原則として30日以内に当該地方公共団体に対して書面又は電磁的方法により回答するものとする。30日以内に回答ができない場合には、その理由及び回答予定日を書面又は電磁的方法により当該地方公共団体に回答するものとする。

回答を行った関係府省庁の長は、回答の写しを内閣府に速やかに送付するものとする。個別の回答の内容については、原則として本部のホームページ上において公開するものとする。

②民間事業者等から地方公共団体への特区計画の案の提案

法第4条第5項及び第6項に基づく民間事業者等による地方公共団体への特区計画の案の作成についての提案は、民間事業者等のニーズを踏まえた真に地域の活性化に資する特区を実現するために設けられた制度である。

地方公共団体は、本条項に基づき民間事業者等から提案を受けた場合には真摯(し)にそれらを検討し、特区計画の案を作成する場合には、民間事業者等からの提案を十分に踏まえたものとすることが望まれる。

また、特区計画の案を作成する必要がないと判断したときは、その旨及びその理由を提案した民間事業者等に通知しなければならないが、その場合、提案を受け付けてから30日以内に書面又は電磁的方法により回答することが望まれる。

さらに、全国各地への専門家の派遣等の地域活性化策の取組を活用し、内閣府は、特定事業を実施しようとする民間事業者等からの相談を受けた上で、必要に応じ、当該民間事業者等への地方公共団体の動向に関する情報提供や地方公共団体への特区計画の作成に関する助言

を行うものとする。

③特区計画の認定及び認定の取消しに関する地方公共団体、民間事業者等からの苦情処理・相談窓口

地方公共団体は、法に基づき行う内閣総理大臣の認定及び認定の取消しに関して不服がある場合には、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定に基づき国地方係争処理委員会に対し審査の申出をすることができる。しかし、このような事態に至る前に紛争を未然に防ぐため、内閣府に地方公共団体、民間事業者等からの苦情処理等のための相談窓口を設けている。

地方公共団体や民間事業者等は、例えば上記①の法令解釈事前確認制度に基づく関係府省庁の長からの回答が期限までにない場合や、民間事業者等から地方公共団体への提案をしたにもかかわらず地方公共団体から何ら回答がない場合等において、この相談窓口に事実の確認等を求めることができる。

また、苦情相談以外の特区計画の認定等に係る相談については、地域ブロックごとに設けられた地方連絡室も活用するものとする。

④認定特区計画の円滑かつ確実な実施のための関係府省庁等の配慮等

認定特区計画の円滑かつ確実な実施のため、内閣総理大臣及び関係府省庁の長は認定地方公共団体等に対して積極的に援助を行い、及び協力を行うとともに、関係府省庁の長は、特定事業が通常とは異なる主体により行われ、また、事業の内容も想定外のものとなる場合があること等を踏まえ、特定事業の実施に関する他の制度の許認可等を求められた場合には、その処理に当たって特定事業が円滑かつ迅速に実施されるよう適切な配慮をするものとする。

具体的には、関連する許認可等に関する情報提供、相談、審査の弾力化、迅速な処理等を行うものとする。

4. 構造改革の推進等に関し政府が講すべき措置についての計画

（1）提案の募集等に基づき講ずることとなった措置

①特区において講ずることとなった規制の特例措置

上記2.(2)①に基づき、地方公共団体や民間事業者等からの提案を受けて検討した結果、特区において規制の特例措置を講ずることとされたもの等については、本部決定に基づき、別表1に適宜追加・充実していくものとする。

別表1には、規制の特例措置の内容、関係府省庁の長の同意の要件、規制の特例措置に伴い必要となる手続等を定める。

関係府省庁は、その作成する規制の特例措置を定める法令の案と別表1の内容が合致したものとなるよう、内閣府と所要の調整を行うものとする。

あわせて、関係府省庁は、条例で規制の特例措置を適用できる地方公共団体事務政令等規制事業（法第35条の規定によるものをいう。）に係る政令又は主務省令を定めようとする場合には、当該政令又は主務省令の案について、当該事業に係る規制の特例措置を提案した地方公共団体（提案者が地方公共団体以外の場合は、当該提案者及び当該提案者が当該事業を実施しようとする地域をその区域に含む地方公共団体）に確認するものとする。この確認については、内閣府を通じて行うものとする。

なお、規制の特例措置を定める政令又は主務省令は、特区計画の認定申請の時期を考慮して、本部において定める時期までのできる限り早い時期に公布し、当該時期に施行するものとする。

また、関係府省庁は、別表1に定める事項及びこの内容に合致して定められる法令で規定する条件以上のものを、通達等により付加しないものとする。

②全国で実施することとなった規制改革

上記2.(2)①に基づき、地方公共団体や民間事業者等からの提案を受けて検討した結果、全国において規制改革を実施することとされたものについては、本部で決定するとともに、本部決定後、規制改革の趣旨を損なわないよう、進捗状況について規制・制度改革を担当する政府の関係機関が適切にフォローアップしていくものとする。

③その他提案を実現するための措置

上記2.(2)①に基づき、地方公共団体や民間事業者等からの提案を受けて検討した結果、その他提案を実現するための措置を講ずることとされたものについては、本部で決定するとともに、本部決定後、提案の趣旨を損なわないよう留意し、関係府省庁が本部において定める時期までに措置するものとする。

(2) 評価等に基づき政府が講ずることとなった措置

①全国展開することとなった規制の特例措置

特区で実施する規制の特例措置について、本部において上記2.(3)②i)ア)の評価基準に基づき評価の対応方針が決定されたもの及び関係府省庁が自ら全国展開するとしたものについては、別表1から削除するとともに、実施時期、全国展開の実施内容を明示して、別表2として決定し、必要な法令の改正等を行うものとする。なお、関係府省庁が自ら全国展開しようとする場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。

関係府省庁は、その作成する規制の特例措置を定める法令の改正案と別表2の内容が合致したものとなるよう、内閣府と所要の調整を行うものとする。

上記法令の改正等に当たって、関係府省庁は、既に認定されている特区計画において実施されている規制の特例措置について、実施主体に対して新たな許認可の申請を求めない等の実施の継続が円滑に行われるよう措置しなければならない。

なお、関係府省庁は、別表2に定める事項及びこの内容に合致して定められる法令で規定する条件以上のものを、通達等により付加しないものとする。

②拡充、是正又は廃止等をすることとなった規制の特例措置

本部において2.(3)②i)ウ)、エ)又はオ)の評価基準に基づき評価の対応方針が決定されたもの及び関係府省庁が自ら拡充すると

したものについては、別表1を改定するとともに、必要な法令の改正等を行うものとする。なお、関係府省庁が自ら拡充しようとする場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。また、規制の特例措置の前提となる制度自体が廃止又は抜本的に変更されることにより、規制の特例措置の必要性もなくなる場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。

関係府省庁は、その作成する規制の特例措置を定める法令の改正案と改定される別表1の内容が合致したものとなるよう、内閣府と所要の調整を行うものとする。

なお、関係府省庁は、別表1に定める事項及びこの内容に合致するよう定められる法令で規定する条件以上のものを、通達等により付加しないものとする。

③関連する規制等の改革

本部において規制の特例措置に関連する規制等の改革を実施するものとして評価に関する対応方針が決定された場合及び関係府省庁が自ら関連する規制等の改革を実施するとした場合は、特区において講ずるものについては上記（1）①と同様の取扱いを、全国で実施するものについては上記（1）②と同様の取扱いを、その他のものについては上記（1）③と同様の取扱いを、それぞれ行うものとする。なお、関係府省庁が自ら関連する規制等の改革を実施しようとする場合には、内閣府は必要に応じて関係府省庁とともに評価・調査委員会にその旨報告するものとする。

（3）透明性の確保

特区制度の運用に当たっては、制度の各プロセスにおいて、第三者の目を通じた客観的な評価を可能とするため、インターネット等を活用し、関係資料をできる限り公開することとする。

具体的には、提案の募集・検討に関する事務、関係府省庁との調整状況、規制の特例措置の追加等に関する基本方針の変更、特区の認定に関

する事務、規制の特例措置の評価等に関する会議の構成員、会議資料、議事録等に関する資料については、本部のホームページ等を活用し、迅速に公開することを原則とする。

別表 1

| | |
|---------------------|---|
| 番号 | 101 |
| 特定事業の名称 | 特殊海岸地域交通安全対策事業 |
| 措置区分 | 通達 |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 道路交通法第4条 |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定 | 都道府県公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑等を図るため必要があると認めるとときは、信号機、道路標識又は道路標示を設置して交通の規制をすることができる。 |
| 特例措置の内容 | 特区内に存する特殊海岸地域（路外走行用の仕様や装備を有しない自動車であっても円滑に通行可能で、かつ、道路交通法に基づく道路標識等による交通規制の実効性が確保される地理的条件を具備している砂浜等をいう。）の管理者たる地方公共団体が、地域振興のため当該地域を一般の自動車交通の用に供する場合において、当該自動車交通の安全と円滑を確保するため必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、都道府県警察が地方公共団体と協議して定めた交通安全対策に関する計画に基づき交通規制を実施するよう、都道府県警察に対し通達を発出する。 |
| 同意の要件 | 特になし |
| 特例措置に伴い必要となる手続き | 特になし |

| | |
|---------------------|--|
| 番号 | 201 |
| 特定事業の名称 | 研究職員の勤務時間内技術移転兼業事業 |
| 措置区分 | 規則 |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 国家公務員法第101条 人事院規則14-17 |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定 | 国家公務員法第101条においては、職員は、法律又は命令の定める場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、政府がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならないこととされ、人事院規則14-17に基づき技術移転兼業を行う場合に、割り振られた勤務時間の一部を割くことができる旨の規定はない。 |
| 特例措置の内容 | 地方公共団体が、その設定する特区内に存する特定試験研究機関等（人事院規則14-17に基づく特定試験研究機関等をいう。）の研究職員が技術移転兼業を勤務時間内に行うことが必要と認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたものについて、当該研究職員が技術移転兼業を行つ場合において、勤務時間内兼業によらなければ技術移転事業者の事業の実施に支障が生じると認められ、かつ、勤務時間内兼業を行つたとしても公務の運営に支障が生じないと認められるときには、給与の減額を前提として割り振られた勤務時間の一部を割くことができるものとする。 |
| 実施主体 | 特定試験研究機関等 |
| 同意の要件 | 特になし |
| 特例措置に伴い必要となる手続き | 研究職員がその割り振られた勤務時間を割こうとする場合には、日時を特定して承認権者の承認を得なければならないこととする。 |

| | |
|---------------------|---|
| 番号 | 202 |
| 特定事業の名称 | 研究職員の勤務時間内研究成果活用兼業事業 |
| 措置区分 | 規則 |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 国家公務員法第101条 人事院規則14-18 |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定 | 国家公務員法第101条においては、職員は、法律又は命令の定める場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、政府がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならないこととされ、人事院規則14-18に基づき研究成果活用兼業を行う場合に、割り振られた勤務時間の一部を割くことができる旨の規定はない。 |
| 特例措置の内容 | 地方公共団体が、その設定する特区内に存する試験研究機関等（人事院規則14-18に基づく試験研究機関等をいう。）の研究職員が研究成果活用兼業を勤務時間内に行うことが必要と認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたものについて、当該研究職員が研究成果活用兼業を行う場合において、勤務時間内兼業によらなければ研究成果活用企業の事業の実施に支障が生じると認められ、かつ、勤務時間内兼業を行ったとしても公務の運営に支障が生じないと認められるときには、給与の減額を前提として割り振られた勤務時間の一部を割くことができるものとする。 |
| 実施主体 | 試験研究機関等 |
| 同意の要件 | 特になし |
| 特例措置に伴い必要となる手続き | 研究職員がその割り振られた勤務時間を割こうとする場合には、日時を特定して承認権者の承認を得なければならないこととする。 |

| | |
|---------------------|--|
| 番号 | 203 |
| 特定事業の名称 | 研究職員の勤務時間内監査役兼業事業 |
| 措置区分 | 規則 |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 国家公務員法第101条 人事院規則14-19 |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定 | 国家公務員法第101条においては、職員は、法律又は命令の定める場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、政府がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならないこととされ、人事院規則14-19に基づき監査役兼業を行う場合に、割り振られた勤務時間の一部を割くことができる旨の規定はない。 |
| 特例措置の内容 | 地方公共団体が、その設定する特区内に存する試験研究機関等（人事院規則14-19に基づく試験研究機関等をいう。）の研究職員が監査役兼業を勤務時間内に行うことが必要と認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたものについて、当該研究職員が監査役兼業を行う場合において、勤務時間内兼業によらなければ監査役の職務の遂行に支障が生じると認められ、かつ、勤務時間内兼業を行ったとしても公務の運営に支障が生じないと認められるときには、給与の減額を前提として割り振られた勤務時間の一部を割くことができるものとする。 |
| 同意の要件 | 特になし |
| 特例措置に伴い必要となる手続き | 研究職員がその割り振られた勤務時間を割こうとする場合には、日時を特定して承認権者の承認を得なければならないこととする。 |

| | |
|---------------------|--|
| 番号 | 409 |
| 特定事業の名称 | 地方公務員に係る臨時の任用事業 |
| 措置区分 | 法律 |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 地方公務員法第22条第2項から第5項まで |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定 | 地方公務員の臨時的任用期間は現行6ヶ月以内で、1回に限り更新をすることができる。 |
| 特例措置の内容 | <p>1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、次の(1)から(3)に掲げる場合のいずれかに該当し、又は該当すると見込まれるため臨時的任用を行うことが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る職について次の(1)から(3)に掲げる場合に行う臨時的任用については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第2項から第5項までの規定は、適用しないこととする。</p> <p>(1) 当該地方公共団体がその職務の遂行について資格要件を必要とする職について地方公務員法第22条第2項又は第5項の規定に基づく臨時的任用を行っている場合において、当該構造改革特別区域における人材の需給状況等にかんがみ、同条第2項後段又は第5項後段の規定により更新された任用の期間の満了の際現に任用している職員以外の者をその職に任用することが困難であるとき。</p> <p>(2) 当該地方公共団体が特定の分野に関する職務に職員を従事させることにより、当該職員の資質の向上が図られ、ひいては当該構造改革特別区域における当該特定の分野に係る人材の育成が図られると認められる場合において、当該職務に係る職について1年を超えて臨時的任用を行うことが必要であるとき。</p> <p>(3) 当該構造改革特別区域における住民の生活の向上、行政の効率化等を図るために行う当該構造改革特別区域における当該地方公共団体の事務及び事業の見直しに応じた業務量の一時的な変化により生ずる職制又は定数の改廃等に効率的かつ機動的に対処する必要がある場合において、その職について1年を超えて臨時的任用を行うことが特に必要であるとき。</p> <p>2. 上記1の規定により認定を受けた地方公共団体であって人事委員会を置くものにおいては、任命権者（地方公務員法第6条第1項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。）は、人事委員会規則で定めるところにより、当該認定に係る職について、人事委員会の承認を得て、6月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、その任用は、人事委員会の承認を得て、採用した日（その職に同法第22条第2項の規定に基づき臨時的任用をされている職員をこの規定に基づき引き続き任用する場合にあっては、同条第2項の規定に基づき採用した日）から3年を超えない範囲内に限り、6月を超えない期間で更新することができる。ただし、上記1の(1)から(3)に掲げる場合に該当しないときは、更新することはできない。</p> <p>3. 上記2の場合において、人事委員会は、必要に応じ、臨時的任用につき、任用される者の資格要件を定めるものとする。</p> <p>4. 人事委員会は、上記2及び3の規定に違反する臨時的任用を取り消すことができる。</p> <p>5. 上記1の認定を受けた地方公共団体であって人事委員会を置かないものにおいては、任命権者は、当該認定に係る職について、6月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、その任用は、採用した日（その職に地方公務員法第22条第5項の規定に基づき臨時的任用をされている職員をこの規定に基づき引き続き任用する場合にあっては、同条第5項の規定に基づき採用した日）から3年を超えない範囲内に限り、6月を超えない期間で更新することができる。ただし、上記1の(1)から(3)に掲げる場合に該当しないときは、更新することはできない。</p> <p>6. 上記1の認定を申請する地方公共団体においては、任命権者は、上記2又は5の規定による臨時的任用の適正な実施を確保するため、当該臨時的任用の状況の公表その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> |
| 同意の要件 | 特になし |
| 特例措置に伴い必要となる手続き | 特になし |

| | |
|---------------------|---|
| 番号 | 412 |
| 特定事業の名称 | 条例による事務処理の特例に係る事務の合理化事業 |
| 措置区分 | 法律 |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の3 第3項 |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定 | 条例による事務処理の特例により都道府県知事の権限を市町村長へ移譲し、当該事務権限を定める個別法令の適用が当該市町村に対してなされることとされた後も、当該事務権限を定める個別法令上、国と都道府県が協議等を行うこととされている場合において、これらの協議等については、市町村は都道府県を経由して行うこととする。 |
| 特例措置の内容 | 都道府県が、都道府県知事の権限に属する事務を、条例の定めるところにより、当該都道府県内の市町村（特別区及び都道府県の加入しない同法第284条第1項の広域連合を含む。以下同じ。）が処理することとした場合（当該都道府県内において、当該事務のすべてを市町村が処理することとなる場合に限る。）において、当該市町村が処理する事務（以下「特例事務」という。）に係る経由事務（同法第252条の17の3 第3項の規定により都道府県知事が行うものとされる事務をいう。）を行わないことが、当該都道府県の事務の合理化を図る観点から適切であり、かつ、国、当該都道府県及び当該市町村を通じた事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないと認め、当該特例事務を処理するすべての市町村の区域を含む構造改革特別区域を設定して、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該特例事務に係る経由事務を行わないこととする。 |
| 同意の要件 | 特になし |
| 特例措置に伴い必要となる手続き | 都道府県知事は、上記認定を受けたときは、遅滞なく、その旨を関係市町村の長に通知しなければならない。 |

| | |
|---------------------|--|
| 番号 | 413 |
| 特定事業の名称 | 救急隊の編成の基準の特例適用の拡大による救急隊編成弾力化事業 |
| 措置区分 | 省令 |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 消防法施行令（昭和36年3月25日政令第37号）第44条第1項、消防法施行規則（昭和36年4月1日自治省令第6号）第50条 |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定 | 消防法施行令第44条に規定する救急隊の編成の基準により、救急隊は、救急自動車1台及び救急隊員3人以上をもって編成しなければならないが、救急業務の実施に支障がないものとして総務省令で定める場合には、救急自動車1台及び救急隊員2人をもつて編成することができることが定められている。 これを受け、現行規定では、救急隊の編成の基準の特例として、消防法施行規則第50条において、傷病者を一の医療機関から他の医療機関へ搬送する場合であって、これらの医療機関に勤務する医師、看護師、准看護師又は救急救命士が救急自動車に同乗している場合とすることが定められている。 |
| 特例措置の内容 | <p>1. 構造改革特別区域法（以下「法」という。）第2条第4項に規定する地方公共団体であって消防法（昭和23年法律第186号）第2条第9項に規定する救急業務を実施するものが、その設定する法第2条第1項に規定する構造改革特別区域内に設置する消防機関が、（1）～（3）に規定する要件をすべて満たし、かつ、救急業務の実施体制の一層の充実を図るため救急隊の弾力的な編成を行う必要があると認めて、法第4条第2項第2号に掲げる特定事業の内容として（1）～（3）に規定する要件に適合することを証する内容を記載し、かつ、当該要件に適合することを証する書類を添付し、同条第9項の規定による内閣総理大臣の認定（法第6条第1項の規定による変更の認定を含む。以下同じ。）を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該構造改革特別区域内に設置された消防機関の救急隊の編成の基準の特例について、消防法施行令（昭和36年政令第37号）第44条第1項ただし書に規定する総務省令で定める場合は、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第50条に規定する場合のほか、傷病の程度及び緊急に搬送する必要性が著しく低いと合理的に判断される傷病者を医療機関その他の場所へ搬送する場合とすことができる。</p> <p>（1）緊急通報を受けたときに聴取した傷病者に関する外傷、特殊傷病及び疾病等の情報並びに既往症その他の情報を電子計算機に入力することにより、当該傷病者の傷病の程度及び緊急に搬送する必要性を体系的かつ自動的に識別するための仕組みを整備するとともに、通報を受けた時から出動するまでの手順を確立していること。</p> <p>（2）（1）による識別の結果、1. に定める場合であるとあらかじめ認められ、救急自動車1台及び救急隊員2人により出動した場合において、救急現場において傷病者の傷病の程度が当該識別の結果に比し重度であることが判明する等の不測の事態が生じた場合に、1. の特例措置に係る救急業務の実施に際し、あらかじめ定めた基準及び要領に従って、3人以上の救急隊員により速やかに必要な措置を実施することができる体制を確保していること。</p> <p>（3）通信指令管制業務を行う施設に医師を常時配置し、必要に応じて、医師が当該業務を行う消防職員及び救急業務に従事する救急隊員に対して直接指導又は助言を行うことができる体制を確保していること。</p> <p>2. 1. の規定は、1. の認定を受けた地方公共団体が、救急自動車1台及び救急隊員2人で出動することにより、傷病者を搬送する上で危険を生ずるおそれがあると判断する場合については、適用しない。</p> |
| 同意の要件 | 地方公共団体が提出した構造改革特別区域計画及び添付書類により、上記「特例措置の内容」に記載されている1. （1）～（3）の内容により、その救急業務の実施において現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されることが確認されること。 |
| 特例措置に伴い必要となる手続き | 特になし |

| | |
|---------------------|--|
| 番号 | 504 |
| 特定事業の名称 | 特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業 |
| 措置区分 | 通達 |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | なし |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定 | なし |
| 特例措置の内容 | <p>地方公共団体が次のいずれにも適合すると認めて内閣総理大臣に構造改革特別区域計画を申請し、認定された場合には、特区内において、当該特区の特定事業若しくはその関連事業の遂行に必要な業務に従事する外国人又は当該外国人の家族に係る在留資格認定証明書交付申請、資格外活動許可申請、在留資格変更許可申請、在留期間更新許可申請及び在留資格取得許可申請につき、審査を担当する地方入国管理局において、特に迅速な審査が行われるように、他の案件と区別して優先的に処理する。</p> <p>1. 本事業は単独で行われるものではなく、他の特定事業と併せて実施されるものであること。</p> <p>2. 本事業と併せて実施される他の特定事業又はその関連事業が、これらの事業の遂行に必要な業務に外国人が従事する又は従事することが予定されているものであること。</p> <p>3. 本事業の対象となる特定事業又はその関連事業の名称、実施主体及び開始時期並びに外国人が実際に活動する公私の機関及びその施設の名称、所在地及び当該活動の内容が、構造改革特別区域計画において明示されていること。</p> |
| 同意の要件 | 特になし |
| 特例措置に伴い必要となる手続き | 特になし |

| | |
|---------------------|--|
| 番号 | 505 |
| 特定事業の名称 | 特定事業等に係る外国人の永住許可弾力化事業 |
| 措置区分 | 通達 |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 入国・在留審査要領（平成15年9月10日法務省管在第5329号）第12編第2章第27節 |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定 | 永住許可の要件として、引き続き10年以上本邦に在留していることが求められるところ、外交、社会、経済、文化等の分野において我が国への貢献があると認められる者は、当該在留実績について5年以上となっている。 |
| 特例措置の内容 | <p>地方公共団体が次のいずれにも適合すると認めて内閣総理大臣に構造改革特別区域計画を申請し、認定された場合には、特区内において、当該特区の特定事業又はその関連事業の遂行に必要な業務に従事する外国人であって、これらの事業において我が国への貢献があると認められる者については、永住許可の要件のうち、必要な在留実績を5年以上から3年以上に短縮する。</p> <p>1. 本事業は単独で行われるものではなく、他の特定事業と併せて実施されるものであること。</p> <p>2. 本事業と併せて実施される他の特定事業又はその関連事業が、これらの事業の遂行に必要な業務に外国人が従事する又は従事することが予定されているものであること。</p> <p>3. 本事業の対象となる特定事業又はその関連事業の名称、実施主体及び開始時期並びに外国人が実際に活動する公私の機関及びその施設の名称、所在地及び当該活動の内容が、構造改革特別区域計画において明示されていること。</p> |
| 同意の要件 | 特になし |
| 特例措置に伴い必要となる手続き | 特になし |

| | |
|---------------------|---|
| 番号 | 512 |
| 特定事業の名称 | 地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業 |
| 措置区分 | 通達 |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 入国・在留審査要領（平成15年9月10日法務省管在第5329号）第12編第2章第16節 |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定 | 「企業内転勤」の在留資格は、本邦に事業所が存在することが前提となっているところ、新たに出店等をする場合において、当該事業所として使用する施設が、地方公共団体等から当該外国人が稼働する外国企業に対し提供された施設である場合には、当該活動の拠点となる事業所の確保が確実で当該活動が安定的かつ継続的に行われる見込みがあるものとみなすこととなっている。 |
| 特例措置の内容 | <p>1. 地方公共団体が、その設定する特区が次のいずれにも該当するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、本邦に上陸しようとする外国人から、当該外国人が稼働する外国企業に対して地方公共団体が助成の対象として指定し又は地方公共団体等が転貸する施設を事業所として使用し、外国企業の支店等開設準備に係る活動であって「企業内転勤」の在留資格に係る活動を行うものとして、在留資格認定証明書の交付の申請があり、かつ、それが当該在留資格に係る上陸許可基準に適合している場合には、当該活動の拠点となる事業所の確保が確実で当該活動が安定的かつ継続的に行われる見込みがあるものとして、当該認定証明書を交付することができる。</p> <p>(1) 外国企業（地方公共団体において、事業の実施が確実で当該事業の実施が特区内の産業発展等に資すると認める外国企業に限る。）が本邦において事業を行う拠点となる当該特区内の事業所の確保を支援するため、当該外国企業に対して当該特区内においてその事業の用に供する施設を地方公共団体が助成の対象として指定し又は地方公共団体等が転貸するための必要な措置が講じられていること。</p> <p>(2) 当該特区において、投資活動を行う外国企業が相当程度集積するものと見込まれること。</p> <p>(3) 当該特区において外国企業が集積することにより、当該外国企業が実施する事業が属する分野の産業の発展が相当程度見込まれること。</p> <p>2. 上記1. の申請をする地方公共団体は、上記1. (1) の施設を転貸する機関が当該地方公共団体以外の機関である場合には、当該機関を特定しなければならない。</p> <p>3. 上記1. (1) の規定により、地方公共団体において施設の指定を行った上で、次に掲げる①から⑤の要件を満たさなければならない。さらに、地方公共団体等が賃借している施設につき、更に外国企業に転貸する場合においては、①から⑤に加えて⑥の要件も満たさなければならない。</p> <p>【要件】</p> <p>①賃貸借が可能である施設が存在していること（ただし、居住することを前提とした施設等、事業所として継続的に事業を行っていくことが不適切であるものは除く。）。</p> <p>②地方公共団体が当該施設を事業拠点として指定する場合には、あらかじめ、当該施設の所有者及び外国法人から、当該施設につき賃貸借契約を行う意思を記した誓約書等を地方公共団体に提出せること。</p> <p>③本邦に入国後、当該賃貸借契約を行った場合には、当該外国企業は、速やかに地方公共団体を通じて契約書の写しを地方入国管理局へ提出すること。また、指定された施設を使用しない場合、又は使用することができなくなった場合においては、地方公共団体において代替となる施設をあっせんする等、事業所の創設を確実に担保することが可能となるような措置を講ずること。</p> <p>④本邦に入国後、3ヶ月以内に事業所を設けて事業を開始することとし、地方公共団体は、当該事業の開始後1週間以内に地方入国管理局に報告を行うこと。</p> <p>⑤当該期間内に事業を開始しない場合は、地方公共団体は、当該外国人の所在を確認の上、速やかに地方入国管理局に報告するとともに、当該外国人に対して帰国を求め、さらに、当該地方入国管理局の措置等により当該外国人が帰国することとなった場合においては、帰国情費を調達するに必要な協力等、帰国するための協力をすること。</p> <p>⑥施設の所有者と地方公共団体等における、当該施設に係る転貸借の契約書等の写しを地方入国管理局に提出すること。</p> |
| 同意の要件 | 特になし |
| 特例措置に伴い必要となる手続き | 特になし |

| | |
|---------------------|---|
| 番号 | 707 (708) |
| 特定事業の名称 | 特定農業者による特定酒類の製造事業 |
| 措置区分 | 法律 |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 酒税法（昭和28年法律第6号）第7条第2項 |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定 | <p>酒類の製造免許は、免許を受けた後1年間に製造しようとする酒類の見込数量が当該酒類につき次に掲げる数量に達しない場合には、受けることができない。</p> <p>1 清酒 60キロリットル 2 合成清酒 60キロリットル 3 連續式蒸留焼酎 60キロリットル 4 単式蒸留焼酎 10キロリットル 5 みりん 10キロリットル 6 ビール 60キロリットル 7 果実酒 6キロリットル 8 甘味果実酒 6キロリットル 9 ウイスキー 6キロリットル 10 ブランデー 6キロリットル 11 原料用アルコール 6キロリットル 12 発泡酒 6キロリットル 13 その他の醸造酒 6キロリットル 14 スピリッツ 6キロリットル 15 リキュール 6キロリットル 16 粉末酒 6キロリットル 17 雜酒 6キロリットル</p> |
| 特例措置の内容 | <p>1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内において農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号）第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿業その他酒類を自己の営業場において飲用に供する業を営む農業者（以下この表において「特定農業者」という。）が、当該構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において、次の各号に掲げる酒類（以下この表において「特定酒類」という。）を製造することにより、当該構造改革特別区域内において生産される農産物を用いた酒類の提供を通じて地域の活性化を図ることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、特定農業者（内閣総理大臣の認定を受けた当該構造改革特別区域計画に定められた特定農業者による特定酒類の製造事業の実施主体である者に限る。以下この表において「認定計画特定農業者」という。）が、当該構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において特定酒類を製造するため、特定酒類の製造免許を申請した場合には、酒税法第7条第2項（最低製造数量基準）及び第12条第4号（酒類の製造免許の取消し）の規定は、適用しない。</p> <p>（1）酒税法第3条第13号（ニ及びホ（同号ニに掲げる酒類に同号ホに規定する政令で定める植物を浸してその成分を浸出させたものに係る部分に限る。）を除く。）に規定する果実酒（自ら生産した果実（これに準ずるものとして財務省令で定めるもの（※1）を含む。）以外の果実を原料としたものを除く。） 同条第13号に規定する果実酒の製造免許</p> <p>（2）酒税法第3条第19号に規定するその他の醸造酒（米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるもの（※2）に限る。以下この号において同じ。）、米こうじ及び水又は米、水及び麦その他財務省令で定める物品（※3）を原料として発酵させたもので、こさないものに限る。） 同条第19号に規定するその他の醸造酒の製造免許</p> <p>2. 上記の認定計画特定農業者の申請に基づき税務署長が、酒税法第3条第13号に規定する果実酒の製造免許を与える場合においては製造する酒類の範囲につき上記1（1）の酒類に限る旨の条件を、酒税法第3条第19号に規定するその他の醸造酒の製造免許を与える場合においては製造する酒類の範囲につき上記1（2）の酒類に限る旨の条件を付すことができる。</p> <p>3. 本特例措置の適用を受けて果実酒の製造免許を受けた者が製造した上記1（1）の酒類は、当該果実酒の製造免許を受けた者が構造改革特別区域内に所在する自己の営業場又は製造場（当該製造免許を受けた製造場に限る。）において飲用に供する場合を除き、販売してはならない。</p> <p>4. 当該構造改革特別区域について内閣総理大臣の認定が取り消された場合、本特例措置の適用を受けて酒類の製造免許を受けた者が認定計画特定農業者でなくなった場合又は本特例措置の適用を受けて果実酒の製造免許を受けた者が上記3の規定に違反した場合には、税務署長は、上記1に定める酒類の製造免許を取り消すことができる。</p> <p>5. 酒税法第7条第3項第3号（果実酒の製造免許を受けた者に係る部分に限る。）の規定は、本特例措置の適用を受けて果実酒の製造免許を受けた者については、適用しない。</p> |

(※1) 「自ら生産した果実に準ずるものとして財務省令で定めるもの」とは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める果実をいう。

(1) 農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に規定する農地（以下この表において「農地」という。）につき耕作の業務を営む者（以下この表において「農業経営者」という。）の同法第2条第2項に規定する世帯員等（以下この表において「世帯員等」という。）で、当該農業経営者の行う果実の生産に従事する者（当該生産に従事する者であることについて当該生産に従事する農地の所在地の農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第3条第5項の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長。以下この表において同じ。）から証明を受けた者に限る。）の場合 当該農業経営者が生産した当該果実
(2) 農地につき耕作の業務を営む農地所有適格法人（農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。以下この表において同じ。）の組合員、社員又は株主（以下この表において「組合員等」という。）で、当該農地所有適格法人の行う果実の生産に従事する者（当該生産に従事する者であることについて当該生産に従事する農地の所在地の農業委員会から証明を受けた者に限る。）の場合 当該農地所有適格法人が生産した当該果実

(3) 風水害、干害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害（以下この表において「災害等」という。）により自ら生産した果実（(1) 又は(2) に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める果実を含む。以下この号において同じ。）を原料として上記1(1)の酒類を製造することができなくなった場合（当該災害等により自ら生産した果実に被害を受けたことにつき地方公共団体の長から証明を受けた場合に限る。）当該酒類の製造場の所在する構造改革特別区域内において生産された当該果実（当該災害等により当該構造改革特別区域内において生産された当該果実を上記1(1)の酒類の原料とすることができなくなったことにつき地方公共団体の長から証明を受けた場合にあっては、当該構造改革特別区域以外の地域において生産された当該果実を含む。）

(※2) 「自ら生産した米に準ずるものとして財務省令で定めるもの」とは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める米をいう。

(1) 農業経営者の世帯員等で、当該農業経営者の行う米の生産に従事する者（当該生産に従事する者であることについて当該生産に従事する農地の所在地の農業委員会から証明を受けた者に限る。）の場合 当該農業経営者が生産した米

(2) 農地につき耕作の業務を営む農地所有適格法人の組合員等で、当該農地所有適格法人の行う米の生産に従事する者（当該生産に従事する者であることについて当該生産に従事する農地の所在地の農業委員会から証明を受けた者に限る。）の場合 当該農地所有適格法人が生産した米

(3) 災害等により自ら生産した米（(1) 又は(2) に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める米を含む。以下この号において同じ。）を原料として上記1(2)の酒類を製造することができなくなった場合（当該災害等により自ら生産した米に被害を受けたことにつき地方公共団体の長から証明を受けた場合に限る。）当該酒類の製造場の所在する構造改革特別区域内において生産された米

（当該災害等により当該構造改革特別区域内において生産された米を上記1(2)の酒類の原料とすることができなくなったことにつき地方公共団体の長から証明を受けた場合にあっては、当該構造改革特別区域以外の地域において生産された米を含む。）

(※3) 財務省令で定める物品とは、麦その他の穀類（米を除く。）、でん粉若しくはこれらのこうじ、米こうじ又は清酒かすをいう。

| | |
|-----------------|------|
| 同意の要件 | 特になし |
| 特例措置に伴い必要となる手続き | 特になし |

| | |
|---------------------|---|
| 番号 | 709(710,711) |
| 特定事業の名称 | 特産酒類の製造事業 |
| 措置区分 | 法律 |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 酒税法（昭和28年法律第6号）第7条第2項 |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定 | <p>酒類の製造免許は、免許を受けた後1年間に製造しようとする酒類の見込数量が当該酒類につき次に掲げる数量に達しない場合には、受けることができない。</p> <p>1 清酒 60キロリットル 2 合成清酒 60キロリットル 3 連続式蒸留焼酎 60キロリットル 4 単式蒸留焼酎 10キロリットル 5 みりん 10キロリットル 6 ビール 60キロリットル 7 果実酒 6キロリットル 8 甘味果実酒 6キロリットル 9 ウイスキー 6キロリットル 10 ブランデー 6キロリットル 11 原料用アルコール 6キロリットル 12 発泡酒 6キロリットル 13 その他の醸造酒 6キロリットル 14 スピリッツ 6キロリットル 15 リキュール 6キロリットル 16 粉末酒 6キロリットル 17 雑酒 6キロリットル</p> |
| 特例措置の内容 | <p>1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内において生産される農産物、当該構造改革特別区域の周辺の漁場の区域（漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により当該漁場の区域を定めた漁業の免許について定められている地元地区又は関係地区的全部又は一部が当該構造改革特別区域に含まれるもの）内において採捕され若しくは養殖される水産物又は当該農産物若しくは当該水産物を原材料として製造される加工品（以下この表において「特区内農産物等」という。）であって当該地域の特産物であるものを用いた酒類の製造を通じて地域の活性化を図ることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該構造改革特別区域内に所在する自己の酒類の製造場（以下この表において「特区内自己製造場」という。）において（1）から（4）までに掲げる酒類（以下この表において「特産酒類」という。）を製造しようとする者（内閣総理大臣の認定を受けた当該構造改革特別区域計画に定められた特産酒類の製造事業の実施主体である者に限る。以下この表において「認定計画特定事業者」という。）が、当該（1）から（4）までに定める酒類の製造免許を申請した場合には、（1）又は（3）に掲げる酒類にあっては酒税法第7条第2項（最低製造数量基準）及び第12条第4号（酒類の製造免許の取消し）の規定を適用せず、（2）又は（4）に掲げる酒類にあっては同法第7条第2項及び第12条第4号の規定の適用については、同項第7号中「6キロリットル」とあるのは「2キロリットル」と、同項第15号中「6キロリットル」とあるのは「1キロリットル」とする。</p> <p>（1）酒税法第3条第10号に規定する単式蒸留焼酎（当該地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定した農産物、水産物又は加工品（特区内農産物等又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるもの（※1）に限る。）（3）及び（4）において「特産農産物等」という。）を主たる原料としたものに限る。） 同号に規定する単式蒸留焼酎の製造免許</p> <p>（2）酒税法第3条第13号（二及びホ（同号ニに掲げる酒類に同号ホに規定する政令で定める植物を浸してその成分を浸出させたものに係る部分に限る。）を除く。）に規定する果実酒（当該地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定した果実（当該構造改革特別区域内において生産されたもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるもの（※2）に限る。）以外の果実を原料としたものを除く。） 同条第13号に規定する果実酒の製造免許</p> <p>（3）酒税法第3条第17号に規定する原料用アルコール（同条第10号に規定する単式蒸留焼酎の製造免許を受けた者が特産農産物等を原料の全部又は一部として発酵させたアルコール含有物を単式蒸留機（同号イに規定する単式蒸留機をいう。）により蒸留したものに限る。） 同条第17号に規定する原料用アルコールの製造免許</p> |

(4) 酒税法第3条第21号に規定するリキュール（酒類及び特産農産物等を原料の全部又は一部としたものであって特区内自己製造場において製造された酒類を原料としていないものに限る。）同号に規定するリキュールの製造免許

2. 上記の認定計画特定事業者の申請に基づき税務署長が、酒税法第3条第10号に規定する単式蒸留焼酎の製造免許を与える場合においては製造する酒類の範囲につき上記1(1)の酒類に限る旨の条件及び製造する酒類の数量につき酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するためのものとして財務省令で定める数量（※3）を超えない範囲内に限る旨の条件を、同条第13号に規定する果実酒の製造免許を与える場合においては製造する酒類の範囲につき上記1(2)の酒類に限る旨の条件を、同条第17号に規定する原料用アルコールの製造免許を与える場合においては製造する酒類の範囲につき上記1(3)の酒類に限る旨の条件を、同条第21号に規定するリキュールの製造免許を与える場合においては製造する酒類の範囲につき上記1(4)の酒類に限る旨の条件をそれぞれ付すことができる。

3. 本特例措置の適用を受けて原料用アルコールの製造免許を受けた者は、当該製造免許に係る構造改革特別区域内に所在する自己的営業場若しくは製造場（当該製造免許を受けた製造場に限る。）において飲用に供する場合又は当該構造改革特別区域内に所在するホテル、旅館、酒場その他の営業場において酒類を飲用に供することを業とする者に対し、当該営業場において飲用に供させるために販売する場合を除き、その製造した上記1(3)の酒類を販売してはならない。

4. 当該構造改革特別区域について内閣総理大臣の認定が取り消された場合、本特例措置の適用を受けて酒類の製造免許を受けた者が認定計画特定事業者でなくなった場合又は本特例措置の適用を受けて原料用アルコールの製造免許を受けた者が上記3に違反した場合には、税務署長は、上記1(1)から(4)までに定める酒類の製造免許を取り消すことができる。

5. 酒税法第7条第3項第2号（単式蒸留焼酎の製造免許を受けた者に係る部分に限る。）の規定は、本特例措置の適用を受けて単式蒸留焼酎の製造免許を受けた者について、同項第3号（果実酒の製造免許を受けた者に係る部分に限る。）の規定は、本特例措置の適用を受けて果実酒の製造免許を受けた者について、それぞれ適用しない。

（※1）「特区内農産物等に準ずるものとして財務省令で定めるもの」とは、風水害、干害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害（以下この表において「災害等」という。）により特区内農産物等（当該地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定したものに限る。以下この表において同じ。）を原料として上記1(1)、(3)又は(4)の酒類を製造することができなくなった場合（当該災害等により当該特区内農産物等を上記1(1)、(3)又は(4)の酒類の原料とすることができなくなったことにつき当該地方公共団体の長から証明を受けた場合に限る。）における当該構造改革特別区域以外の地域において生産された農産物で当該特区内農産物等と同一の種類のもの、上記1の当該構造改革特別区域の周辺の漁場の区域以外の区域において採捕され若しくは養殖された水産物で当該特区内農産物等と同一の種類のもの又は当該農産物若しくは当該水産物を原材料として製造された加工品で当該特区内農産物等と同一の種類のものをいう。

（※2）「当該構造改革特別区域内において生産された果実に準ずるものとして財務省令で定めるもの」とは、災害等により当該構造改革特別区域内において生産された果実（当該地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定したものに限る。）を原料として上記1(2)の酒類を製造することができなくなった場合（当該災害等により当該構造改革特別区域内において生産された当該果実を上記1(2)の酒類の原料とすることができなくなったことにつき当該地方公共団体の長から証明を受けた場合に限る。）における当該構造改革特別区域以外の地域において生産された当該果実をいう。

（※3）「酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するためのものとして財務省令で定める数量」とは、各年度（毎年4月1日から翌年3月31日までの間をいう。）ごとに、酒税法第7条第2項第4号に定める数量（10キロリットル）をいう。

| | |
|-----------------|------|
| 同意の要件 | 特になし |
| 特例措置に伴い必要となる手続き | 特になし |

| | |
|---------------------|---|
| 番号 | 712 |
| 特定事業の名称 | 清酒の製造場における製造体験事業 |
| 措置区分 | 法律 |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 酒税法（昭和28年法律第6号）第7条第1項 |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定 | 酒類を製造しようとする者は、製造しようとする酒類の品目（第3条第7号から第23号までに掲げる酒類の区分をいう。以下同じ。）別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許（以下「製造免許」という。）を受けなければならない。ただし、酒類の製造免許を受けた者（以下「酒類製造者」という。）が、その製造免許を受けた製造場において当該酒類の原料とするため製造する酒類については、この限りでない。 |
| 特例措置の内容 | <p>1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内において酒税法第7条第1項の規定により清酒（同法第3条第7号に規定する清酒をいう。以下この表において同じ。）の製造免許を受けた者（以下この表において「清酒製造者」という。）が、当該構造改革特別区域の魅力の増進に資する施設（以下この表において「特定施設」という。）において、清酒の製造体験の機会を提供することを通じて地域の活性化を図ることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定を受けた当該構造改革特別区域計画（構造改革特別区域法第6条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に定められた同法別表第17号に掲げる特定事業の実施主体である当該清酒製造者（以下この表において「認定計画特定清酒製造者」という。）が、当該構造改革特別区域内に所在する当該認定計画特定清酒製造者が清酒の製造免許を受けた製造場（酒税法第28条第6項及び第28条の3第4項、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第87条の6第8項並びに沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和46年法律第129号）第81条第1項の規定により酒類の製造免許を受けた製造場とみなされた場所並びに既に本特例措置の適用を受けている製造場を除く。以下この表において「既存の製造場」という。）の所在地の所轄税務署長に申請をし、その承認を受けた場合には、当該構造改革特別区域内に所在する一の場所（当該構造改革特別区域計画に定められた当該特定施設（下記7（3）において「認定計画特定施設」という。）内の場所に限るものとし、政令で定める場所を除く。）については、当該既存の製造場と一の清酒の製造場とみなして、酒税法その他酒税又は酒税の保全に関する法令の規定を適用する。</p> <p>2. 本特例措置の承認の申請があった場合において、当該申請をした者又は当該承認を受けようとする場所について、酒税の取締り上不適当と認められ、又は清酒の製造体験に係る設備が不十分と認められる事情があるときは、税務署長は、その承認を与えないことができる。</p> <p>3. 本特例措置の承認を受けた者は、当該承認に係る既存の製造場（以下この表において「主製造場」という。）と本特例措置の適用により主製造場と一の清酒の製造場とみなされた場所（以下この表において「体験製造場」という。）との間で酒母（酒税法第3条第24号に規定する酒母をいう。下記7（4）及び8において同じ。）又はもろみ（同条第25号に規定するもろみをいう。下記7（4）及び8において同じ。）を移動しようとする場合には、その旨を当該承認をした税務署長に届け出なければならない。</p> <p>4. 体験製造場から移出した酒類に係る酒税の納稅地は、酒税法第53条の規定にかかわらず、当該体験製造場に係る主製造場の所在地とする。</p> <p>5. 本特例措置の承認を受けた者が体験製造場において酒類を製造し、又は移出した場合における酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）第9条第1項、第14条第1項及び第2項並びに第86条の5の規定の適用については、当該体験製造場において製造し、又は移出した酒類を当該体験製造場に係る主製造場において製造し、又は移出したものとみなす。</p> <p>6. 税務署長は、本特例措置の承認を受けた者又は体験製造場について、酒税の取締り上不適当と認められ、又は清酒の製造体験に係る設備が不十分と認められる事情が生じたときは、その承認を取り消すことができる。</p> <p>7. 次の（1）から（10）までに掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該（1）から（10）までに定める日に、本特例措置の承認は、その効力を失う。この場合において、当該承認に係る者又はその相続人（包括受遺者を含む。下記9において同じ。）は、（1）から（5）までに掲げる場合（（4）に掲げる場合にあっては、（4）に規定する製造免許を与えた税務署長と当該承認をした税務署長とが異なる場合に限る。）のいずれかに該当するときは、遅滞なく（（5）にあっては、体験製造場において清酒の製造を廃止するときまでに）、その旨を当該承認をした税務署長に届け出なければならない。</p> |

(1) 構造改革特別区域法第9条第1項の規定により本特例措置の認定が取り消された場合 当該認定が取り消された日
 (2) 本特例措置の承認を受けた者が認定計画特定清酒製造者でなくなった場合
 ((1)に該当する場合を除く。) 当該承認を受けた者が認定計画特定清酒製造者でなくなった日
 (3) 体験製造場の所在する特定施設が認定計画特定施設でなくなった場合
 ((1)に該当する場合を除く。) 当該特定施設が認定計画特定施設でなくなった日
 (4) 本特例措置の承認を受けた者が体験製造場について酒税法第7条第1項又は第8条の規定により酒類又は酒母若しくはもろみの製造免許を受けた場合 当該承認を受けた者が当該製造免許を受けた日の前日
 (5) 体験製造場における清酒の製造を廃止した場合 当該清酒の製造を廃止した日
 (6) 酒税法第7条第4項の規定により本特例措置の承認を受けた者の主製造場に係る清酒の製造免許に付された期限(同条第5項の規定により当該期限が延長された場合には、その延長後の期限。下記8(1)において同じ。)が経過した場合当該期限が経過した日の前日
 (7) 主製造場に係る清酒の製造免許が酒税法第12条の規定により取り消され、又は同法第17条第1項の規定による申請に基づき取り消された場合 当該清酒の製造免許が取り消された日
 (8) 本特例措置の承認を受けた者(法人に限る。)の合併又は解散により主製造場に係る清酒の製造免許が消滅した場合 当該清酒の製造免許が消滅した日
 (9) 本特例措置の承認を受けた者(個人に限る。)が死亡した場合 当該承認を受けた者が死亡した日
 (10) 酒税法第16条第1項の規定により許可を受けて主製造場を移転した場合 当該主製造場を移転した日

8. 次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、その該当することとなった時に当該酒類又は酒母若しくはもろみ(以下この表において「酒類等」という。)をその体験製造場から移出したものとみなして、酒税法その他酒税又は酒税の保全に関する法令の規定を適用する。この場合において、酒母又はもろみは、その他の醸造酒(酒税法第3条第19号に規定するその他の醸造酒をいう。以下この表において同じ。)とみなし、酒母又はもろみの製造者は、その他の醸造酒の製造者とみなす。

(1) 上記7の規定により本特例措置の承認が失効した場合において、当該承認に係る酒類等(酒税法第7条第1項ただし書又は第8条ただし書の規定の適用を受けたものを含む。(2)において同じ。)がその体験製造場に現存するとき((3)に該当する場合を除く。)。ただし、下記9の規定により酒類(清酒に限る。)の製造又は販売の継続を認められた場合(上記7(6)又は(7)に該当する場合にあっては、7(6)の期限の経過又は同法第17条第1項の規定による申請に基づく製造免許の取消しと同時に同法第20条第1項の規定により清酒の販売の継続を認められた場合に限る。)を除く。

(2) 上記6の規定により本特例措置の承認が取り消された場合において、当該承認に係る酒類等がその体験製造場に現存するとき((3)に該当する場合を除く。)。

(3) 上記6の規定により本特例措置の承認が取り消された者又は酒税法第12条の規定により主製造場に係る清酒の製造免許を取り消された者が下記9の規定の適用を受けてその体験製造場において清酒を製成したとき。

9. 上記6又は7の規定により本特例措置の承認が取り消され、又は失効した場合において、当該体験製造場に半製品又は酒類が現存するときは、税務署長は、当該承認に係る者(合併により清酒の製造免許が消滅した場合で合併後存続する法人又は合併により設立した法人が清酒の製造免許を受けないときは当該法人を含み、上記7(6)から(8)までに該当する場合にあっては酒税法第20条第1項の規定の適用がある者に限る。)又はその相続人(同法第19条第2項又は第20条第1項の規定の適用がある者に限る。)の申請により、期間を指定し、当該酒類(清酒に限る。以下9において同じ。)の製造又は販売を継続させることができる。この場合において、当該酒類の処分又はその体験製造場からの移出が完了し、及びその酒税が完納されるまでの間は、これらの者を本特例措置の承認を受けた認定計画特定清酒製造者とみなして、この表(上記2、6及び7を除く。)の規定を適用する。

| | |
|-----------------|------|
| 同意の要件 | 特になし |
| 特例措置に伴い必要となる手続き | |

| | |
|---------------------|---|
| 番号 | 811 |
| 特定事業の名称 | 校地面積基準の引き下げによる大学等設置事業 |
| 措置区分 | 省令 |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 大学設置基準第37条、短期大学設置基準第30条 |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定 | 大学の校地の面積（附属病院以外の附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く。）は、収容定員上の学生一人当たり10平方メートルとして算定した面積に附属病院建築面積を加えた面積とする。（短期大学においても同様の取扱い） |
| 特例措置の内容 | 地方公共団体が、地域の集積が高い等の特別の理由があって、大学及び短期大学の教育・研究に支障が生じないものとして、内閣総理大臣に認定を申請し、その認定を受けたときは、校地面積を減ずることができるようにする。 |
| 特区計画で特定すべき主体 | 大学設置者 |
| 同意の要件 | 特になし |
| 特例措置に伴い必要となる手続き | 特になし |

| | |
|---------------------|---|
| 番号 | 816 |
| 特定事業の名称 | 学校設置会社による学校設置事業 |
| 措置区分 | 法律 |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第1項、第4条第1項第3号等 |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定 | 国、地方公共団体及び学校法人のみが学校教育法第1条に定める学校を設置できることとされている。 また、高等学校以下の私立学校の設置認可等は都道府県知事とされている。 |
| 特例措置の内容 | <p>1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を株式会社の設置する学校が行うことが適切かつ効果的であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、学校教育法第2条第1項及び第4条第1項第3号は、以下のとおりとする。</p> <p>第2条第1項 学校は、国、地方公共団体、私立学校法第3条に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）及び構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第2項に規定する特別の事情に対応するための教育又は研究を行い、かつ、同項各号に掲げる要件の全てに適合している株式会社（以下、学校設置会社という。）のみが、これを設置することができる。</p> <p>第4条第1項第3号 私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事（学校設置会社の設置するものにあつては、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長。第10条、第14条、第44条（第28条、第49条、第62条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）及び第54条第3項（第70条第1項において準用する場合を含む。）において同じ。）※高等学校以下の学校の認可等について、認定を受けた地方公共団体が行うことになる。</p> <p>2. 学校を設置する株式会社（以下「学校設置会社」という。）は、その構造改革特別区域に設置する学校において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を行うものとし、次に掲げる要件の全てに適合していなければならぬ。</p> <p>（1）文部科学省令で定める基準（※高等学校設置基準等、既存の各種設置基準を指すもの。）に適合する施設及び設備又はこれらに要する資金並びに当該学校の経営に必要な財産を有すること。</p> <p>（2）当該学校の経営を担当する役員が学校を経営するために必要な知識又は経験を有すること。</p> <p>（3）当該学校設置会社の経営を担当する役員が社会的信望を有すること。</p> <p>3. 学校設置会社は、文部科学省令で定めるところにより、当該学校設置会社の業務及び財産の状況を記載した書類（以下「業務状況書類等」という。）を作成し、その設置する学校に備えて置かなければならない。</p> <p>学校設置会社の設置する学校に入学又は入園を希望する者その他の関係人は、学校設置会社の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。</p> <p>（1）業務状況書類等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求</p> <p>（2）業務状況書類等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したもの閲覧又は謄写の請求</p> <p>（文部科学省令においては、備えるべき書類、電磁的記録として保存されている場合の閲覧の方法、作成の期限及び備え置く期間を定める。なお、業務状況書類等を備えて置かず、記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに閲覧を拒んだ場合、取締役、執行役又は清算人は20万円以下の罰金。）</p> <p>4. 認定を受けた地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）は、学校設置会社の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、毎年度、評価を行わなければならない。</p> <p>また、評価を行った認定地方公共団体は、遅滞なく、その結果を当該学校に通知するとともに、これを公表しなければならない。</p> <p>5. 認定地方公共団体は、学校設置会社の経営の状況の悪化等によりその設置する学校の経営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校に在学する者が適切な修学を維持することができるよう、転学のあっせんその他の必要な措置を講じなければならない。</p> |

6. 文部科学大臣又は認定地方公共団体の長は、学校設置会社の設置する学校について学校教育法第4条第1項の認可又は同法第13条若しくは第14条の命令をするときは、あらかじめ、文部科学大臣にあっては大学設置・学校法人審議会の意見を、認定地方公共団体の長にあっては、当該認定地方公共団体が設置するこれらの認可又は命令に係る事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関の意見を、それぞれ聽かなければならない。

なお、認定地方公共団体が設置する審議会その他の合議制の機関は、学校設置会社による学校設置事業に対する認定地方公共団体の指導監督に係るPDCAサイクルの確実な実施のための中心的な役割を担うことが期待されているものである。このため、審議会その他の合議制の機関の審議対象には、学校設置会社による学校設置事業の運営状況はもとより、認定地方公共団体の事務局体制等その指導監督全般が含まれ、また、審議会その他の合議制の機関の構成員には、学校設置会社の設置する学校の種類に応じた教育に関し学識経験を有する者及び会計に関し学識経験を有する者が含まれるべきものである。

7. 認定地方公共団体の長は、学校設置会社の設置する学校について認可をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

8. 学校設置会社の設置する学校が大学又は高等専門学校である場合にあっては文部科学大臣、学校設置会社の設置する学校が大学及び高等専門学校以外の学校である場合にあっては認定地方公共団体の長は、当該学校に対して、教育の調査、統計その他に關し必要な報告書の提出を求めることができる。

9. 学校設置会社について下記の法律を適用するにあたり、以下のような読替を行う。

(1) 学校設置会社が設置する高等学校等について所轄庁が認定地方公共団体の長となることに伴う読替（教職員免許法（昭和24年法律第147号）、義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（昭和29年法律第157号））

(2) 私立学校の設置者として学校法人のみを想定している規定に、学校設置会社を加える読替（教職員免許法、教職員免許法施行法（昭和24年法律第148号））

(3) 学校設置株式会社が設置する学校について財政的支援の対象としないための読替（地方交付税法（昭和25年法律第211号）、旧軍港市転換法（昭和25年法律第220号）、産業教育振興法（昭和26年法律第228号）、理科教育振興法（昭和28年法律第186号）、学校給食法（昭和29年法律第160号）、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和31年法律第157号））

(4) 学校設置会社の教職員について、私学共済法の適用を除外するための読替（私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号））

(5) 学校設置会社が設置する学校について、授業等で著作物を用いる場合は当該著作物の複製及び、営利を目的としない上演を行う場合には公表された著作物を公に上演することを認めるための読替（著作権法（昭和45年法律第48号））

10. なお、政省令等についても、学校の設置主体として学校設置会社を学校教育法第2条に位置付けることに伴い必要な諸整備を行う。

11. 認定地方公共団体は、次に掲げるいずれかの措置を講ずることにより、学校設置会社による学校設置事業に対して適切な指導監督を行う体制を確保しなければならない（大学及び高等専門学校を設置する場合を除く。）。

(1) 学校設置会社の設置する学校の種類に応じた教育に関し専門的な知識及び経験を有する職員を配置すること。

(2) 当該構造改革特別区域を管轄する都道府県との間に、学校設置会社による学校設置事業に対する指導監督についての指導、助言、その他の援助に関する協定を文書により締結すること。

| | |
|-----------------|---|
| 同意の要件 | 地方公共団体が提出した構造改革特別区域計画において、次に掲げる事項がいずれも確認されること。 1. 上記「特例措置の内容」に記載されている2. (1)及び11. の事項の内容が確保されていること。 2. 認定地方公共団体において、上記「特例措置の内容」に記載されている2. (2)及び(3)の事項の内容が確認されること。 3. 学校設置会社において、幼児、児童、生徒又は学生の教育環境の改善に努めること。 |
| 特例措置に伴い必要となる手続き | 特になし |

| | |
|---------------------|--|
| 番号 | 817 |
| 特定事業の名称 | 学校設置非営利法人による学校設置事業 |
| 措置区分 | 法律 |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 学校教育法第2条第1項、第4条第1項第3号等 |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定 | 国、地方公共団体及び学校法人のみが学校教育法第1条に定める学校を設置できることとされている。 また、高等学校以下の私立学校の設置認可等は都道府県知事とされている。 |
| 特例措置の内容 | <p>1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、学校生活への適応が困難であるため相当の期間学校（大学及び高等専門学校を除く。）を欠席していると認められる児童、生徒若しくは幼児又は発達の障害により学習上若しくは行動上著しい困難を伴うため教育上特別の指導が必要であると認められる児童、生徒若しくは幼児（以下「不登校児童等」という。）を対象として、当該構造改革特別区域に所在する学校の設置者による教育によっては満たされない特別の需要に応じるための教育をNPO法人の設置する学校が行うことにより、当該構造改革特別区域における学校教育の目的の達成に資するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、学校教育法第2条第1項及び第4条第1項第3号は、以下のとおりとする。</p> <p>第2条第1項　学校は、国、地方公共団体及び私立学校法第3条に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）のみが、これを設置することができる。ただし、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第13条第2項に規定する特別の需要に応じるための教育を行い、かつ、同項各号に掲げる要件の全てに適合している特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人（以下、学校設置非営利法人という。）は、大学及び高等専門学校以外の学校を設置することができる。</p> <p>第4条第1項第3号　私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校　都道府県知事（学校設置非営利法人の設置するものにあつては、構造改革特別区域法第13条第1項の認定を受けた地方公共団体の長。第10条、第14条、第44条（第28条、第49条、第62条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）及び第54条第3項（第70条第1項において準用する場合を含む。）において同じ。）※認可等について、認定を受けた地方公共団体が行うことになる。</p> <p>2. 学校を設置するNPO法人（以下「学校設置非営利法人」という。）は、その構造改革特別区域に設置する学校において、不登校児童等を対象として、当該構造改革特別区域に所在する学校の設置者による教育によっては満たされない特別の需要に応じるための教育を行うものとし、次に掲げる要件の全てに適合していかなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 文部科学省令で定める基準（※高等学校設置基準等、既存の各種設置基準を指すもの。）に適合する施設及び設備又はこれらに要する資金並びに当該学校の経営に必要な財産を有すること。 (2) 当該学校の経営を担当する役員が学校を経営するために必要な知識又は経験を有すること。 (3) 当該学校設置非営利法人の経営を担当する役員が社会的信望を有すること。 (4) 不登校児童等を対象として行う特定非営利活動促進法第2条第1項に規定する特定非営利活動の実績が相当程度であること。 <p>3. 学校設置非営利法人は、文部科学省令で定めるところにより、当該学校設置非営利法人の業務及び財産の状況を記載した書類（以下「業務状況書類等」という。）を作成し、その設置する学校に備えて置かなければならぬ。</p> <p>学校設置非営利法人の設置する学校に入学又は入園を希望する者その他の関係人は、学校設置非営利法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 業務状況書類等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求 (2) 業務状況書類等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求 <p>（文部科学省令においては、備えるべき書類、電磁的記録として保存されている場合の閲覧の方法、作成の期限及び備え置く期間を定める。なお、業務状況書類等を備えて置かず、記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに閲覧を拒んだ場合、理事又は清算人は20万円以下の罰金。）</p> |

4. 認定を受けた地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）は、学校設置非営利法人の設置する学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、毎年度、評価を行わなければならない。
- また、評価を行った認定地方公共団体は、遅滞なく、その結果を当該学校に通知するとともに、これを公表しなければならない。
5. 認定地方公共団体は、学校設置非営利法人の経営の状況の悪化等によりその設置する学校の経営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校に在学する者が適切な修学を維持することができるよう、転学のあっせんその他の必要な措置を講じなければならない。
6. 認定地方公共団体の長は、学校設置非営利法人の設置する学校について学校教育法第4条第1項の認可又は同法第13条若しくは第14条の命令をするときは、あらかじめ、当該認定地方公共団体が設置するこれらの認可又は命令に係る事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。
7. 認定地方公共団体の長は、学校設置非営利法人の設置する学校について認可をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。
8. 認定地方公共団体の長は、学校設置非営利法人の設置する学校に対して、教育の調査、統計その他に關し必要な報告書の提出を求めることができる。
9. 学校設置非営利法人について下記の法律を適用するにあたっては、以下のような読替を行う。
- (1) 学校設置非営利法人が設置する学校について所轄庁が認定地方公共団体の長となることに伴う読替（教職員免許法、義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法）
- (2) 私立学校の設置者として学校法人のみを想定している規定に、学校設置非営利法人を加える読替（教職員免許法、教職員免許法施行法）
- (3) 学校設置非営利法人が設置する学校について財政的支援の対象としないための読替（地方交付税法、旧軍港市転換法、産業教育振興法、理科教育振興法、学校給食法、夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律）
- (4) 学校設置非営利法人の教職員について、私学共済法の適用を除外するための読替（私立学校教職員共済法）
10. なお、政省令等についても、学校の設置主体として学校設置非営利法人を学校教育法第2条に位置付けることに伴い必要な諸整備を行う。

| | |
|-----------------|------|
| 同意の要件 | 特になし |
| 特例措置に伴い必要となる手続き | 特になし |

| | |
|---------------------|--|
| 番号 | 822 |
| 特定事業の名称 | 公私協力学校設置事業 |
| 措置区分 | 法律 |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 私立学校法（昭和24年法律第270号）第31条第1項 |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定 | 学校法人の設立に際しての寄附行為認可に当たっては、所轄庁が、その設立しようとする学校法人の資産について、私立学校法第25条の要件に適合するか否かの審査を行うこととされている。 |
| 特例措置の内容 | 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、地域の特性に応じた高等学校又は幼稚園における教育の機会を提供するに当たり、その実現を図ろうとする教育の内容、当該教育に必要な教職員の編制並びに施設及び設備、地域における当該教育の需要の状況等に照らし、当該地方公共団体（以下「協力地方公共団体」という。）の協力により新たに設立される学校法人が高等学校又は幼稚園を設置して当該地方公共団体との連携及び協力に基づき当該教育を実施することが、他の方法により当該教育の機会を提供するよりも、教育効果、効率性等の観点から適切であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該教育を実施する高等学校又は幼稚園（以下「公私協力学校」という。）の設置及び運営を目的とする学校法人（以下「協力学校法人」という。）を設立しようとする者であって、公私協力学校の設置及び運営を行うべき者として当該地方公共団体の長の指定を受けたもの（以下「指定設立予定者」という。）が、所轄庁に対し、私立学校法第30条第1項の規定による寄附行為の認可を申請した場合においては、所轄庁は、同法第31条第1項の規定（寄附行為認可の手続き（資産審査））にかかるらず、当該寄附行為の認可を決定するに当たり、当該地方公共団体が、公私協力学校に必要な施設設備について支援を行うこと等を前提に、同法第25条の要件（資産要件）に該当しているかどうかの審査を行わないものとする。 |
| 同意の要件 | 特になし |
| 特例措置に伴い必要となる手続き | <p>1. 特例措置に係る学校法人の寄附行為には、私立学校法第30条第1項各号に掲げる事項のほか、当該寄附行為により設立する学校法人が協力学校法人である旨及びその設置する学校が公私協力学校である旨を定めなければならない。</p> <p>2. 協力地方公共団体の長と協力学校法人の所轄庁とが異なる場合において、指定設立予定者又は協力学校法人が、所轄庁に対し、次に掲げる申請又は届出を行おうとするときは、協力地方公共団体の長を経由して行わなければならない。この場合において、協力地方公共団体の長は、当該申請又は届出に係る事項に關し意見を付すことができるものとし、所轄庁は、その意見に配慮しなければならない。</p> <p>(1) 私立学校法第30条第1項の規定による寄附行為の認可の申請</p> <p>(2) 私立学校法第45条第1項又は第2項の規定による寄附行為の変更の認可の申請又は届出</p> <p>(3) 私立学校法第50条第2項の規定による解散についての認可又は認定の申請</p> <p>(4) 学校教育法第4条第1項の規定による学校の設置廃止、設置者の変更及び同項に規定する政令で定める事項（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第23条第1項の規定による高等学校の学科の設置廃止、高等学校の広域の通信制の課程に係る学則変更及び学校の収容定員に係る学則変更）の認可の申請</p> <p>(5) 学校教育法施行令第27条の2第1項の規定による学校の目的の変更等についての届出</p> <p>3. 協力地方公共団体の長は、公私協力学校の設置及び運営に關し、次に掲げる事項を定めた基本計画（以下「公私協力基本計画」という。）を定め、これを公告しなければならない。</p> <p>(1) 収容定員に關する事項</p> <p>(2) 授業料等の納付金に關する事項</p> <p>(3) 施設又は設備の整備及び運営に要する経費についての助成措置に關する事項</p> <p>(4) 協力学校法人の解散に伴う残余財産の帰属に關する事項</p> <p>また、公私協力基本計画においては、上記（1）から（4）に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。</p> <p>(1) 教育目標に關する事項</p> <p>(2) その他公私協力学校の設置及び運営に關する重要事項として文部科学省令で定めるもの</p> <p>4. 公告された公私協力基本計画に基づき協力学校法人を設立しようとする者は、当該公告を行った協力地方公共団体の長に申し出て、その設立しようとする協力学校法人について、公私協力学校の設置及び運営を行うべき者としての指定を受けなければならない。</p> |

5. 協力地方公共団体の長は、協力学校法人が、公私協力基本計画に基づく公私協力学校の設置を適正に行い、その運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有するものであると認めるときでなければ、指定をしてはならない。
6. 協力地方公共団体の長は、地域における教育の需要の状況の変化その他の事情を考慮して必要があると認めるときは、協力学校法人に協議して、公私協力基本計画を変更することができる。
7. 協力地方公共団体は、協力学校法人が公私協力学校の設置について学校教育法第4条第1項の規定による認可を受けた際に、当該協力学校法人が公私協力基本計画に基づき当該公私協力学校における教育を行うために施設又は設備の整備を必要とする場合には、当該公私協力基本計画に定めるところにより、当該協力学校法人に対し、当該施設若しくは設備を無償若しくは時価よりも低い対価で貸付け、若しくは譲渡し、又は当該施設若しくは設備の整備に要する資金を出えんするものとする。なお、地方自治法第96条及び第237条から第238条の5までの規定（財産を無償・廉価で貸与・譲渡する際には議会の議決が必要であること等）の適用を妨げない。
8. 協力学校法人は、毎会計年度、文部科学省令で定めるところ（当該年度における公私協力学校の運営に関する計画（以下「公私協力年度計画」という。）においては、教育目標を達成するため当該年度にとるべき措置に関する計画等を記載することなど）により、公私協力基本計画に基づき、公私協力年度計画及び収支予算を作成し、協力地方公共団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
9. 協力地方公共団体は、協力学校法人が公私協力年度計画を実施するに当たり、公私協力基本計画で定める授業料等の納付金による収入の額では、他の得ることが見込まれる収入の額を合算しても、なおその収支の均衡を図ることが困難となると認められる場合には、公私協力基本計画に定めるところにより、当該協力学校法人に対し、当該公私協力年度計画の円滑かつ確実な実施のために必要な額の補助金を交付するものとする。
10. 協力地方公共団体の長は、助成を受ける協力学校法人に対して、次に掲げる権限を有する。
- （1）助成に関し必要があると認める場合において、当該協力学校法人からその業務若しくは会計の状況に関し報告を徴し、又は当該職員に当該協力学校法人の関係者に対し質問させ、若しくはその帳簿、書類その他の物件を検査させること。
- （2）当該協力学校法人が、学則に定めた収容定員を著しく超えて入学又は入園させた場合において、その是正を命ずること。
- （3）当該協力学校法人の役員が法令の規定、法令の規定に基づく協力地方公共団体の長の処分又は寄附行為に違反した場合において、当該役員の解職をすべき旨を勧告すること。
11. 助成を受ける協力学校法人は、文部科学大臣の定める基準に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成し、協力地方公共団体の長に届け出なければならない。
12. 協力地方公共団体の長と協力学校法人の所轄庁とが異なる場合において、協力地方公共団体の長及び協力学校法人の所轄庁は、相互に密接な連携を図りながら、協力学校法人に対し、上記10. の権限の行使その他の当該協力学校法人の業務の適切な運営を確保するための措置を講ずるものとする。
13. 協力地方公共団体の長は、協力学校法人がその設置する公私協力学校の運営を公私協力基本計画に基づき適正かつ確実に実施することができなくなったと認める場合においては、当該協力学校法人に対し、当該公私協力学校に係る指定を取り消すことができる。
14. 協力学校法人は、指定の取消しの処分を受けたときは、当該処分に係る公私協力学校について、学校教育法第4条第1項の規定による廃止の認可を所轄庁に申請しなければならない。
15. 協力地方公共団体の長は、公私協力基本計画の策定及び公私協力基本計画の変更並びに公私協力年度計画及び収支予算の認可を行おうとするときは、あらかじめ、当該協力地方公共団体の教育委員会に協議しなければならない。
16. 教育基本法第15条第2項の規定（特定の宗教のための宗教教育等の禁止）は、公私協力学校について準用する。

| | |
|---------------------|---|
| 番号 | 830 |
| 特定事業の名称 | 市町村教育委員会による特別免許状授与事業 |
| 措置区分 | 法律 |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 教育職員免許法第2条第2項、第5条第7項、第9条第2項及び第5項、第20条 |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定 | <ul style="list-style-type: none"> ・免許状の授与権者は都道府県教育委員会とされている。 ・特別免許状は授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有する。 ・免許状の免許管理者は都道府県教育委員会とされている。 ・免許状に関する必要な事項は、教育職員免許法等のほか、都道府県教育委員会規則で定める。 |
| 特例措置の内容 | <p>1. 市町村の教育委員会が、構造改革特別区域法第12条第1項に規定する特別の事情、同法第13条第1項に規定する特別の需要その他当該市町村が設定する構造改革特別区域における教育上の特別の事情に対応するため、以下の（1）から（3）に掲げる者に特別免許状を授与する必要があると認める場合において、当該市町村が内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、教育職員免許法第2条第2項、第5条第7項、第9条第2項並びに第5項、第20条及び別表第3は、以下のとおりとする。</p> <p>（1）構造改革特別区域法第12条第1項の規定により内閣総理大臣の認定を受けている市町村の長が学校教育法第4条第1項の規定による設置の認可を行った学校を設置する学校設置会社が、当該学校の教育職員に雇用しようとする者</p> <p>（2）同法第13条第1項の規定により内閣総理大臣の認定を受けている市町村の長が学校教育法第4条第1項の規定による設置の認可を行った学校を設置する学校設置非営利法人が、当該学校の教育職員に雇用しようとする者</p> <p>（3）その他その設定する構造改革特別区域における教育上の特別の事情により、市町村がその給料その他の給与又は報酬等を負担して、当該市町村の教育委員会が教育職員に任命しようとする者</p> <p>第2条第2項 この法律で「免許管理者」とは、免許状（構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第19条第1項の規定による認定を受けた市町村の教育委員会が同項各号に掲げる者に授与する特別免許状（以下「特例特別免許状」という。）を除く。）を有する者が教育職員及び文部科学省令で定める教育の職にある者である場合にあつてはその者の勤務地の都道府県の教育委員会、これらの者以外の者である場合にあつてはその者の住所地の都道府県の教育委員会をいい、当該免許状が特例特別免許状である場合にあつてはその免許状を授与した市町村の教育委員会をいう。</p> <p>第5条第7項 免許状は、都道府県の教育委員会（特例特別免許状にあつては、構造改革特別区域法第19条第1項の規定による認定を受けた市町村の教育委員会。以下「授与権者」という。）が授与する。</p> <p>第9条第2項 特別免許状（特例特別免許状を除く。）は、その授与の日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日まで、その免許状を授与した授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有する。ただし、特例特別免許状は、その免許状を授与した授与権者の置かれる市町村においてのみ効力を有する。</p> <p>第9条第5項 普通免許状又は特別免許状（特例特別免許状を除く。）を二以上有する者の当該二以上の免許状の有効期間は、第1項、第2項及び前項並びに次条第4項及び第5項の規定にかかわらず、それぞれの免許状に係るこれらの規定による有効期間の満了日のうち最も遅い日までとし、特例特別免許状（同一の授与権者により授与されたものに限る。）を二以上有する者の当該二以上の免許状の有効期間は、第2項並びに次条第4項及び第5項の規定にかかわらず、それぞれの免許状に係るこれらの規定による有効期間の満了日のうち最も遅い日までとする。</p> <p>第20条 免許状に関する必要な事項は、この法律及びこの法律施行のために発する法令で定めるものを除くほか、都道府県の教育委員会規則（特例特別免許状にあつては、その免許状を授与した市町村の教育委員会規則）で定める。</p> <p>別表第3の規定中「特別免許状」から特例特別免許状を除く。</p> <p>2. 本事業により読み替えて適用する教育職員免許法第5条第7項の規定により市町村の教育委員会が特別免許状を授与したときは、当該市町村の教育委員会は、遅滞なく、授与を受けた者の氏名及び職種並びに授与の目的、当該特別免許状に係る学校の種類及び教科その他文部科学省令で定める事項を当該市町村を包括する都道府県の教育委員会に通知しなければならない。</p> <p>3. 構造改革特別区域法第9条第1項の規定により本事業の認定が取り消された場合であっても、本事業により読み替えて適用する教育職員免許法第5条第7項の規定により市町村の教育委員会が授与した特別免許状に係る授与権者及び免許管理者は、当該市町村の教育委員会とする。</p> |
| 同意の要件 | 特になし |
| 特例措置に伴い必要となる手続き | 特になし |

| | |
|---------------------|---|
| 番号 | 832 |
| 特定事業の名称 | インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業 |
| 措置区分 | 省令 |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 大学設置基準第36条第1項第2号及び第3号 大学院設置基準第19条、第24条第1項及び第29条 |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定 | <p>大学設置基準 第36条 大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えた校舎を有するものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでない。 一 (略) 二 研究室、教室（講義室、演習室、実験・実習室等とする。） 三 図書館、医务室、学生自習室、学生控室</p> <p>2～6 (略)</p> <p>大学院設置基準 第19条 大学院には、当該大学院の教育研究に必要な専用の講義室、研究室、実験・実習室、演習室等を備えるものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りではない。</p> <p>第24条 独立大学院は、当該大学院の教育研究上の必要に応じた十分な規模の校舎等の施設を有するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第29条 通信教育を行う課程を置く大学院は、添削等による指導並びに印刷教材等の保管及び発送のための施設について、教育に支障のないようにするものとする。</p> |
| 特例措置の内容 | 地方公共団体の設定する構造改革特別区域において、インターネット大学院大学の設置を促進する必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該大学の教育研究に支障がないと認められる場合に限り、大学設置基準第36条第1項第2号及び第3号並びに大学院設置基準第19条、第24条第1項及び第29条に規定する施設を備えなくても、インターネット大学院大学を設置することができる。この特例によって設置されたインターネット大学院大学が、当該大学の研究科等を新たに設置し、又は収容定員を変更する場合も、同様とする。 |
| 同意の要件 | 特になし |
| 特例措置に伴い必要となる手続き | 特になし |

| | |
|---------------------|--|
| 番号 | 834 (835) |
| 特定事業の名称 | 地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業 |
| 措置区分 | 法律 |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条、第22条等 |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定 | 学校等施設の管理及び整備に関する事務については、地方公共団体の教育委員会が管理し、及び執行する。 |
| 特例措置の内容 | <p>1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、当該地方公共団体の教育委員会の所管に属する学校（学校教育法第1条に規定する学校をいい、大学を除く。）及び社会教育機関（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条に規定する教育機関のうち社会教育に関するものをいう。）（以下「学校等」という。）の校舎その他の施設（以下「学校等施設」という。）並びに当該地方公共団体の長の所管に属する地方自治法第244条第1項に規定する公の施設（以下単に「公の施設」という。）の利用及び配置の状況その他の地域の事情に照らし、当該地方公共団体の長が学校等施設の管理及び整備に関する事務の全部又は一部を管理し、及び執行することが、学校等施設及び公の施設の一体的な利用（学校等施設を学校教育及び社会教育の目的以外の目的に使用することを含む。）又はこれらの総合的な整備の促進を図るため必要であり、かつ、学校等における教育活動の適切な実施に支障を及ぼすおそれがないと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条及び第22条の規定にかかわらず、当該学校等施設の管理及び整備に関する事務の全部又は一部については、当該地方公共団体の長が管理し、及び執行する。この場合において、当該地方公共団体の長が管理する学校等施設については、同法第28条の規定は、適用しない。</p> <p>2. 認定を受けた地方公共団体について、学校の管理機関（管理者）として教育委員会のみを想定している社会教育法及び学校施設の確保に関する政令の規定に、当該地方公共団体の長を加える読み替えを行う。</p> |
| 同意の要件 | 特になし |
| 特例措置に伴い必要となる手続き | <p>1. 認定を受けた地方公共団体の長は、その管理し、及び執行する学校等施設の管理及び整備に関する事務のうち学校等における教育活動と密接な関連を有するものとして当該地方公共団体の規則で定めるものを管理し、及び執行するに当たっては、当該地方公共団体の規則で定めるところにより、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>2. 認定を受けた地方公共団体の長は、1. の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。</p> |

| | |
|---------------------|---|
| 番号 | 901 |
| 特定事業の名称 | 社会保険労務士を活用した労働契約の締結等に係る代理事業 |
| 措置区分 | 法律 |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 社会保険労務士法第2条 |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定 | 社会保険労務士は、①申請書等の作成、②申請書等の提出代行、③申請等に係る事務代理、④帳簿書類の作成、⑤社会保険及び労務管理等に関する相談、指導について業とする。 |
| 特例措置の内容 | 地方公共団体が、その設定する特区が、（1）当該特区内において求人が相当数あるにもかかわらず、当該特区内の求職者が当該特区内において安定した職業に就くことが困難な状況にあり、（2）（1）に該当する状態が相当期間にわたり継続することが見込まれるものとして厚生労働省令で定める状態（①相当数の求人があること、②求人数に比して就職者数が少ないと、③①②の傾向が一定期間継続していること）にあるものと認めて、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該特区内に事務所を有する社会保険労務士であって厚生労働省令で定める要件（①開業後一定年数を経過していること、②懲戒処分を受けていないこと）に該当することについて当該地方公共団体を管轄する都道府県労働局長の認定を受けたものは、当該認定の日以後は、労働基準法第6条の規定にかかわらず、社会保険労務士法第2条第1項各号に掲げる事務のほか、当該特区内に居住する求職者又は労働者の求めに応じて、当該特区内に事業所を有する事業主との間の労働契約の締結、変更及び解除について当該求職者又は労働者の代理をすることを業とすることができることとする。 |
| 同意の要件 | 特になし |
| 特例措置に伴い必要となる手続き | 特になし |

| | |
|---------------------|--|
| 番号 | 907-1 |
| 特定事業の名称 | 民間事業者による特別養護老人ホーム設置事業 |
| 措置区分 | 法律 |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 老人福祉法第15条第1項から第5項まで |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定 | <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県は、老人福祉施設を設置することができる。 ・国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターを設置することができる。 ・市町村及び地方独立行政法人は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置することができる。 ・社会福祉法人は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を受けて、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置することができる。 ・国及び都道府県以外の者は、社会福祉法の定めるところにより、軽費老人ホーム又は老人福祉センターを設置することができる。 |
| 特例措置の内容 | <p>地方公共団体が、その設定する特区の全部又は一部が属する特別養護老人ホーム不足区域（介護保険法第118条第2項の規定により都道府県が定める区域であって、当該区域における特別養護老人ホームの入所定員の総数が、老人福祉法第20条の9第1項の規定により都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定める当該区域の特別養護老人ホームの必要入所定員総数を下回る区域をいう。以下同じ。）において特別養護老人ホームの設置を促進する必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、老人福祉法第15条第1項から第5項までの規定にかかわらず、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI法」という。）に基づく選定事業者である法人は、当該特区内の特別養護老人ホーム不足区域において、厚生労働省令（※）に定めるところにより、都道府県知事（地方自治法第252条の19第1項の指定都市及び同法第252条の22第1項の中核市においては、当該指定都市又は中核市の長。以下同じ。）の認可を受けて、特別養護老人ホームを設置することができる。都道府県知事は、当該認可の申請があったときは、老人福祉法第17条第1項の規定により都道府県（同法第34条の規定により同法第17条第1項の条例を指定都市又は中核市が定めるものとされている場合にあっては、当該指定都市又は中核市）の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準によって、その申請を審査しなければならない。また、都道府県知事は、審査の結果、当該申請が基準に適合していると認めるときは、認可を与えるなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 特別養護老人ホームを経営するために必要な経済的基礎があること。 2. 特別養護老人ホームの経営者が社会的信望を有すること。 3. 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する経験、熱意及び能力を有すること。 4. 特別養護老人ホームの經理が他の經理と分離できる等その性格が社会福祉法人に準ずるものであること。 5. 脱税その他不正の目的で特別養護老人ホームを経営しようとするものでないこと。 <p>都道府県知事は、当該認可を与えるに当たって、特別養護老人ホームの適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。</p> <p>※ 当該認可を受けようとするPFI法に基づく選定事業者である法人は、施設の名称及び所在地、入所定員や資産の状況等を記載した申請書等を、施設を設置しようとする地の都道府県知事に提出しなければならないことを規定。（「厚生労働省関係構造改革特別区域法施行規則」（平成15年厚生労働省令第58号））</p> |
| 同意の要件 | 特になし |
| 特例措置に伴い必要となる手続き | 特になし |

| | |
|---------------------|--|
| 番号 | 910 |
| 特定事業の名称 | 病院等開設会社による病院等開設事業 |
| 措置区分 | 法律 |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第6項等 |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定 | 當利を目的として、病院、診療所を開設しようとする者に対しては開設の許可を与えないことができる。 |
| 特例措置の内容 | <p>1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域の事情から見て、医療保険各法による療養の給付等に該当しないものであって、厚生労働大臣が定める指針（※1）に適合する高度な医療（以下「高度医療」という。）の提供を促進することが特に必要と認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、株式会社から医療法第7条第1項の規定により当該構造改革特別区域内における当該認定に係る高度医療の提供を目的とする病院又は診療所の開設の許可の申請があつた場合において、当該申請が次に掲げる要件のすべてに適合すると認めるときは、都道府県知事等は、同条第6項の規定にかかわらず、同条第1項の許可を与えるものとする。</p> <p>① 当該申請に係る高度医療の提供を行う病院又は診療所の構造設備及びその有する人員が、医療法の規定に基づく厚生労働省令で定める要件（※2）に適合するものであること。</p> <p>② 前号に掲げるもののほか、当該申請に係る高度医療の提供を行う病院又は診療所の構造設備、その有する人員その他の事項が、当該申請に係る範囲の高度医療を提供するために必要なものとして厚生労働省令で定める基準（※3）に適合するものであること。</p> <p>③ 当該申請に係る高度医療の提供を行う病院又は診療所を営む事業に係る経理が、当該株式会社の営む他の事業に係る経理と区分して整理されるものであること。</p> <p>2. 1. の規定により医療法第7条第1項の許可を受けて病院又は診療所を開設する株式会社（以下「病院等開設会社」という。）が開設する病院又は診療所に関しては、医療法第6条の5第3項の規定にかかわらず、同法第6条の5第1項及び第2項並びに厚生労働省令で定めるところ（※4）により、許可に係る高度医療を提供している旨の広告（同法第6条の5第1項に規定する広告をいう。）をすることができる。</p> <p>3. 病院等開設会社が開設する病院又は診療所の管理者は、許可に係る高度医療以外の医療を提供してはならない。ただし、許可に係る高度医療を提供する上で必要があると認められる場合又は診療上やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。</p> <p>4. 厚生労働大臣は、病院等開設会社が開設する病院又は診療所については、健康保険法（大正11年法律第70号）第65条第1項の規定にかかわらず、保険医療機関の指定又は特定承認保険医療機関の承認をしないものとする。</p> <p>5. 医療保険者は、病院等開設会社が開設する病院又は診療所については、健康保険法第63条第3項第2号の指定若しくは船員保険法（昭和14年法律第73号）第53条第6項第2号の指定をし、又は国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第55条第1項第2号の契約若しくは地方公務員等共済組合法第57条第1項第2号の契約をしてはならない。</p> <p>※1 平成15年6月27日に取りまとめられた「特区における株式会社の医療への参入に係る取り扱いについて（案）」の別添においてガイドラインとして示されている内容に基づき規定している。具体的には、高度な医療を用いて行う倫理上及び安全上問題がないと認められる医療であって、次のいずれかに該当するもの。</p> <p>①特殊な放射性同位元素を用いて行う陽電子放射断層撮影装置等による画像診断 ②脊髄損傷の患者に対する神経細胞の再生及び移植による再生医療 ③肺がん及び先天性免疫不全症候群の患者に対する遺伝子治療 ④高度な技術を用いて行う美容外科医療 ⑤提供精子による体外受精 ⑥その他これらに医療に類する医療</p> <p>※2 具体的には、医療法第21条及び第23条の規定に基づき、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）で定める医師、歯科医師、看護師等の人員配置基準、各科専門の診察室等の施設基準、病室の床面積、階段、廊下等の幅、換気、採光等に関する構造設備基準等。</p> <p>※3 具体的には、当該申請に係る範囲の高度な医療を適切に提供するために必要な設備の設置、当該申請に係る範囲の高度な医療に関し必要な専門的知識及び経験を有する医師等の人員の配置、患者に対する説明及び患者の同意に係る手順を記載した文書の作成、当該申請に係る範囲の高度な医療に係る技術に関する専門家によって構成される倫理審査委員会の設置等について、指針で定める高度な医療の具体的な類型ごとに規定している。</p> <p>※4 医療法第6条の5第1項及び第2項の規定に加え、同項第4号の規定に基づく医療法施行規則第1条の9においても、広告の方法及び内容に関する基準（①患者その他の者（以下「患者等」という。）の主觀又は伝聞に基づく、治療等の内容又は効果に関する体験談の広告をしてはならないこと。②治療等の内容又は効果について、患者等を誤認させるおそれがある治療等の前又は後の写真等の広告をしてはならないこと。）を規定している。</p> |
| 同意の要件 | 特になし |
| 特例措置に伴い必要となる手続き | 特になし |

| | |
|---------------------|---|
| 番号 | 911-2 |
| 特定事業の名称 | ボイラー及び第一種圧力容器の連続運転の共同実施事業 |
| 措置区分 | 通達 |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第41条第2項 ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）第40条、第75条 ボイラー等の開放検査周期に係る認定制度について（令和3年3月29日付け基発0329第8号） |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定 | ボイラー及び第一種圧力容器（以下「ボイラー等」という。）の連続運転については、安全管理、運転管理、保全管理等の認定要件を満たさなければならない。 |
| 特例措置の内容 | 一の事業場のみではボイラー等の連続運転の認定要件のうち安全管理、運転管理及び保全管理（以下「安全管理等」という。）に係る部分を満たさない場合に、地方公共団体が内閣総理大臣に構造改革特別区域計画の認定を申請する際に、当該地方公共団体により安全性が確保されると認められた以下の(1)及び(2)の内容について、当該地方公共団体から提出され、当該内容につき厚生労働大臣が専門家等の意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定に同意した場合には、事業場が当該内容に基づく措置を講ずることをもって、認定要件のうち安全管理等に係る部分を満たすものとする。 (1)一の事業場のみでは認定要件のうち安全管理等に係る部分を満たさない場合における、コンビナートを構成する他の事業場と共同での安全管理等の実施体制及び手順 (2)(1)の場合において緊急時に適切な運転停止等の措置が実施されるような安全確保対策 |
| 同意の要件 | 上記「特例措置の内容」に記載されている地方公共団体からの提出事項(1)及び(2)の内容について、専門家からの意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。 |
| 特例措置に伴い必要となる手続き | 特になし |

| | |
|---------------------|---|
| 番号 | 920 |
| 特定事業の名称 | 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 |
| 措置区分 | 省令 |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第11条第1項 |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定 | 保育所における給食については、施設外で調理し搬入する方法は認められないものであること。 |
| 特例措置の内容 | <p>1 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内における保育所について、次に掲げる要件を満たしていることを認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る保育所は、3歳未満児に対して給食の外部搬入を行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。</p> <p>一 乳幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。</p> <p>二 当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>三 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とすること。</p> <p>四 乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。</p> <p>五 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p> <p>2 外部搬入を実施するに当たっては、次の一から四までに留意すること。</p> <p>一 外部搬入を実施する保育所においては、調理室として加熱、保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を有すること。</p> <p>二 社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準を遵守すること。</p> <p>三 子どもの年齢、発達の段階や健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等子どもの食事の内容、回数や時機に適切に応じることができること。</p> <p>四 食を通じた子どもの健全育成（食育）を図る観点から、食育プログラムに基づき食事を提供するよう努めること。</p> <p>※なお、平成22年6月1日より、3歳以上児に対しては、公立・私立を問わず給食の外部搬入方式の採用が可能となっている。</p> |
| 同意の要件 | 特になし |
| 特例措置に伴い必要となる手続き | 特になし |

| | |
|---------------------|---|
| 番号 | 927 |
| 特定事業の名称 | 市町村による狂犬病予防員任命事業 |
| 措置区分 | 法律 |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 狂犬病予防法第3条、第6条、第21条及び第23条 |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定 | 狂犬病予防員の任命、捕獲人の指定、犬の抑留に係る事務等は、都道府県知事等が行う。 |
| 特例措置の内容 | <p>市町村が、その設定する構造改革特別区域における狂犬病予防法（以下「法」という。）第3条第1項に規定する狂犬病予防員の数が当該市町村の区域の範囲に比して少ないと認めると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該市町村の長は、法第3条第1項、第6条及び第21条の規定にかかわらず、当該市町村の職員で獣医師であるもののうちから狂犬病予防員を任命し、犬の抑留に係る事務を行わせることができる。</p> <p>この場合においては、法第23条の規定にかかわらず、市町村長が任命した狂犬病予防員が行う犬の抑留に係る事務に要する費用は、同条に規定する犬の所有者が負担する犬の抑留中の飼養管理費及びその返還に要する費用を除き、市町村の負担とするほか、狂犬病予防法施行規則第2条に規定する狂犬病予防員の証票、第14条に規定する狂犬病技術員（捕獲人）の証票及び第15条に規定する狂犬病予防員による犬の所有者への通知に関するものである。</p> |
| 同意の要件 | 特になし |
| 特例措置に伴い必要となる手続き | 特になし |

* この特例措置については、速やかに全国展開に係る措置をする予定となっています。

| | |
|---------------------|---|
| 番号 | 939 |
| 特定事業の名称 | 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業 |
| 措置区分 | 省令 |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第11条第1項 |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定 | 児童発達支援センターにおける給食については、施設外で調理し搬入する方法は認められないものであること。 |
| 特例措置の内容 | <p>地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内における児童発達支援センターについて、次に掲げる要件を満たしていることを認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る児童発達支援センターは、児童発達支援センターにおける給食の外部搬入を行うことができる。</p> <p>この場合において、当該児童発達支援センターは、当該事業を実施することとしてもなお当該児童発達支援センターにおいて行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。</p> <p>一 障害児に対する食事の提供の責任が当該児童発達支援センターにあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。</p> <p>二 当該児童発達支援センター又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について、栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>三 調理業務の受託者を、当該児童発達支援センターにおける給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とすること。</p> <p>四 障害児の年齢、発達の段階、それぞれの障害の特性及び健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、障害児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。</p> <p>五 食を通じた障害児の健全育成を図る観点から、障害児の発育及び発達の過程並びにそれぞれの障害の特性に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p> |
| 同意の要件 | 特になし |
| 特例措置に伴い必要となる手続き | 特になし |

| | |
|---------------------|---|
| 番号 | 941 |
| 特定事業の名称 | 臨床試験専用病床整備事業 |
| 措置区分 | 省令 |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第16条第1項第3号及び第11号 |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定 | <p>医療法施行規則 第16条 法第23条第1項 の規定による病院又は診療所の構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、第9号及び第11号の規定は、患者を入院させるための施設を有しない診療所又は9人以下の患者を入院させるための施設を有する診療所（療養病床を有する診療所を除く。）には適用しない。</p> <p>一～二の二 （略） 三 病室の床面積は、次のとおりとすること。 　イ 病院の病室及び診療所の療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、患者1人につき6.4平方メートル以上とすること。 　ロ イ以外の病室の床面積は、内法による測定で、患者1人を入院させるものにあつては6.3平方メートル以上、患者2人以上を入院させるものにあつては患者1人につき4.3平方メートル以上とすること。 四～十 （略） 十一 患者が使用する廊下の幅は、次のとおりとすること。 　イ 精神病床及び療養病床に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、1.8メートル以上とすること。ただし、両側に居室がある廊下の幅は、内法による測定で、2.7メートル以上としなければならない。 　ロ イ以外の廊下（病院に係るものに限る。）の幅は、内法による測定で、1.8メートル以上とすること。ただし、両側に居室がある廊下（病院に係るものに限る。）の幅は、内法による測定で、2.1メートル以上としなければならない。 ハ （略） 十二～十六 （略）</p> |
| 特例措置の内容 | <p>地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域法（平成14年法律第189号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する構造改革特別区域内における病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。以下同じ。）について、臨床試験専用病床（一般病床（医療法第7条第2項第5号に規定する一般病床をいう。）であり、患者以外の者を被験者として行われる治験（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第17項に規定する治験をいう。）その他の臨床試験（当該臨床試験に係る被験者の入院期間がおおむね十日以内であるものに限る。）を実施する場合に当該被験者を入院させるための病床をいう。以下同じ。）を整備することを認めて法第4条第9項の内閣総理大臣の認定（法第6条第1項の規定による変更の認定を含む。）を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後における当該認定に係る病院に対する医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第16条第1項第3号及び第11号の規定の適用については、当該認定に係る病室の床面積及び当該病室に隣接する廊下幅の基準を以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 病院の臨床試験専用病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、被験者1人を入院させるものにあつては6.3平方メートル以上、被験者2人以上を入院させるものにあつては被験者1人につき4.3平方メートル以上。 ・ 病院の臨床試験専用病床に係る病室に隣接する廊下幅は、内法による測定で、1.2メートル以上。ただし、両側に居室がある廊下（病院の臨床試験専用病床に係る病室に隣接するものに限る。）にあつては、内法による測定で、1.6メートル以上。 |
| 同意の要件 | 特になし |
| 特例措置に伴い必要となる手続き | 特になし |

| | |
|---------------------|--|
| 番号 | 1003 |
| 特定事業の名称 | 保安林解除に伴い残置又は造成する森林面積の引下げを適用する学校施設整備事業 |
| 措置区分 | 通達 |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準（平成12年4月27日付け12林野治第790号農林水産事務次官通知）別紙 第2の12（1）表5 |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定 | 保安林の転用に係る事業等の目的が工場、事業場の設置である場合の当該施設の設置に関して、残置し又は造成する森林の事業区域内の森林面積に対する割合は、おおむね35パーセント以上とする。（学校施設の設置である場合についても適用する。） |
| 特例措置の内容 | 地域の活性化を図るための核として実施する学校施設（当該転用に係る保安林の現に有する環境の保全の機能からみて、実験・実習工場の設置等であって当該施設の設置によって、住宅団地を造成する場合に比べて、周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあると認められるものを除く。）の設置に係る一定規模以上の保安林の転用に関して、残置し又は造成する森林の事業区域内の森林面積に対する割合は、事業等の目的が住宅団地の造成である場合に適用される残置し又は造成する森林又は緑地の割合を適用するものとする。 |
| 同意の要件 | 特になし |
| 特例措置に伴い必要となる手続き | 特になし |

| | |
|---------------------|---|
| 番号 | 1004 |
| 特定事業の名称 | 保安林解除に係る用地事情要件の適用を除外する施設設置事業 |
| 措置区分 | 通達 |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準（平成12年4月27日付け12林野治第790号農林水産事務次官通知）第2の1（3）ア（イ） |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定 | 保安林の転用を目的とする解除については、その目的に係る事業又は施設の設置による土地利用が、その地域における公的な各種土地利用計画に即したものであり、かつ、当該転用の目的、その地域における土地利用の状況等からみて、その土地以外に他に適地を求めることができないか、又は著しく困難であることを要件とする。 |
| 特例措置の内容 | 地域の活性化を図るための核として実施する事業（スキー場、ゴルフ場の造成その他1か所当たりの面積が大きな開発行為に伴い災害の防止等公益的機能の発揮に支障を及ぼすおそれのが大きいと認められるものを除く。）につき、その事業の主たる区域が保安林以外であって、当該事業のために解除を要する保安林がその区域に隣接し、残置森林率が70%以上確保されるものであるときには、その事業の実施のため必要となる保安林の解除について、「他に適地を求めることができないか、又は著しく困難であること」とする要件を適用しない。 |
| 同意の要件 | 特になし |
| 特例措置に伴い必要となる手続き | 特になし |

| | |
|---------------------|---|
| 番号 | 1008 |
| 特定事業の名称 | 家畜排せつ物を利用した昆虫飼育事業 |
| 措置区分 | 省令 |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律施行規則第1条第1項 |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定 | <p>家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律施行規則第1条第1項 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（以下「法」という。） 第3条第1項の管理基準は、次のとおりとする。</p> <p>一　たい肥舎その他の家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設（以下「管理施設」という。）の構造設備に関する基準 　イ　固形状の家畜排せつ物の管理施設は、床を不浸透性材料（コンクリート等汚水が浸透しないものをいう。以下同じ。）で築造し、適當な覆い及び側壁を設けること。 　ロ　液状の家畜排せつ物の管理施設は、不浸透性材料で築造した貯留槽とすること。</p> <p>二　家畜排せつ物の管理の方法に関する基準 　イ　家畜排せつ物は管理施設において管理すること。 　ロ　管理施設の定期的な点検を行うこと。 　ハ　管理施設の床、覆い、側壁又は槽に破損があるときは、遅滞なく修繕を行うこと。</p> <p>三　送風装置等を設置している場合は、当該装置の維持管理を適切に行うこと。 　ホ　家畜排せつ物の年間の発生量、処理の方法及び処理の方法別の数量について記録すること。</p> |
| 特例措置の内容 | <p>1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域が次の①、②及び③に掲げる要件のいずれにも該当するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該構造改革特別区域内における昆虫の飼育事業であって、2に掲げる昆虫飼育事業要件のいずれにも該当するものに利用される特別家畜排せつ物（法第2条に規定する家畜排せつ物であって、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第1条第1項に規定する管理基準（以下「管理基準」という。）に従って3か月以上管理されたもの（固形状のものに限る。）をいう。以下同じ。）については、管理基準は、適用しない。</p> <p>① 住居が集合していないこと。 ② 水道原水（水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律第2条第2項に規定するものをいう。）に係る取水施設が設置されていないこと。 ③ その他生活環境の保全又は人の健康の保護についての配慮が特に必要でないと認められること。</p> <p>2. 昆虫飼育事業要件は、次のとおりとする。</p> <p>① 青少年の健全な育成を図ることを目的として、当該事業により飼育した昆虫を青少年に無償で譲与するものであること。 ② 当該事業に利用する特別家畜排せつ物について管理基準を適用する場合には、事業の実施に著しい支障が生ずるおそれが大きいこと。 ③ 当該事業の実施者がたい肥舎その他の家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設（規則第1条第1項第1号イに該当するものに限る。）を保有していること。 ④ 当該構造改革特別区域の設定をした地方公共団体が、環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家」という。）の意見を聴いて、当該事業の実施による環境への悪影響がないと認めるものであること。</p> <p>3. 地方公共団体が1の認定を申請しようとするときは、当該地方公共団体の長は、あらかじめ、申請に係る構造改革特別区域が1の①、②及び③に該当するかどうかを判断するため、専門家の意見を聴かなければならない。</p> <p>4. 1の認定を受けた地方公共団体は、当該構造改革特別区域内における昆虫の飼育事業であって昆虫飼育事業要件のいずれにも該当するものの実施による環境影響について、年に1回以上、調査を行わなければならない。</p> |
| 同意の要件 | 特になし。 |
| 特例措置に伴い必要となる手続き | 特になし。 |

| | |
|---------------------|---|
| 番号 | 1010 |
| 特定事業の名称 | 地方競馬における小規模場外設備設置事業 |
| 措置区分 | 告示 |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 競馬法施行規則第59条の規定に基づく場外設備の位置、構造及び設備の基準（平成4年農林水産省告示第1309号） |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定 | 競馬法施行規則第59条の規定に基づく告示では、場外設備の位置、構造及び設備の基準を規定している。 |
| 特例措置の内容 | <p>地方公共団体が、競馬場に隣接するなどの地域における特性により、近接する文教・医療施設に対して著しい支障を来すおそれがなく、かつ、周辺環境と調和しているものと認めて、次の1. 及び2. に係る事項を構造改革特別区域計画に記載し、構造改革特別区域法第4条に基づき内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該構造改革特別区域内に設置される場外設備であって、特区計画に記載された1. 及び2. に係る事項並びに※1に適合していることについて、当該構造改革特別区域を管轄する都道府県知事が書面により確認した場合には、競馬法施行規則第59条に基づく承認申請について、農林水産大臣は、「競馬法施行規則第59条の規定に基づく場外設備の位置、構造及び設備の基準」に規定する設置承認基準を満たしたものとみなす。</p> <p>1. 地方公共団体が※2を超えない範囲内で定めた当該特区内に設置する場外設備の規模の上限</p> <p>2. 場外設備を設置できる区域の範囲</p> <p>※1 場外設備が備えるべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 施設に関すること <ul style="list-style-type: none"> ①場外設備の規模及び設備に応じた適切な広さであること ②勝馬投票券の発売等の用に供する設備が整備されていること ③入場者の用に供する設備が整備されていること ④管理運営に必要な設備が整備されていること (2) 運営に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> 勝馬投票券の発売等が公正に運営されることが確実と認められること (3) 地域社会に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> 地域社会との十分な調整が行われていること <p>※2 場外設備の規模の上限</p> <p>窓口（払戻しを含む）の数が五以内かつ最大滞留者数が100人以内であること</p> |
| 同意の要件 | 特になし |
| 特例措置に伴い必要となる手続き | 特になし |

| | |
|---------------------|--|
| 番号 | 1101 |
| 特定事業の名称 | 再生資源を利用したアルコール製造事業 |
| 措置区分 | 法律 |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | アルコール事業法第9条、第10条、第21条から第30条、第35条から第37条 |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定 | アルコールの販売、使用をする者は、アルコール事業法に基づく許可を受ける必要がある。また、許可を受けた者（製造を含む。）は、アルコール事業法に基づく帳簿記載、定期報告を行う必要がある。 |
| 特例措置の内容 | <p>地方公共団体が設定する特区又はその周辺の地域における地域産業に係る使用済物品等（資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第1項に規定する使用済物品等をいう。）又は副産物（同法第2条第2項に規定する副産物をいう。）であって主としてこれらの地域において回収されるものとして当該地方公共団体の長が指定したものについて、これを再生資源（同法第2条第4項に規定する再生資源をいう。）として利用して、当該特区において製造事業者（アルコール事業法第3条第1項の許可を受けた者をいう。）が製造するアルコール（同法第2条第1項に規定するアルコールをいい、酒類の原料として不正に使用されるおそれのないものとして経済産業省令で定める要件に適合すると経済産業大臣が認めるものに限る。）については、当該地方公共団体が内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、アルコール事業法第9条、第10条、第2章第3節及び第4節（第21条から第30条）並びに第35条から第37条までの規定は適用しないこととする。</p> <p>なお、酒類の原料として不正に使用されるおそれのないものとして、経済産業省令で定める要件に適合すると経済産業大臣が認めるものとは、アルコールの製造工程において、経済産業省令で定める化学物質（例えばメタノール）が、同省令で定める数量以上混和されたアルコールが、酒類の原料として不正に使用されるおそれのないアルコールの製造設備により製造されると経済産業大臣が認めるアルコールをいう。また、経済産業省令で定める化学物質を指定する数量以上混和する装置が、アルコールの製造設備に設置されていることを確認するため、地方公共団体が構造改革特別区域計画の認定を申請する際に混和装置の配置図及び同装置の構造図を添えて提出することが必要。</p> |
| 同意の要件 | 特になし |
| 特例措置に伴い必要となる手続き | 特になし |

| | |
|---------------------|---|
| 番号 | 1105 |
| 特定事業の名称 | 一般用電気工作物への位置付けによる小規模ガスタービン発電設備導入事業 |
| 措置区分 | 省令 |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 電気事業法施行規則第48条 |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定 | 電気事業法第38条に規定される一般用電気工作物の定義が定められているが、ガスタービンを原動力とする火力発電設備（ガスタービン発電設備）はその対象となっていない。 |
| 特例措置の内容 | <p>地方公共団体が構造改革特別区域計画に次の1. の事項を定め、内閣総理大臣の認定を受けたときは、次の2. に定める条件を満たす小規模ガスタービン発電設備（ただし、非常用予備電源を得る目的で施設するものを除く。）を、一般用電気工作物に位置付ける。</p> <p>1. 構造改革特別区域計画に定める事項</p> <p>(1) 「電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和40年通商産業省令第52号）第1条の表中、上欄に掲げる第三種電気主任技術者免状に応じて規定される中欄に掲げる学歴又は資格及び下欄に掲げる実務の経験」に相当する学歴又は資格及び実務の経験を有する者により、工事、維持及び運用に関する保安の監督がなされること。</p> <p>(2) 保安上必要な措置として、電気事業法施行規則第50条第4項第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号に示される事項に相当する事項が定められること。</p> <p>2. 条件</p> <p>(1) 電気事業法施行規則第48条第3項で定める電圧以下の電気の発電用の電気工作物であって、その発電に係る電気を電気事業法施行規則第48条第2項に定める電圧以下の電圧で他の者がその構内において受電するための電線路以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気工作物と電気的に接続されていないこと。</p> <p>(2) 出力30キロワット未満であること。</p> <p>(3) 最高使用圧力が1,000キロパスカル未満であること。</p> <p>(4) 最高使用温度が1,400度未満であること。</p> <p>(5) 発電機と一体のものとして一の筐体に納められていること。</p> <p>(6) ガスタービンの損壊事故が発生した場合においても、破片が当該設備の外部に飛散しない構造を有すること。</p> <p>(7) 同一の構内（これに準ずる区域内を含む。）に設置する発電設備と電気的に接続されていないこと。</p> <p>(8) 公衆が容易に触れないための措置がなされていること。</p> |
| 同意の要件 | 地方公共団体が提出した構造改革特別区域計画により、上記「特例措置の内容」に記載されている1. の事項の内容が確認されること。 |
| 特例措置に伴い必要となる手続き | 特になし |

| | |
|---------------------|--|
| 番号 | 1108 |
| 特定事業の名称 | 保安統括者等の選任を要しない水素ガススタンド等設置事業 |
| 措置区分 | 省令 |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 一般高圧ガス保安規則第64条 コンビナート等保安規則第23条 |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定 | 水素ガススタンド等の高圧ガス製造事業所には、保安統括者等の選任が必要。 |
| 特例措置の内容 | <p>地方公共団体が内閣総理大臣に構造改革特別区域計画の認定を申請する際に、当該地方公共団体により安全性が確保されると認められた次の（1）から（4）の内容について、当該地方公共団体から提出され、当該内容につき経済産業大臣が専門家等の意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定に同意した場合には、当該地方公共団体が当該内容に基づく措置を講じることをもって、当該特区内に設置される水素ガススタンド及びDMEガススタンドについては、保安統括者の選任を不要とすることができます。</p> <p>（1）設置される当該スタンドの仕様（使用圧力、処理量等） （2）例えば、自動遮断装置の設置など、保安統括者を選任しなくとも設置される当該スタンドの安全性を確保することが可能な保安確保策 （3）（2）に記載した保安確保策が有効であることを立証する実証実験によるデータや文献 （4）設置される当該スタンドに関する具体的な「技術上の基準」（「技術上の基準」については、一般高圧ガス保安規則第7条第2項に規定する圧縮天然ガススタンドに関する技術上の基準を参考にされたい。）</p> |
| 同意の要件 | 上記「特例措置の内容」の欄に記載されている地方公共団体からの提出事項（1）から（4）の内容について、専門家等からの意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。 |
| 特例措置に伴い必要となる手続き | 特になし |

| | |
|---------------------|---|
| 番号 | 1109 |
| 特定事業の名称 | 燃料電池自動車等に搭載された状態での燃料装置用容器の再検査事業 |
| 措置区分 | 省令 |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 容器保安規則（昭和41年通商産業省令第50号）第25条、第26条（容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（以下「容器細目告示」という。）第2条） |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定 | 容器再検査では、容器ごとに、内面及び外面の目視検査や耐圧試験を行う必要がある。 |
| 特例措置の内容 | <p>地方公共団体が内閣総理大臣に構造改革特別区域計画の認定を申請する際に、当該地方公共団体により安全性が確保されると認められた次の（1）から（3）の内容について、当該地方公共団体から提出され、当該内容につき経済産業大臣が専門家等の意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定に同意した場合には、当該地方公共団体が当該内容に基づく措置を講じることをもって、当該特区内の地方公共団体の長が指定する容器検査所においては、燃料電池自動車及びDMF自動車の燃料タンクについて、車載状態のままで容器再検査を受けることができる。</p> <p>なお、本特例措置を実施するに当たっては、車載状態のまま容器再検査を受けさせようとする容器であることを見分けるために当該地方公共団体の長が講じる措置を、構造改革特別区域計画に記載することとする。</p> <p>（1）当該再検査を受けようとする容器の仕様（圧力、材料、容量、寿命等） （2）例えば、目視検査により容器内面を確認しなくとも、健全性が確保されるコーティングが内面に施されている等、容器の安全性を確保するための保安確保策 （3）実際に行われる容器再検査の具体的方法（容器再検査の具体的方法については、容器細目告示第18条、第19条に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用継目なし容器の外観検査、漏えい試験などを参考にされたい。）</p> |
| 同意の要件 | 上記「特例措置の内容」の欄に記載されている地方公共団体からの提出事項（1）から（3）の内容について、専門家等からの意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。 |
| 特例措置に伴い必要となる手続き | 特になし |

| | |
|---------------------|---|
| 番号 | 1121 |
| 特定事業の名称 | 小規模場外車券発売施設事業 |
| 措置区分 | 省令、告示 |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 自転車競技法施行規則（平成14年経済産業省令第97号）第14条、第15条 場外車券発売施設の規模、構造及び設備並びにこれらの配置の基準を定めた件に関する告示 |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定 | 自転車競技法施行規則第15条では、施設の位置、規模、構造及び設備について許可の基準を規定している。 |
| 特例措置の内容 | <p>地方公共団体が、競輪場に隣接するなどの地域における特性により、近接する文教・医療施設に対して著しい支障を来すおそれがなく、かつ、周辺環境と調和しているものと認めて、次の1. 及び2. に係る事項を構造改革特別区域計画に記載し、構造改革特別区域法第4条に基づき内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該構造改革特別区域内に設置される場外車券発売施設であって、特区計画に記載された1. 及び2. に係る事項及び経済産業大臣が別途告示で定める施設が備えるべき事項（※1）に適合していることについて、当該地方公共団体が書面により確認した場合には、自転車競技法第5条第1項に基づく許可申請について、経済産業大臣は、自転車競技法施行規則第15条に規定する設置許可基準を満たしたものとみなす。</p> <p>1. 地方公共団体が定めた当該特区内に設置する場外車券発売施設の規模の上限（経済産業大臣が別途告示で定める窓口数及び最大滞留者数（※2）を超えない範囲内で定めたものに限る。） 2. 場外車券発売施設を設置できる区域の範囲</p> <p>※1 告示で定める施設が備えるべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 施設に関すること <ul style="list-style-type: none"> ① 当該施設の規模及び設備に応じた適切な広さであること ② 車券の発売等の用に供する設備が整備されていること ③ 入場者の用に供する設備が整備されていること ④ 管理運営に必要な設備が整備されていること (2) 運営に関すること <ul style="list-style-type: none"> 車券の発売等が公正に運営されることが確実と認められること <p>※2 告示で定める施設の規模の上限 窓口（払戻しを含む）の数が5以内かつ最大滞留者数が100人以内であること</p> |
| 同意の要件 | 特になし |
| 特例措置に伴い必要となる手続き | 特になし |

| | |
|---------------------|---|
| 番号 | 1123 |
| 特定事業の名称 | 研究開発用海水温度差発電設備の法定検査手続不要化事業 |
| 措置区分 | 省令 |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 電気事業法施行規則第65条第1項第1号、第73条の2の2、第79条第1項第1号、第94条 |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定 | バイナリー発電所を含め、汽力を原動力とする発電所について、設置者は工事計画を国に届出し、届出をした発電所について使用前安全管理検査を実施しなくてはならない。また、使用圧力が一定の圧力以上の発電設備等について、設置者は定期安全管理検査を実施しなくてはならない。 |
| 特例措置の内容 | <p>地方公共団体が、構造改革特別区域内において、次の1.に定める条件を満たす研究開発用海水温度差発電設備（汽力（海水の熱を利用するものに限る。）を原動力とする火力発電所の発電設備であって研究開発の用に供するもの）を設置する必要があると認めて、構造改革特別区域計画に次の2.の事項を記載し、法第4条に基づき内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該研究実施期間に限り、当該設備は工事計画の届出、使用前安全管理検査、定期安全管理検査を必要としない設備とすることができます。</p> <p>1. 条件</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 出力が100キロワット未満であること。 (2) 電線路（当該設備が発電に係る電気を受電するための電線路を除く。）により当該設備を設置する構内以外の電気工作物と電気的に接続されていないこと。 <p>2. 構造改革特別区域計画に定める事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 以下に掲げる研究事業の概要 <ul style="list-style-type: none"> ①当該設備を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ②研究開発を実施する期間 ③当該設備を設置する位置 ④熱媒体の種類 (2) 当該設備が電気事業法第39条第1項に規定する技術基準に適合することを確認するため設置される次に掲げる分野の専門家により構成される委員会に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ①機械工学 ②材料工学 ③電気工学 ④化学工学 (3) 保安上必要な措置として、当該設備について、電気事業法施行規則第50条第1項に掲げる事項に相当する事項 |
| 同意の要件 | 地方公共団体が提出した構造改革特別区域計画において、上記「特例措置の内容」に記載されている2.の内容により、現行と同等の安全性を確保する体制及び方策が確保されていること。 |
| 特例措置に伴い必要となる手続き | 特になし |

| | |
|---------------------|---|
| 番号 | 1124 |
| 特定事業の名称 | 海水等温度差発電設備の定期事業者検査時期変更事業 |
| 措置区分 | 省令 |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 電気事業法施行規則第94条の2 |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定 | バイナリー発電設備を構成する蒸気タービンについては4年、液化ガス設備については2年を超えない時期に定期事業者検査を実施しなければならない。 |
| 特例措置の内容 | <p>地方公共団体が、次の1.に定める条件を満たす海水等温度差発電設備（汽力（海水、温泉水等の熱を利用するものに限る。）を原動力とする火力発電所の発電設備）であると認め、構造改革特別区域計画に次の2.に掲げた事項を構造改革特別区域計画に記載し、法第4条の規定による内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該設備に係る蒸気タービン及び液化ガス設備の定期事業者検査は、電気事業法施行規則第94条の2第1項の規定に關わらず、2.（3）に定める時期を超えない時期に行うものとする。</p> <p>1. 条件</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)出力500キロワット未満であること。 (2)最高使用圧力が1,000キロパスカル未満であること。 (3)最高使用温度200度未満であること。 (4)使用する熱媒体は変質せず、かつ、可燃性、腐食性及び有毒性がないこと。 <p>2. 構造改革特別区域計画に定める事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)当該設備の仕様(発生する電気出力、設備の最高使用圧力及び最高使用温度など) (2)使用する熱媒体の種類及び性質 (3)具体的な定期事業者検査を実施する時期 (4)当該設備が（3）に定める時期に定期事業者検査を実施しても、電気事業法第39条第1項に規定する技術基準に適合することを証明する次に掲げる事項に関する記録及び文献その他の資料 <ul style="list-style-type: none"> ①当該設備の耐久性 ②使用する熱媒体の耐久性 ③使用する熱媒体に応じた当該設備の耐腐食性 |
| 同意の要件 | 2.（4）に示す技術的な証明をする資料等により、2.（3）により定められた時期について、その妥当性が確認されること。 |
| 特例措置に伴い必要となる手続き | 特になし |

| | |
|---------------------|---|
| 番号 | 1125(1114) |
| 特定事業の名称 | 特定施設における保安検査期間変更事業 |
| 措置区分 | 省令 |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 一般高圧ガス保安規則第79条第2項 コンビナート保安規則第34条第2項 (製造細目告示第14条) |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定 | 高圧ガス保安法第35条に規定する高圧ガスの爆発その他災害が発生するおそれがある製造のための施設(以下この表において「特定施設」という。)は、原則年1回、保安検査を受けなければならないが、特定の設備は保安検査期間が延長されている。 |
| 特例措置の内容 | 地方公共団体が内閣総理大臣に構造改革特別区域計画の認定を申請する際に、当該地方公共団体により安全性が確保されると認められた次の(1)から(3)の内容について、当該地方公共団体から提出され、当該内容につき経済産業大臣が専門家等の意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定に同意した場合には、当該地方公共団体が当該内容に基づく措置を講じることをもって、当該地区内に設置される特定施設については、当該特区内において実施しようとする下記(3)に記載した保安検査期間に延長することができる。 (1) 当該特定施設の仕様(ガス種、使用圧力等) (2) 保安検査期間の延長が可能であると判断できる当該施設の機能維持状況に関する実証実験によるデータや文献及び当該施設において発生すると想定される事故の程度、影響等の評価に関するデータや文献 (特定施設のうち、水素ガススタンド及びDMEガススタンドについては、保安検査期間の延長が可能であると判断できる当該施設の機能維持状況に関する実証実験によるデータや文献) (3) 具体的な保安検査期間(保安検査期間については、製造細目告示第14条に規定する保安検査期間を参考にされたい。) |
| 同意の要件 | 上記「特例措置の内容」の欄に記載されている地方公共団体からの提出事項(1)から(3)の内容について、専門家等からの意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。 |
| 特例措置に伴い必要となる手続き | 特になし |

| | |
|---------------------|---|
| 番号 | 1129-1(1112) |
| 特定事業の名称 | 液化ガスの容器における充てん率変更事業 |
| 措置区分 | 省令 |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 容器保安規則第22条 |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定 | 液化ガスは内容積に応じて計算した質量以下で充てんしなければならない。 |
| 特例措置の内容 | <p>地方公共団体が内閣総理大臣に構造改革特別区域計画の認定を申請する際に、当該地方公共団体により安全性が確保されると認められた次の（1）から（4）の内容について、当該地方公共団体から提出され、当該内容につき経済産業大臣が専門家等の意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定に同意した場合には、当該地方公共団体が当該内容に基づく措置を講じることをもって、当該特区内の地方公共団体の長が指定する充てん所においては、当該特区内において実施しようとする下記（4）に記載した充てん率とすることができる。</p> <p>なお、本特例措置を実施するに当たっては、充てん率を変更できる容器であることを見分けるために地方公共団体の長が講じる措置を構造改革特別区域計画に記載することとする。</p> <p>（1）充てん率を変更しようとする容器の仕様（ガス種、材料等） （2）例えば、充てんする液化ガスが膨張しても破裂しない強度を有する容器など、充てん率を変更しても安全性が確保される保安確保策 （3）（2）に記載した保安確保策が有効であることを立証する実証実験によるデータや文献及び当該容器において発生すると想定される事故の程度、影響等の評価に関するデータや文献 （液化水素ガスを充てんする容器については、（2）に記載した保安確保策が有効であることを立証する実証実験によるデータや文献） （4）具体的な充てん率（充てん率については、容器保安規則第22条に規定する液化ガスの質量の計算の方法などを参考とされたい。）</p> |
| 同意の要件 | 上記「特例措置の内容」の欄に記載されている地方公共団体からの提出事項（1）から（4）の内容について、専門家等からの意見聴取を行うことなどにより、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確認されること。 |
| 特例措置に伴い必要となる手続き | 特になし |

| | |
|---------------------|--|
| 番号 | 1130 |
| 特定事業の名称 | オートレース小規模場外車券発売施設事業 |
| 措置区分 | 省令、告示 |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 小型自動車競走法施行規則（平成14年経済産業省令第98号）第11条、第12条 場外車券発売施設の規模、構造及び設備並びにこれらの配置の基準を定めた件に関する告示 |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定 | 小型自動車競走法施行規則第12条では、施設の位置、規模、構造及び設備について許可の基準を規定している。 |
| 特例措置の内容 | <p>地方公共団体が、オートレース場に隣接するなどの地域における特性により、近接する文教・医療施設に対して著しい支障を来すおそれがなく、かつ、周辺環境と調和しているものと認めて、次の1. 及び2. に係る事項を構造改革特別区域計画に記載し、構造改革特別区域法第4条に基づき内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該構造改革特別区域内に設置される場外車券発売施設であって、特区計画に記載された1. 及び2. に係る事項及び経済産業大臣が別途告示で定める施設が備えるべき事項（※1）に適合していることについて、当該地方公共団体が書面により確認した場合には、小型自動車競走法第8条第1項に基づく許可申請について、経済産業大臣は、小型自動車競走法施行規則第12条に規定する設置許可基準を満たしたものとみなす。</p> <p>1. 地方公共団体が定めた当該特区内に設置する場外車券発売施設の規模の上限（経済産業大臣が別途告示で定める窓口数及び最大滞留者数（※2）を超えない範囲内で定めたものに限る。） 2. 場外車券発売施設を設置できる区域の範囲</p> <p>※1 告示で定める施設が備えるべき事項</p> <p>(1) 施設に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 当該施設の規模及び設備に応じた適切な広さであること ② 車券の発売等の用に供する設備が整備されていること ③ 入場者の用に供する設備が整備されていること ④ 管理運営に必要な設備が整備されていること <p>(2) 運営に関すること</p> <p>車券の発売等が公正に運営されることが確実と認められること</p> <p>※2 告示で定める施設の規模の上限</p> <p>窓口（払戻しを含む）の数が5以内でかつ最大滞留者数が100人以内であること</p> |
| 同意の要件 | 特になし |
| 特例措置に伴い必要となる手続き | 特になし |

| | |
|---------------------|---|
| 番号 | 1142 |
| 特定事業の名称 | 研究開発用温泉熱利用発電設備の法定検査手続不要化事業 |
| 措置区分 | 省令 |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 電気事業法施行規則第65条第1項第1号、第73条の2の2、第79条第1項第1号、第94条第1項 |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定 | バイナリー発電所を含め、汽力を原動力とする発電所について、設置者は工事計画を国に届出し、届出をした発電所について使用前安全管理検査を実施しなくてはならない。また、使用圧力が一定の圧力以上の発電設備等について、設置者は定期安全管理検査を実施しなくてはならない。 |
| 特例措置の内容 | <p>地方公共団体が、構造改革特別区域内において、次の1.に定める条件を満たす研究開発用温泉熱利用発電設備（汽力（温泉熱を利用するものに限る。）を原動力とする火力発電所の発電設備であって研究開発の用に供するもの）を設置する必要があると認めて、構造改革特別区域計画に次の2.の事項を記載し、法第4条に基づき内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該研究実施期間に限り、当該設備は工事計画の届出、使用前安全管理検査及び定期安全管理検査を必要としない設備とすることができる。</p> <p>1. 条件</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 出力が10キロワット未満であること。 (2) 最高使用圧力が5メガパスカル未満であること。 (3) 最高使用温度が100度未満であること。 (4) 電線路（当該設備が発電に係る電気を受電するための電線路を除く。）により当該設備を設置する構内以外の電気工作物と電気的に接続されていないこと。 <p>2. 構造改革特別区域計画に定める事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 以下に掲げる研究事業の概要 <ul style="list-style-type: none"> ①当該設備を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ②研究開発を実施する期間 ③当該設備を設置する位置 ④熱媒体の種類 (2) 当該設備が電気事業法第39条第1項に規定する技術基準に適合することを確認するために設置される次に掲げる分野の専門家により構成される委員会に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ①機械工学 ②材料工学 ③電気工学 ④化学工学 (3) 保安上必要な措置として、当該設備について、電気事業法施行規則第50条第1項に掲げる事項に相当する事項 |
| 同意の要件 | 地方公共団体が提出した構造改革特別区域計画において、上記「特例措置の内容」に記載されている2.の内容により、現行と同等の安全性を確保する体制及び方策が確保されていること。 |
| 特例措置に伴い必要となる手続き | 特になし |

| | |
|---------------------|--|
| 番号 | 1205 (1214、1221) |
| 特定事業の名称 | 重量物輸送効率化事業 |
| 措置区分 | 通達 |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | (1) 特殊車両通行許可限度算定要領について（昭和53年12月1日付け道路交通管理課長通達）等 (2) 基準緩和自動車の認定要領について（平成9年9月19日付け自動車交通局長通達） |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定 | (1) 許可車両の許可限度寸法及び重量は、「特殊車両通行許可限度算定要領」に定める方法により算定する。 (2) 基準緩和の認定の申請は、次の各号のいずれかに該当する自動車について、使用者を特定して行うことができる。 ①長大又は超重量で分割不可能な単体物品（以下単に「物品」という。）を輸送することができる構造を有する自動車（けん引自動車を除く。） ②以下略 |
| 特例措置の内容 | (1) 実施主体が道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2の規定に基づく特殊車両通行許可申請を行った際に、橋・高架の道路その他これらに類する構造の道路を含まない経路を通行し、軸重が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項に規定する値（駆動軸にエアサスペンションを装着する車両の駆動軸重にあっては11.5トン）を超えない車両で、かつ、例えば、車両総重量規制の緩和を受けた車両の通行により、各道路管理者が通常業務として実施する舗装の維持、修繕その他の管理を超える措置が必要となった場合等には、必要に応じて特区計画を作成する地方公共団体又は実施主体が当該超過分に係る費用を負担すること、車両の運行状況を道路管理者に報告すること等の道路を適切に管理するための措置が、例えば、各道路管理者と構造改革特別区域計画を作成する地方公共団体又は実施主体との間で道路の管理に関する協定を締結すること又は措置の実施を特殊車両通行許可の条件とすること等により、構造改革特別区域計画を作成する地方公共団体又は実施主体の責任において確実に実施されると各道路管理者が判断する場合は、各道路管理者は、特殊車両通行許可を行うに当たり、総重量の許可限度重量については「特殊車両通行許可限度算定要領」に現在定める値を超えて許可することとする。 (当該車両の通行経路が道路に関して横断に限る場合の車両総重量及び軸重の特例措置については、平成22年10月1日に全国展開済み) (2) 上記(1)に加え、当該車両の通行経路が、道路に関して横断に限る場合は、各道路管理者は、特殊車両通行許可を行うに当たり、車両の長さ及び最小回転半径についても「特殊車両通行許可限度算定要領」に現在定める値を超えて許可することとする。ただし、車両の長さが21.5mを超えるものに限る。 (当該車両の通行経路が道路に関して横断に限る場合の車両の長さの特例措置については、21.5m以下を許可限度として、平成25年11月5日に全国展開済み) (3) 従前、長大又は超重量で分割不可能な単体物品を輸送する場合に道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第2条に規定する長さ、第4条に規定する車両総重量、第4条の2の規定する軸重等、第6条に規定する最小回転半径にかかる特例を受けることができたが、特区内においてはこれに限らず、特殊車両通行許可に係る上記(1)又は(2)の特例措置による特殊車両通行許可を受けることが確実であることを道路管理者により確認された車両は、車両の長さ、最小回転半径、車両総重量及び軸重（駆動軸にエアサスペンションを装着する車両であって駆動軸の軸重が11.5トン以下のものに限る。）にかかる当該基準の特例を受けることができるとしている。 (当該車両の通行経路が道路に関して横断に限る場合の車両総重量及び軸重の特例措置については、平成22年10月1日に全国展開実施済) (当該車両の通行経路が道路に関して横断に限る場合の車両の長さ（被けん引車にあっては連結時全長）の特例措置については、21.5m以下を限度として、平成25年11月5日に全国展開済み) |
| 同意の要件 | 特になし |
| 特例措置に伴い必要となる手続き | 特になし |

| | |
|---------------------|---|
| 番号 | 1210 |
| 特定事業の名称 | 橋の設置を目的とした公的主体以外の者による河川敷地の占用の許可柔軟化事業 |
| 措置区分 | 通達 |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 河川敷地の占用許可について（平成11年8月5日河政発第67号） |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定 | 現行において、橋の設置を目的とした河川敷地の占用主体は、公共性又は公益性を有するものとし、原則として公的主体以外の者による占用は認められていない。 |
| 特例措置の内容 | 地方公共団体が、その設定する特区内において、水辺を活かしたまちづくりとしての市街地開発事業等の公共性の高い事業の施行区域や地区計画等の都市計画が定められた区域で、公衆の通行の用に供する橋が少ないとことなどによる当該区域の利便性の欠如を解消する必要があると認めるとともに、橋の設置目的が特定の個人の利便性に限定されるものではなく、橋の設置及び利用方法について周辺地域の合意がなされていると確認し、内閣総理大臣に構造改革特別区域計画を申請し、認定された特区内においては、河川敷地占用許可準則第6の規定にかかわらず、設置後の維持及び補修、占用主体の地位の承継等将来の維持管理に支障が生じない限り、橋の設置を目的とした公的主体以外の者による河川敷地の占用を許可する。 |
| 同意の要件 | 特になし |
| 特例措置に伴い必要となる手続き | 特になし |

| | |
|---------------------|---|
| 番号 | 1218 |
| 特定事業の名称 | 地域特性に応じた道路標識設置事業 |
| 措置区分 | 省令 |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令別表第二備考一（二）1及び（五）2 |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定 | <ul style="list-style-type: none"> ・別表第二に寸法が図示されているものについては、図示の寸法を基準とする。 ・高速道路等以外の道路に設置する案内標識のうち、方面及び方向を表示するもの等の文字の大きさについて、道路の設計速度に応じ基準を定める。ただし、必要がある場合にあっては、一定の割合に拡大することができる。 ・ただし、都道府県道及び市町村道に設置される案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識（これらの道路標識の柱の部分を除く。）の寸法については、これらの規定を参照し、条例で定めるとされている。 |
| 特例措置の内容 | 地方公共団体が地域特性により案内標識又は警戒標識を縮小する特別の必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、交通の安全と円滑が確保されていることを前提として、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令において規定されている案内標識及び警戒標識の寸法並びに案内標識に表示する文字の寸法を二分の一まで縮小することができるものとする（都道府県道及び市町村道に設けるものを除く）。 |
| 同意の要件 | 特になし |
| 特例措置に伴い必要となる手続き | 特になし |

| | |
|---------------------|---|
| 番号 | 1219 |
| 特定事業の名称 | 特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業 |
| 措置区分 | 告示・通達 |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | <ul style="list-style-type: none"> ・道路運送車両の保安基準第55条第1項、第56条第1項及び第57条第1項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示(平成15年国土交通省告示第1320号) ・基準緩和自動車の認定要領について(平成9年9月19日自技第193号) |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定 | <p>道路運送車両の保安基準（以下「保安基準」という。）第55条に基づき、以下の場合に限り、地方運輸局長の認定により基準の緩和を認めている。</p> <p>①長大又は超重量で分割不可能な単体物品を輸送することができる構造を有する車両については、保安基準第55条第1項に規定する告示に基づき、寸法、重量等の基準の緩和を認めている。（ただし、保安基準第8条第1項に基づく車両の走行性能に係る基準については、緩和は認められていない。）</p> <p>②分割可能な貨物を運搬する車両については、特例8車種に限り、車両総重量（保安基準第4条、上限36t）及び軸重（保安基準第4条の2）の緩和を認めている。</p> |
| 特例措置の内容 | <p>港湾施設である道路（港湾法第2条第5項及び第6項に規定する道路をいう。以下単に「道路」という。）において、貨物の流通の効率化を図る観点から保安基準に適合しない専用架台輸送用大型車両等特殊な車両で貨物（分割可能な貨物を含む。）の運搬を行おうとする場合、以下の要件を満たしていると地方公共団体が認めて、内閣総理大臣に構造改革特別区域計画を申請し、その認定を受けたときは、車両の寸法（長さ、幅、高さ）、重量（車両総重量、軸重、隣接軸重及び輪荷重）及び走行性能（原動機の動力不足等により円滑な走行に支障を生じるおそれがないと判断される場合に限る。）のうち、地方運輸局長が車両ごとに指定した項目について、緩和を受けることができることとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 構造改革特別区域計画を作成する地方公共団体又は実施主体（自動車の使用者）が、その責任において、道路を適切に管理するための措置（※1）を確実に実施すること。なお、この判断は港湾管理者が行うこととする。 (※1) 道路を適切に管理するための措置とは、以下のような措置をいう。 (ア) 事前に道路の構造等の施設の安全性を確認すること。 (イ) 必要に応じて、舗装の維持、修繕等に係る費用の負担等に関して互いに協議すること。 2. 港湾管理者、当該区域を所管する警察署、地方運輸局等の関係機関が調整した方法により、通行する道路が他の交通と分離され、遮断（※2）されること。 (※2) 具体的な遮断方法としては、物理的な遮断機等による遮断のほか、保安員による遮断等でもよい。 |
| 同意の要件 | 特になし |
| 特例措置に伴い必要となる手続き | 地方公共団体が構造改革特別区域計画について内閣総理大臣の認定を受けた後、実施主体が地方運輸局長に対し本特例措置に基づく基準緩和の申請を行い、認定されること。 |

| | |
|---------------------|---|
| 番号 | 1224 |
| 特定事業の名称 | 45フィートコンテナの輸送円滑化事業 |
| 措置区分 | 通達 |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | (1) 特殊車両通行許可限度算定要領について（昭和53年12月1日付け道路交通管理課長、企画課長通達） (2) 車両の構造が特殊な連結車に係る特殊車両の通行許可の取扱いについて（平成6年9月8日付け道路交通管理課長通達） |
| 特例措置を講ずるべき法令等の現行規定 | 全長が17メートル以上18メートル以下である車両について、一定の基準（※）を満たす場合には、40フィートコンテナ用セミトレーラ連結車と同等の通行条件での通行許可を行うこととしているが、当該基準に適合しない車両については、 (1) 特殊車両通行許可限度算定要領上、セミトレーラについては長さ17メートルを境に車両分類が区分されており、45フィートコンテナ用セミトレーラ連結車等の長さ17メートルを超える車両は長さ17メートル以下の車両と比べて通行条件が厳しくなる。 (2) 国内貨物を積載する場合のコンテナ用セミトレーラに係る特殊車両通行許可の長さの上限値は17メートルとなっている。 (※) 車両が以下の①又は②に適合する場合であって、交差点の交差角が90度以下であること。 ①全長が17.5メートルまでの場合、 後輪の旋回中心から車両後端までの長さ3.2メートル以上4.2メートル ②全長が18.0メートルまでの場合、 後輪の旋回中心から車両後端までの長さ3.8メートルから4.2メートル |
| 特例措置の内容 | 全長が17メートル以上18メートル以下である車両について、上記の基準に適合しない車両であっても、当該基準に適合する車両と同じ通行条件で許可を行う余地があることから、45フィートコンテナ用セミトレーラ連結車の通行手続きの円滑な運用に向けて、セミトレーラ連結車の長さの基準を緩和し、40フィートコンテナ用セミトレーラ連結車と同等の通行条件（長さに対応したもの）を適用できるよう、構造改革特別区域において、以下の措置を講じる。 上記の基準に適合しない45フィートコンテナ用セミトレーラ連結車について、実施主体（申請者）が道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2第1項の規定に基づく特殊車両通行許可申請を行った際、道路管理者は、実施主体による車両の運行状況、事故及びヒヤリハットの発生状況等の道路管理者への定期的な報告が、協定の締結又は特殊車両通行許可の条件により確実に実施されることを前提として、以下(1)及び(2)の措置を行うことができる。 (1) 特殊車両通行許可限度算定要領によらず、当該車両の軌跡図を用いて審査を行い、40フィートコンテナ用セミトレーラ連結車と同等の通行条件（長さに対応したもの）まで緩和して許可すること (2) 45フィートコンテナに国内貨物を積載する場合における車両の長さの許可の上限値を18メートルまで緩和すること |
| 同意の要件 | 特になし |
| 特例措置に伴い必要となる手続き | 特になし |

| | |
|---------------------|---|
| 番号 | 1226 |
| 特定事業の名称 | 地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者の要件緩和事業 |
| 措置区分 | 通達 |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 旅行業法（昭和27年7月18日法律第239号）第11条の2 旅行業法施行要領（平成17年2月28日国総旅振第386号）第8 |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定 | 旅行業者又は旅行業者代理業者は、営業所ごとに、1人以上の旅行業務取扱管理者を選任して、当該営業所における旅行業務に關し、その取引に係る取引条件の明確性、旅行に関するサービスの提供の確實性その他取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な国土交通省令に定める事項についての管理及び監督に関する事務を行わせなければならない。 |
| 特例措置の内容 | 地方公共団体が、地域限定旅行業者が選任する旅行業務取扱管理者について、営業所への出勤状況、兼任する他業種の業務に従事している間も旅行者から依頼があれば速やかに当該旅行業務取扱管理者に連絡を行うための体制の構築状況等を総合的に勘案して当該旅行業務取扱管理者の業務を行うことに支障がないと認めて内閣総理大臣に構造改革特別区域計画を申請し、認定された場合には、認定された特区の区域内に存する地域限定旅行業者の営業所においては、地域限定旅行業者が選任する旅行業務取扱管理者について、他業種との兼任を認める。 |
| 同意の要件 | 特になし |
| 特例措置に伴い必要となる手続き | 特になし |

| | |
|---------------------|--|
| 番号 | 1227 |
| 特定事業の名称 | 公有水面埋立地における用途区分柔軟化事業 |
| 措置区分 | 通達 |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 公有水面埋立法の一部改正について（昭和49年6月14日港管第1580号、河政発第57号）記1（4） |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定 | 埋立地の用途のうち工業用地については、日本標準産業分類の中分類によることとしている。 |
| 特例措置の内容 | 公有水面埋立法第2条第2項第3号の規定による埋立地の用途のうち工業用途については、日本標準産業分類の中分類によることとしているが、構造改革特区において都道府県知事（港湾区域にあっては港湾管理者）が埋立地の有効利用により臨海部の活性化を図る必要があると認めた場合には、生産施設と物流施設の近接立地を可能とすることによる新たな企業誘致の促進及び臨海部の活性化のため、埋立地における用途区分を「製造・流通業用地」にすることができることとする。 |
| 同意の要件 | 特になし |
| 特例措置に伴い必要となる手続き | 特になし |

| | |
|---------------------|---|
| 番号 | 1228 |
| 特定事業の名称 | 民間事業者による公社管理道路運営事業 |
| 措置区分 | 法律 |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | ・道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第10条第1項、第11条第1項、第15条第1項等 ・民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第17条、第22条第1項、第23条第2項 |
| 特例措置を講ずるべき法令等の現行規定 | 地方道路公社は、国土交通大臣の許可を受けて、道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができることとされており、公社管理道路において料金を收受できる主体は、地方道路公社に限定されている。 |
| 特例措置の内容 | <p>1. 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、公社管理道路（地方道路公社（地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第1条の地方道路公社をいう。以下同じ。）が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第10条第1項の許可を受けて新設し、又は改築した道路であって、同法第14条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行い、又は同法第15条第1項の許可を受けて維持、修繕及び災害復旧を行うものをいう。以下同じ。）の交通の状況及びその近傍に立地する商業施設その他の施設の利用の状況に照らし、当該施設を運営する事業と連携して民間事業者が公社管理道路運営事業（公社管理道路の運営等（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「民間資金法」という。）第2条第6項に規定する運営等をいう。以下同じ。）であって、当該公社管理道路の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該運営等を行う者が自らの収入として收受するもの及びこれに附帯する事業をいう。以下同じ。）を実施することが、当該公社管理道路の通行者及び利用者の利便の増進を図るため必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該地方道路公社は、民間資金法第19条第1項の規定により公社管理道路運営権（当該認定に係る公社管理道路運営事業（以下「認定公社管理道路運営事業」という。）に係る公共施設等運営権（民間資金法第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。）をいう。以下同じ。）を設定する場合には、道路整備特別措置法第10条第1項、第11条第1項及び第15条第1項の規定にかかわらず、当該公社管理道路運営権を有する者（以下「公社管理道路運営権者」という。）に当該認定公社管理道路運営事業に係る利用料金を自らの収入として收受させるものとする。</p> <p>2. 地方道路公社は、公社管理道路運営権が設定されることとなる民間事業者を選定しようとする場合には、認定公社管理道路運営事業に係る実施方針（民間資金法第5条第1項に規定する実施方針をいう。以下同じ。）に、「構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第28条の3第10項に規定する公社管理道路運営権の設定の対価を徴収する旨及びその金額」を定めるものとする。</p> <p>3. 公社管理道路運営権者は、公社管理道路運営事業を開始する前に、実施方針に従い、地方道路公社と、「供用約款の決定手続及び公表方法並びに利用料金の公表方法」をその内容に含む認定公社管理道路運営事業に係る公共施設等運営権実施契約（民間資金法第22条第1項に規定する公共施設等運営権実施契約をいう。）を締結しなければならない。</p> <p>4. 公社管理道路運営権者が民間資金法第23条第1項の規定により利用料金を收受する場合における利用料金は、実施方針に従い、かつ、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第28条の3第5項の規定により特定道路公社が国土交通大臣の認可を受けて定めた利用料金の上限の範囲内で、公社管理道路運営権者が定めるものとする。</p> <p>5. 特定道路公社が民間資金法第19条第1項の規定により公社管理道路運営権を設定した場合における道路整備特別措置法の規定の適用について、必要な技術的読替えを行う。</p> |

| | |
|-----------------|---|
| 同意の要件 | 民間事業者が公社管理道路運営事業を実施することにより、公社管理道路の交通の利便の増進に支障を生じないことが確認されること。 |
| 特例措置に伴い必要となる手続き | <p>1. 公社管理道路運営権を設定した地方道路公社（以下「特定道路公社」という。）は、公社管理道路運営権者が民間資金法第23条第1項の規定により収受する利用料金の上限及びその徴収期間を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2. 国土交通大臣は、上記1の利用料金の上限及びその徴収期間が道路整備特別措置法第23条第1項（第5号に係る部分に限る。）に定める基準等に適合するものであると認める場合に限り、上記1の認可をすることができる。</p> <p>3. 上記1の認可については、道路整備特別措置法第10条第6項及び第16条の規定を準用する。</p> <p>4. 地方道路公社が民間資金法第19条第1項の規定により公社管理道路運営権を設定する際現に道路整備特別措置法第10条第1項若しくは第4項、第11条第1項若しくは第4項又は第15条第1項若しくは第4項の規定により許可を受けている料金の額及びその徴収期間（認定公社管理道路運営事業を開始する日以後の期間に限る。）は、特定道路公社が上記1により認可を受けて定めた利用料金の上限及びその徴収期間とみなす。</p> <p>5. 特定道路公社は、公社管理道路運営権者から民間資金法第23条第2項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を国土交通大臣及び当該公社管理道路運営権者に係る公社管理道路の道路管理者に通知するとともに、公社の定款に定める方法で公告しなければならない。</p> <p>6. 特定道路公社は、民間資金法第19条第1項の規定により公社管理道路運営権を設定したときは、公社管理道路運営権者から当該公社管理道路運営権の設定の対価を徴収しなければならない。</p> <p>7. 特定道路公社は、上記6の対価の額を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。特定道路公社は、当該認可を受けようとするときは、上記1の認可に係る事項との整合性を確保した収支予算の明細を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>8. 国土交通大臣は、上記6の対価の額が、特定道路公社が収受する公社管理道路運営権に係る公社管理道路に係る占用料その他の収入と併せて、当該公社管理道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用を、当該公社管理道路に係る利用料金の徴収期間の満了の日までに償うものであると認める場合に限り、上記7の認可をすることができる。</p> |

| | |
|---------------------|---|
| 番号 | 1231 |
| 特定事業の名称 | 地方公共団体による特定市街化調整区域をその施行地区に含む土地区画整理事業 |
| 措置区分 | 法律 |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 都市計画法（昭和43年法律第100号）第13条第1項第12号 |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定 | 土地区画整理事業に関する都市計画は、市街化区域又は区域区分が定められていない都市計画区域内において、一体的に開発し、又は整備する必要がある土地の区域について定める。 |
| 特例措置の内容 | 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内の市街化調整区域（都市計画法第七条第一項に規定する市街化調整区域をいう。）であって、次に掲げる特性を有することにより、市街化区域（同項に規定する市街化区域をいう。）に編入される場合には建築物の建築又はその敷地の造成（第二号において「建築物の建築等」という。）が無秩序に行われるおそれが特に大きいと認められるもの（以下「特定市街化調整区域」という。）において、当該特定市街化調整区域をその施行地区（土地区画整理法第二条第四項に規定する施行地区をいう。）に含む土地区画整理事業（同条第一項に規定する土地区画整理事業をいい、同法第三条第四項の規定により施行するものに限る。）を当該地方公共団体が自ら施行することが、当該特定市街化調整区域が市街化区域に編入された場合における計画的な市街化を図るために必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る土地区画整理事業に係る都市計画法第十三条第一項第十二号の規定の適用については、同号中「市街地開発事業は、市街化区域又は区域区分が定められていない都市計画区域内において」とあるのは、「構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第三十二条の認定を受けた同法第四条第一項に規定する構造改革特別区域計画（同法第六条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に定められた土地区画整理事業は」とする。 一 周辺の市街化区域における都市機能の集積の程度及び当該市街化区域その他の地域との交通の利便性が特に高いと認められること。 二 土地の利用状況の著しい変化その他の特別の事情により、建築物の建築等に対する需要が著しく増大していること。 |
| 同意の要件 | 特になし |
| 特例措置に伴い必要となる手続き | 特になし |

| | |
|---------------------|---|
| 番号 | 1304 (1305) |
| 特定事業の名称 | 再生利用認定制度対象廃棄物拡大事業 |
| 措置区分 | 告示 |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第6条の2、第12条の12の2 平成9年厚生省告示第258号（環境大臣が定める一般廃棄物） 平成9年厚生省告示第259号（再生利用に係る特例の対象となる産業廃棄物） |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定 | <p>1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第6条の2及び第12条の12の2 法第9条の8第1項及び法第15条の4の2第1項の規定による再生利用に係る特例の対象となる一般廃棄物又は産業廃棄物は、次のいずれにも該当せず、かつ、特例の対象とすることによりその再生利用が促進されると認められる廃棄物であって環境大臣が定めるものとする。</p> <p>①ぱいじん又は焼却灰であって、一般廃棄物又は産業廃棄物の焼却に伴って生じたもののその他の生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの（資源として利用することが可能な金属を含むものを除く。）</p> <p>②特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第2条第1項第1号イに掲げるものの（資源として利用することが可能な金属を含むものを除く。）</p> <p>③通常の保管状況の下で容易に腐敗し、又は揮発する等その性状が変化することによって生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあるもの</p> <p>現状環境大臣が特例の対象として定めている廃棄物は以下のとおり。</p> <p>(1) 環境大臣が定める一般廃棄物（平成9年厚生省告示第258号）</p> <p>①廃ゴム製品（ゴムタイヤその他の廃ゴム製品であって、鉄を含むものが廃棄物となつものに限る。）</p> <p>②廃プラスチック類</p> <p>③廃肉骨粉（化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第1条第2項に規定する化製場から排出されるものに限る。）</p> <p>④金属を含む廃棄物（当該金属を原料として使用することができる程度に含むものが廃棄物になつるものに限る。）</p> <p>(2) 再生利用に係る特例の対象となる産業廃棄物（平成9年厚生省告示第259号）</p> <p>①廃ゴム製品（ゴムタイヤその他の廃ゴム製品であって、鉄を含むものが廃棄物となつものに限る。）</p> <p>②汚泥（シールド工法若しくは開削工法を用いた掘削工事、杭基礎工法、ケーソン基礎工法若しくは連続地中壁工法に伴う掘削工事若しくは地盤改良工法を用いた工事に伴って生じた無機性のもの又は半導体製造等の過程で生じる専らシリコンを含む排水のろ過膜を用いた処理に伴って生じたものに限る。）</p> <p>③廃プラスチック類</p> <p>④廃肉骨粉（化製場等に関する法律第1条第2項に規定する化製場から排出されるものに限る。）</p> <p>⑤金属を含む廃棄物（当該金属を原料として使用することができる程度に含むものが廃棄物になつるものに限る。）</p> <p>2. 特例の対象として環境大臣が定めた廃棄物に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第6条の3第10号及び第6条の4第11号並びに第12条の12の4第10号及び第12条の12の5第11号の規定に基づく再生利用の内容等の基準は別に環境大臣が定める。現状環境大臣が特例の対象として定めている再生利用の内容等の基準は以下のとおり。</p> <p>(1) 廃ゴム製品に係る再生利用の内容等の基準（平成18年環境省告示第77号） 廃ゴム製品の再生利用の内容については、廃ゴムタイヤに含まれる鉄をセメントの原材料として使用し、再生品であるセメントの利用が確実に見込まれるものであること等、また、廃ゴム製品に含まれる鉄を鉄鋼製品の原材料として使用し、再生品である鉄鋼製品の利用が確実に見込まれること等</p> <p>(2) 廃プラスチック類に係る再生利用の内容等の基準（平成15年環境省告示第25号） 廃プラスチックの再生利用の内容については、異物の除去等の前処理を行い高炉で用いる還元剤が製造され、その還元剤が高炉の鉄鉱石を還元するために利用されること等</p> <p>(3) 廃肉骨粉等に係る再生利用の認定の申請書に添付する書類及び図面並びに再生利用の内容等の基準（平成13年環境省告示第56号） 廃肉骨粉の再生利用の内容については、廃肉骨粉に含まれるカルシウムをセメントの原材料として使用し、再生品であるセメントの利用が確実に見込まれること等</p> <p>(4) 汚泥に係る再生利用の認定の申請書に添付する書類及び図面並びに再生利用の内容等の基準（平成9年厚生省告示第261号） 汚泥の再生利用の内容については、高規格堤防の築造材として用いるための再生品として使用し、一定の品質の再生品を得ることができるものであること等</p> <p>(5) シリコン含有汚泥に係る再生利用の認定の申請書に添付する書類及び図面並びに再生利用の内容等の基準（平成15年環境省告示第75号） シリコン含有汚泥の再生利用の内容については、加工品が転炉又は電気炉において溶鋼を脱酸するために利用されること等</p> <p>(6) 金属を含む廃棄物に係る再生利用の内容等の基準（平成19年環境省告示第89号） 金属を含む廃棄物の再生利用の内容については、金属を含む廃棄物から金属を再生品として得るためのこと等</p> |

| | |
|-----------------|---|
| 特例措置の内容 | <p>1. 地域におけるリサイクル推進のため、地方公共団体が特例を求める廃棄物について法令を上回る規制（関係者の同意、流入規制（当該地方公共団体の区域内のみの廃棄物を用いて再生利用を行う場合及び単なる届出を除く。））を自ら設けていないとして内閣総理大臣に構造改革特別区域計画の認定を申請し、その認定を受けたときには、特定の廃棄物について再生利用認定制度の特例の対象とすることができる。</p> <p>2. 特例の対象となる特定の廃棄物（再生利用方法を含む。）は次のとおりとする。なお、特例の対象となる特定の廃棄物については、告示によって随時追加していくこととする。</p> <p>(1) 廃F R P船破碎物をセメント原材料として利用する場合 (2) 容易に腐敗しないように適切な除湿の措置を講じた廃木材を製鉄原料として利用する場合</p> |
| 同意の要件 | 特になし |
| 特例措置に伴い必要となる手続き | 特になし |

| | |
|---------------------|--|
| 番号 | 1306 |
| 特定事業の名称 | 地中空間を利用した溶融一般廃棄物埋立処分事業 |
| 措置区分 | 政令 |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | ①廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第3条第3号イ(1) ②一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号）第1条第2項第10号口 |
| 特例措置を講ずるべき法令等の現行規定 | ①一般廃棄物の埋立処分については、「地中にある空間を利用する処分の方法により行ってはならないこと」と規定されている。 ②一般廃棄物の最終処分場の維持管理基準において、埋立処分開始後の地下水等検査の検査頻度は原則として1年に1回以上とされている。 |
| 特例措置の内容 | 市町村が、その設定する構造改革特別区域内にある地中空間（地中にある空間をいい、当該空間の周辺の土地が、自重、水圧及び土圧並びに地震等による振動及び衝撃に耐えることができるもの及び埋め立てた溶融スラグからの金属等の溶出を招来して地下水を汚染するおそれがないものに限る。）を利用して、金属等が溶出しないよう溶融加工した一般廃棄物（溶融スラグ）の埋立処分を行うことについて、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該市町村又は当該市町村の長から廃棄物処理法第7条第6項の許可を受けた者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条第3号イ(1)の規定にかかわらず、当該埋立処分を行うことができる。 なお、特例措置の実施にあたっては、その受け皿となる最終処分場（地中空間）の維持管理について、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条第2項第10号口に規定する地下水等検査の検査頻度を3月に1回以上とすることとする。 |
| 同意の要件 | 特になし |
| 特例措置に伴い必要となる手続き | 特になし |

| | |
|---------------------|--|
| 番号 | 1308 |
| 特定事業の名称 | 特別管理産業廃棄物の運搬に係るパイプライン使用の特例事業 |
| 措置区分 | 省令 |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の7 |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第6条の5第1項第1号の規定によりその例によることとされた令第4条の2第1号ハただし書の規定による環境省令で定める場合は、消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定する危険物である特別管理産業廃棄物を、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第3条第3号に規定する移送取扱所において収集又は運搬する場合とする。 |
| 特例措置の内容 | 地方公共団体が、構造改革特別区域内において、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生じないものとして、異なる種類の特別管理産業廃棄物がパイプライン内で混合しないこと、パイプラインから廃棄物が飛散し、流出し又は悪臭が漏れるおそれがないこと及び石油コンビナート等災害防止法に規定する石油コンビナート等防災計画が作成された区域内にパイプラインが設置されるものであることを満たすと認め、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、特別管理産業廃棄物の収集又は運搬に運搬用パイプラインを用いることができることとする。 |
| 同意の要件 | 特になし |
| 特例措置に伴い必要となる手続き | 特になし |

| | |
|---------------------|---|
| 番号 | 1310 |
| 特定事業の名称 | ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業 |
| 措置区分 | 省令 |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第2条第7項 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第3条 |
| 特例措置を講ずるべき法令等の現行規定 | ノヤギは狩猟鳥獣に定められていない。 |
| 特例措置の内容 | 地方公共団体が、構造改革特別区域（以下「特区」という。）において、ノヤギを狩猟鳥獣とする特例事業を実施することについて、地域の特性に応じ、その肉又は毛皮を利用する目的、ノヤギを管理する目的その他の目的でノヤギを捕獲又は殺傷（以下「捕獲等」という。）の対象とする必要があり、ノヤギのみを捕獲等をするために必要な措置を講じていることを認めて、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該特区内のノヤギについては、狩猟鳥獣とみなし、狩猟による捕獲等ができることとする。 |
| 同意の要件 | 特になし |
| 特例措置に伴い必要となる手続き | 特になし |

| | |
|---------------------|---|
| 番号 | 2001 |
| 特定事業の名称 | 公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業 |
| 措置区分 | 府令・省令 |
| 特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項 | <p>・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）第13条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第11条第1項</p> <p>・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第7条第1項</p> |
| 特例措置を講ずべき法令等の現行規定 | 幼保連携型認定こども園における3歳未満園児に対する給食については、施設外で調理し搬入する方法は認められないものであること。 |
| 特例措置の内容 | <p>1 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内における公立幼保連携型認定こども園について、次の掲げる要件を満たしていることを認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定に係る公立幼保連携型認定こども園は、3歳未満園児に対する給食の外部搬入を行うことができる。</p> <p>一 満三歳未満の園児に対する食事の提供の責任が当該公立幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。</p> <p>二 当該公立幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養教諭その他の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養教諭その他の栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>三 調理業務の受託者を、当該公立幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とすること。</p> <p>四 満三歳未満の園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、満三歳未満の園児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。</p> <p>五 食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p> <p>2 当該認定に係る公立幼保連携型認定こども園は、調理室を備えないことができる。この場合、調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備は備えなければならない。</p> <p>3 当該認定に係る公立幼保連携型認定こども園において、3歳未満園児に対する給食の外部搬入を行う場合には、公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業を行う場合の要件についても留意すること。</p> |
| 同意の要件 | 特になし |
| 特例措置に伴い必要となる手続き | 特になし |

別表2 全国展開することとなった規制の特例措置

注) 「市町村」には、特別区を含む。

| 番号 | 特定事業の名称 | 特区における規制の特例措置の内容 | 全部／一部 | 全国展開の実施内容 | 全国展開を実施する法令等 | 実施時期 | 所管省庁 |
|---------------------------------------|-----------------------|---|-------|--|--|-------------------|------------|
| 102 | まちづくり交通安全対策事業 | 市町村や所轄警察署のほか地域住民、事業者等からなる地域参加型の協議会が策定したまちづくりの計画に基づき都道府県警察が交通規制を実施する。 | 全部 | 特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。 | 「まちづくり交通安全対策事業」に係る特例措置の全国的な実施について（平成18年3月24日付け警察庁丁規発第27号） | 平成18年3月24日実施（措置済） | 警察庁 |
| 103 | ロボット公道実験円滑化事業 | 歩行型・移動型ロボットの実証実験が道路使用許可の対象行為であることを明確化する。 | 全部 | 特区における規制の特例措置の内容・要件を踏まえ、全国展開を行う。 | ロボットの公道実験に係る道路使用許可の取扱いについて（平成18年1月23日付け警察庁丁規発第3号） | 平成18年1月23日実施（措置済） | 警察庁 |
| 104 | 公共交通利用促進事業 | 地方公共団体や所轄警察署等のほか、地域住民、バス・タクシー・軌道事業者等からなる地域参加型の協議会が策定した公共交通機関等の利用促進のための計画に基づき都道府県警察が交通規制を実施する。 | 全部 | 特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。 | 「公共交通利用促進事業」に係る特例措置の全国的な実施について（平成23年1月21日付け警察庁丁規発第2号） | 平成23年1月21日実施（措置済） | 警察庁 |
| 105(106 ・107 ・108) ・ 1222 | 搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業 | 搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験で使用する搭乗型移動支援ロボットについて、その原動機の排気量又は定格出力に応じて、原動機付自転車又は内閣総理大臣と国土交通大臣がそれぞれ指定する特殊な構造を有する自動車（以下「特殊自動車」という。）に区分する。 また、原動機付自転車に区分されるものについては、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第55条第1項に基づく基準緩和と同様の措置が受けられるようになるとともに、原動機付自転車に区分されるもの及び特殊自動車に区分されるもののそれぞれについて、地方運輸局長に基準緩和の認定の申請を行い、認定を受けることにより、保安基準の緩和措置を受けることができるようとする。 さらに、当該実証実験で使用する搭乗型移動支援ロボットについては、都道府県公安委員会規則で定める、ナンバーを車体後面へ表示する義務の対象とする必要がないことを示すとともに、実証実験が道路使用許可の対象行為であることを明確化する。 | 全部 | 特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。 加えて、全国展開に当たっては、一定の搭乗型移動支援ロボット（※1）を使用する場合には、歩道等（※2）の幅員に係る条件（※3）を満たさない箇所についても、当該箇所に保安要員（搭乗型移動支援ロボット等に乗車していない者に限る。）を配置することを条件として、実験の実施場所に含むことができることとする。 ※1 次のアからウまでの条件を全て満たす搭乗型移動支援ロボット ア 長さ120センチメートル、幅70センチメートルを超えないこと。 イ 6キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと。 ウ 歩行者に危害を及ぼす鋭利な突起物がないものであること。 ※2 自転車歩行者専用道路又は普通自転車歩道通行可の交通規制が実施されている歩道 ※3 幅員がおおむね3.0メートル以上、実施場所を除いた部分の幅員がおおむね2.0メートル以上 | ・内閣総理大臣が指定する特殊な構造を有する自動車を定める件の一部を改正する件 ・「搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業」について ・道路運送車両の保安基準及び道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令 ・国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車を指定する件の一部を改正する件等 | 平成27年7月10日施行（措置済） | 警察庁・国土交通省 |
| 201 | 国立大学教員等の勤務時間内技術移転兼業事業 | 地方公共団体が、その設定する特区内に存する国立大学等（人事院規則14-17に基づく国立大学及び特定試験研究機関等をいう。）の国立大学教員等（人事院規則14-17に基づく国立大学教員又は研究職員をいう。以下、この欄において同じ。）が技術移転兼業を勤務時間内に行なうことが必要と認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたものについて、当該国立大学教員等が技術移転兼業を行う場合において、勤務時間内兼業によらなければ技術移転事業者の事業の実施に支障が生じると認められ、かつ、勤務時間内兼業を行ったとしても公務の運営に支障が生じないと認められるときには、給与の減額を前提として割り振られた勤務時間の一部を割くことができるものとする。 | 一部 | 国立大学教員については、平成16年4月の国立大学法人化に伴い、国家公務員でなくなり、國家公務員法の適用対象から外れることから、勤務時間内技術移転兼業は、各法人の判断により行うことができる。 | 国立大学法人法（平成15年法律第112号） 独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成15年法律第113号） | 平成16年4月1日施行（措置済） | 文部科学省【人事院】 |

| 番号 | 特定事業の名称 | 特区における規制の特例措置の内容 | 全部／一部 | 全国展開の実施内容 | 全国展開を実施する法令等 | 実施時期 | 所管省庁 |
|-----|----------------------------------|--|-------|--|---|--------------------|--------------|
| 202 | 国立大学教員等の勤務時間内研究成果活用兼業事業 | 地方公共団体が、その設定する特区内に存する国立大学等（人事院規則14-18に基づく国立大学及び試験研究機関等をいう。）の国立大学教員等（人事院規則14-18に基づく国立大学教員又は研究職員をいう。以下、この欄において同じ。）が研究成果活用兼業を勤務時間内に行うことが必要と認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたものについて、当該国立大学教員等が研究成果活用兼業を行う場合において、勤務時間内兼業によらなければ研究成果活用企業の事業の実施に支障が生じると認められ、かつ、勤務時間内兼業を行ったとしても公務の運営に支障が生じないと認められるときには、給与の減額を前提として割り振られた勤務時間の一部を割くことができるものとする。 | 一部 | 国立大学教員については、平成16年4月の国立大学法人化に伴い、国家公務員でなくなり、国家公務員法の適用対象から外れることから、勤務時間内研究成果活用兼業は、各法人の判断により行うことができる。 | 国立大学法人法（平成15年法律第112号） 独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成15年法律第113号） | 平成16年4月1日施行（措置済） | 文部科学省【人事院】 |
| 203 | 国立大学教員等の勤務時間内監査役兼業事業 | 地方公共団体が、その設定する特区内に存する国立大学等（人事院規則14-19に基づく国立大学及び試験研究機関等をいう。以下、この表において同じ。）の国立大学教員等（人事院規則14-19に基づく国立大学教員又は研究職員をいう。以下、この欄において同じ。）が監査役兼業を勤務時間内に行うことが必要と認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたものについて、当該国立大学教員等が監査役兼業を行う場合において、勤務時間内兼業によらなければ監査役の職務の遂行に支障が生じると認められ、かつ、勤務時間内兼業を行ったとしても公務の運営に支障が生じないと認められるときには、給与の減額を前提として割り振られた勤務時間の一部を割くことができるものとする。 | 一部 | 国立大学教員については、平成16年4月の国立大学法人化に伴い、国家公務員でなくなり、国家公務員法の適用対象から外れることから、勤務時間内監査役兼業は、各法人の判断により行うことができる。 | 国立大学法人法（平成15年法律第112号） 独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成15年法律第113号） | 平成16年4月1日施行（措置済） | 文部科学省【人事院】 |
| 301 | 預金取扱金融機関による営業用不動産の有効活用事業 | 特区において地域の活性化のための現に有効活用したいという案件がある場合には、金融庁において特に当該事業に係る照会の優先処理を行う。 | 全部 | 事務ガイドライン（当時）の改正により、預金取扱金融機関が営業用不動産を賃貸する場合の要件の明確化を図る。 | 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 | 平成15年6月30日実施（措置済） | 金融庁 |
| 302 | 営利を目的としない法人による前払式証票発行特例事業 | 営利を目的としない法人が「地域通貨」を発行する場合に、前払式証票の規制等に関する法律の事前登録要件のうち資本要件を課さないこととする。 | 全部 | 特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。 | 前払式証票の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第27号） | 平成19年3月29日施行（措置済） | 金融庁 |
| 401 | 住民票の写しの自動交付機の設置場所拡大事業 | 住民票の写しの自動交付機について、市町村の自主的な判断による設置を可能にする。 | 全部 | 住民票の写しの自動交付機の設置のための既存の通知を見直して、新たな通知により住民票の写しの自動交付機の設置に際しての個人情報保護のためのセキュリティ基準を定める。その際、①新たな基準と同等の水準を確保するなら、市町村の判断により住民票の写しの自動交付機を設置して差し支えないこと②事後届出にすることを新たな通知に明記する。 | 住民票の写し等及び印鑑登録証明書に係る自動交付機の設置場所の選定にあたり考慮すべき事項及び安全対策等について（平成17年3月28日付総行市第249号） | 平成17年3月28日実施（措置済） | 総務省 |
| 402 | 印鑑登録証明書の自動交付機の設置場所拡大事業 | 印鑑登録証明書の自動交付機について、市町村の自主的な判断による設置を可能にする。 | 全部 | 印鑑登録証明書の自動交付機の設置のための既存の通知を見直して、新たな通知により印鑑登録証明書の自動交付機の設置に際しての個人情報保護のためのセキュリティ基準を定める。その際、①新たな基準と同等の水準を確保するなら、市町村の判断により印鑑登録証明書の自動交付機を設置して差し支えないこと②事後届出にすることを新たな通知に明記する。 | 住民票の写し等及び印鑑登録証明書に係る自動交付機の設置場所の選定にあたり考慮すべき事項及び安全対策等について（平成17年3月28日付総行市第249号） | 平成17年3月28日実施（措置済） | 総務省 |
| 403 | 土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業 | 土地開発公社が所有する特区内造成地について、事業用借地権を設定し、業務施設等の用に供するために賃貸することを可能にする。 | 全部 | 土地開発公社が所有する造成地について、事業用借地権を設定し、業務施設等の用に供するために賃貸することを可能にする。 | 公有地の拡大の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成16年政令第407号） | 平成16年12月22日施行（措置済） | 総務省 国土交通省 |
| 404 | 地方公共団体による専ら卸電気通信役務を提供する第一種電気通信事業 | 地方公共団体が専ら卸電気通信役務を提供しようとする場合において、内閣総理大臣の認定を申請しその認定を受けたときは、電気通信事業法第9条の規定に基づく事業許可を受けたものとみなし、同法第39条の5第1項の規定に基づく卸役務の提供に係る届出を不要とする。 | 全部 | 電気通信事業の許可制及び卸電気通信役務の提供に係る届出制等を廃止する。 | 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成15年法律第125号） | 平成16年4月1日施行（措置済） | 総務省 |

| 番号 | 特定事業の名称 | 特区における規制の特例措置の内容 | 全部／一部 | 全国展開の実施内容 | 全国展開を実施する法令等 | 実施時期 | 所管省庁 |
|-----|---|---|-------|---|---|----------------------|------|
| 405 | 空中線利得を増大した5GHz帯無線アクセスシステムの導入事業 | 5GHz帯無線アクセスシステムの無線局免許に当たり、アンテナの送受信能力(空中線利得)の上限を引き上げる。 | 全部 | 特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。 | 無線設備規則を改正する省令（平成17年総務省令第84号） | 平成17年5月16日施行（措置済） | 総務省 |
| 406 | 電気通信業務以外での無線アクセスシステム活用事業 | 無線アクセスシステムの無線局免許について、電気通信事業者以外にも個別に付与する。 | 全部 | (5GHz帯無線アクセスシステム) 無線アクセスシステムの無線局免許について、免許制に代わり登録制を導入し、電気通信事業者以外への参入要件を緩和する。 (22/26/38GHz帯無線アクセスシステム) 特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行う。 | 電波法施行規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第82号） 無線設備規則を改正する省令（平成17年総務省令第84号） 周波数割当計画（平成12年郵政省告示第746号）の一部を変更する件（総務省告示第572号） | 平成17年5月16日施行（措置済） | 総務省 |
| 407 | 農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業 | 農家民宿について、誘導灯及び誘導標識に関する規定を適用除外する等、消防用設備等に関する消防法令の規定の適用を柔軟に行う。 | 全部 | 特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行う。 | 「農家民宿に対する消防用設備等の技術上の基準の特例の適用について」（平成16年12月10日付消防予第234号） | 平成16年12月10日実施（措置済） | 総務省 |
| 408 | 石油コンビナート等特別防災区域内事業所の多様な安全確保措置による施設配置等事業 | 石油コンビナート等特別防災区域における施設地区の配置、特定通路の幅員、通路の配置及び形状等の基準について、同等の安全性が確保される代替措置を講ずることにより、適用除外にする。 | 全部 | 規制の特例措置を全国展開するにあたっては、石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令において、事業所ごとの状況に応じた設備の配置が可能となるよう、いわゆる「特認制度」を盛り込む。また、地方分権を推進する観点から、地方公共団体が特例内容に係る安全性の判断に事前に関与できるよう措置する。 | 石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令の一部を改正する省令（平成17年総務省・経済産業省令第2号） | 平成17年3月31日公布・施行（措置済） | 総務省 |
| 410 | 国内衛星の地上での無線通信免許手続簡素化事業 | ロケット打ち上げ射場における国内衛星の打ち上げ前の機能確認に係る無線局免許手続について、人工衛星の無線局免許手続を省略するとともに、地上実験設備（無線局）についてはロケット打ち上げ計画に沿った長期使用を可能とする。 | 全部 | 特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。 | 電波法関係審査基準の一部を改正する訓令（平成17年10月31日総務省訓令第57号） | 平成17年10月31日施行（措置済） | 総務省 |
| 411 | 劇場等における誘導灯及び誘導標識に関する基準の特例適用事業 | 特区内において、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「政令」という。）別表第1（1）項目に掲げる劇場等を設ける場合、当該区域の消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長の政令第32条に基づく判断に当たってのガイドラインとして、次の要件を満たす場合には、当該劇場等の避難階における避難口に関して誘導灯及び誘導標識の設置及び維持に係る政令第26条の規定を適用しないことができることについて、通知により示すこととする。 【要件】次の1.から5.までの条件に該当するもの 1. 当該避難階の床面積が500平方メートル以下であり、かつ、客席部の床面積が150平方メートル以下であること。 2. 客席部に直接面する避難口を二以上有し、当該避難口が客席の各部分から容易に見通し、かつ、識別できるとともに、歩行距離20メートル以下であること。 3. 劇場等の屋外に避難した在館者が、当該劇場等の開口部から3メートル以内の部分を通過することなく安全な場所に避難できること。 4. 火災時に自動火災報知設備の感知器の作動と連動し、手動でも直ちに点灯することができ、かつ、出入口を十分に明るさで照らすことのできる照明器具（非常電源付）を避難口すべてに設置するとともに、上映中は当該避難口に係員を常駐させること。 5. 上映前等に、係員から在館者に対して避難口の位置等に関する案内説明を行うこと。 | 全部 | 特区における規制の特例措置の内容・要件を踏まえ、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）を改正することにより、全国展開を行う。 なお、左記の要件については、係員の常駐、係員からの説明等を見直すこととする。 | 消防法施行規則の一部を改正する省令（平成20年総務省令第55号） | 平成20年4月30日施行（措置済） | 総務省 |

| 番号 | 特定事業の名称 | 特区における規制の特例措置の内容 | 全部／一部 | 全国展開の実施内容 | 全国展開を実施する法令等 | 実施時期 | 所管省庁 |
|---------------------|-------------------------------|--|-------|---|---|--------------------|--------------|
| 501, 502, 503 | 外国人研究者受入れ促進事業 | 外国人研究者の在留期間の上限を3年間から5年間に伸長する。この際、研究成果を活用した事業を経営する活動を行う場合に在留資格変更許可を不要とする。 | 全部 | 必要最小限の弊害の予防措置を講じた上で、下記の措置を講ずる。 1. 特定の研究施設において特定の分野に関する研究業務に従事する外国人について、併せて当該特定の分野に関する研究の成果を利用して行う事業を自ら経営する活動を行うことを可能とする。 2. 当該外国人に係る在留期間の上限を3年から5年へ伸長する。 3. 当該外国人について、在留資格「研究」に係る学歴・実務経験の要件の緩和及び在留資格「投資・経営」に係る投資要件・実務経験要件の緩和を行う。 | 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成18年5月24日法律第43号） | 平成18年11月24日施行（措置済） | 法務省 |
| 506(513) | 外国人技能実習生受入れによる人材育成促進事業 | 常勤職員50人以下の中小企業等が外国人技能実習生の受け入れ機関となる場合の、技能実習生受け入れ人数枠を、3人から6人に拡大する。 | 全部 | 「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が制定され、一定の基準を満たす優良な実習実施者及び監理団体については常勤職員数に応じた受け入れ人数枠の倍増が認められることに伴い、規制の特例措置は終了する。 | 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号） 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号） | 平成29年11月1日施行（措置済） | 法務省 |
| 507 | 外国人情報処理技術者受入れ促進事業 | 外国人情報処理技術者の在留期間の上限を3年間から5年間に伸長する。 | 全部 | 本特例措置により実現している内容を確保するとともに、弊害の予防措置を講じた上で全国展開を図るものとする。なお、弊害の予防措置を付加する場合には、必要最小限のものとする。 | 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成18年5月24日法律第43号） | 平成18年11月24日施行（措置済） | 法務省 |
| 508 | 夜間大学院留学生受入れ事業 | 夜間に於いて授業を行う大学院の研究科で教育を受ける留学生について、「留学」の在留資格を付与するとともに、週28時間以内の包括的な資格外活動の許可を与えることとする。 | 全部 | 本特例措置により実現している内容を確保するとともに、弊害の予防措置を講じた上で全国展開を図るものとする。なお、弊害の予防措置を付加する場合には、必要最小限のものとする。 | 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成18年法務省令第29号） | 平成18年3月30日施行（措置済） | 法務省 |
| 509 | 外国企業支店等開設促進事業 | 地方公共団体等が外国企業に対し支店等の施設を提供する場合に、本邦における事業所としての拠点確保が確実であることとみなして、「企業内転勤」の在留資格に係る他の要件を満たすこと前提に、支店等開設準備を行う外国企業の職員に対し「企業内転勤」の在留資格を付与する。 | 全部 | 特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。 | 入国・在留審査要領（平成17年7月26日付け法務省令第3260号） | 平成17年9月1日施行（措置済） | 法務省 |
| 510 | 特定刑事施設における収容及び処遇に関する事務の委託促進事業 | 刑事施設における施設の警備や受刑者の処遇の一部を、一定の要件を満たす民間事業者に委託することを可能とする。 | 全部 | 刑事施設における収容及び処遇に関する事務について、全国の刑事施設で官民競争入札又は民間競争入札による民間事業者への委託を可能とする。 | 構造改革特別区域法及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第33号） | 平成21年5月1日施行（措置済） | 法務省 |
| 511・ 929 | 特定刑事施設における病院等の管理の委託促進事業 | 刑事施設の病院等の管理を公的医療機関に委託することを可能とする。なお、その際に地域住民に医療を提供することを可能とする。 | 全部 | 刑事施設における病院等の管理委託について、平成19年12月の労働者派遣法施行令等の改正に伴い、一定の要件の下にべき地以外への医師の労働者派遣が可能となったことを踏まえ、医師の労働者派遣の仕組みを柔軟に活用することなどにより全国展開を行う。 | 構造改革特別区域法及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第33号） | 平成21年5月1日施行（措置済） | 法務省 厚生労働省 |

| 番号 | 特定事業の名称 | 特区における規制の特例措置の内容 | 全部／一部 | 全国展開の実施内容 | 全国展開を実施する法令等 | 実施時期 | 所管省庁 |
|-----|------------------------------------|---|-------|--|--|------------------|------|
| 601 | 短期滞在査証の発給手続の簡素化事業 | 島嶼を訪問する韓国からの団体観光客又は修学旅行生の引率者について、短期滞在査証の発給において必要とされる在職証明書等の職業関係書類又は住民登録証明書の提出を不要とする。 | 全部 | 特区における規制の特例措置の全国展開を行うとしていたところ、韓国人に対する短期滞在査証免除を期間限定なしに実施することにより、特区における規制の特例措置の全国展開の意義をすべて満たす措置を講ずる。 | 韓国政府に対する通告（平成18年2月13日付け在大韓民国日本国大使館から大韓民国外交通商部あての口上書） | 平成18年3月1日実施（措置済） | 外務省 |
| 602 | 数次短期滞在査証の発給手続の簡素化事業 | 公共性の強いプロジェクトに関連するロシア人の査証申請については、地方公共団体の長等が身元保証する場合に本省経由を要しないこととする。また、この場合にFAXによる査証申請を認める。 | 全部 | 特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。 | 外務大臣から在外公館長あてに通達を発出済 | 平成18年1月1日実施（措置済） | 外務省 |
| 701 | 臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業 | 通関業務の時間外手数料である臨時開庁手数料について、半額とする。 | 全部 | 手数料の額は、臨時開庁に要する経費を勘案して定めるという基準を原則とし、規制の特例措置は国際物流の効率化策の効果が得られる場合には例外として2分の1としている。 このため、全国展開に際し、国際物流の効率化策の効果が得られる場合など一定の適用要件を設ける。 | 関税定率法等の一部を改正する法律（平成17年法律第22号） | 平成17年4月1日施行（措置済） | 財務省 |
| 702 | 税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業 | 臨時開庁申請が確実に見込める時間帯において、特区内の官署にあらかじめ職員を常駐させる。 | 全部 | 全国展開に際し ①執務時間外の通関体制整備を図る官署にあっては、通関需要の多い時間帯（例えば、臨時開庁申請が1時間当たり1件以上）にはあらかじめ職員を常駐させるとともに、それ以外の時間帯には個々の申請に応じて必ず所要の職員を配置できる体制とする。また、それ以外の官署にあっても、執務時間外の通関需要に的確に対応する。 ②通関需要の見極めを行う。それに的確に対応するに際しては、執務時間外の通関体制整備を図る官署において、臨時開庁申請が1時間当たり1件を大きく下回らない程度（2分の1程度）を継続してあらかじめ常駐させる時間帯の目安とするとともに、実績のみではなく、臨時開庁申請件数の増加に直接結びつく新たな航路の就航、コンテナゲートのオープンなど、近い将来臨時開庁申請が1時間当たり1件程度確実に見込める時間帯が生じる場合には、その見込みに基づき、その時間帯の通関体制を整備する。 | 税関の執務時間外における通関体制の整備について（平成17年6月15日付け財閥第771号） | 平成17年7月1日施行（措置済） | 財務省 |
| 703 | 民間事業者等による総合保税地域における一団の土地等の所有又は管理事業 | 地方公共団体が、道路、港湾、空港等の交通施設の整備の状況からみて、民間事業者の能力を一層活用して総合保税地域の設置及び運営を促進することにより、貨物の流通が相当程度増進される地域と認めて申請した特区においては、地方公共団体等の出資比率要件を充足しない法人のうち構造改革特別区域計画に特定事業の実施主体として定められたものに対しても許可を行うことを可能とする。 | 全部 | 民間事業者等が総合保税地域における一団の土地等を所有又は管理する際の地方公共団体等の出資比率要件を撤廃する。 | 関税定率法等の一部を改正する法律（平成16年法律第15号） | 平成16年4月1日施行（措置済） | 財務省 |

| 番号 | 特定事業の名称 | 特区における規制の特例措置の内容 | 全部／一部 | 全国展開の実施内容 | 全国展開を実施する法令等 | 実施時期 | 所管省庁 |
|--------------|--------------------------------|--|-------|--|--|-------------------|-------|
| 704 | 国の試験研究施設の使用手続きの迅速化事業 | 特区内に所在する国の試験研究施設を使用して試験、研究、試作その他産学官連携を促進する活動を行おうとする国以外の者に対し、当該施設を使用させる場合については、国有財産法施行令第11条第12号に規定する財務大臣が定める場合に該当するものとし、当該施設を所管する各省各庁の長は、国有財産法第14条第7号の規定に基づく財務大臣への協議を要しないこととする。 | 全部 | 国の試験研究施設を使用して試験、研究、試作その他産学官連携を促進する活動を行おうとする国以外の者に対し、当該施設を使用させる場合については、国有財産法施行令第11条第12号に規定する財務大臣が定める場合に該当するものとし、当該施設を所管する各省各庁の長は、国有財産法第14条第7号の規定に基づく財務大臣への協議を要しないこととする。 | 「国有財産法施行令第11条第12号の規定による財務大臣が定める協議を要しない場合について」通達の一部改正等について（平成16年4月16日付財理第1509号） | 平成16年4月16日実施（措置済） | 財務省 |
| 705 | 国の試験研究施設の使用の容易化事業 | 特区内に所在する国の試験研究施設を使用して試験、研究、試作その他産学官連携を促進する活動を行おうとする国以外の者に対し、当該施設を使用させる場合については、当該施設の使用が産学官連携の促進に資するものであると当該施設を所管する各省各庁の長が認めるときは、国以外の者による国の試験研究施設の使用を許可することができることとする。 | 全部 | 国の試験研究施設を使用して試験、研究、試作その他産学官連携を促進する活動を行おうとする国以外の者に対し、当該施設を使用させる場合については、当該施設の使用が産学官連携の促進に資するものであると当該施設を所管する各省各庁の長が認めるときは、国以外の者による国の試験研究施設の使用を許可することができることとする。 | 「国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱いの基準について」通達の一部改正等について（平成16年4月16日付財理第1510号） | 平成16年4月16日実施（措置済） | 財務省 |
| 706 | 距離基準の延長による保税蔵置場の設置促進事業 | 保税蔵置場の距離基準については、管轄の税関官署からおおむね25キロメートル以内の場所にあることが要件とされているが、その距離をおおむね100キロメートル以内に延長する。 | 全部 | 特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。 | 「関税法基本通達の一部改正等について」（平成17年4月27日付け財関第564号） | 平成17年5月2日施行（措置済） | 財務省 |
| 802 | 構造改革特別区域研究開発学校設置事業 | 学校種間のカリキュラムの円滑な連携や教科の自由な設定等、教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施を可能とする。 | 全部 | 1. 特区における規制の特例措置の内容・要件を踏まえ全国展開を行う。 2. 1. の要件については、地方公共団体の主体的な判断に基づきつつ、規制所管省庁の関与は、憲法、教育基本法、学校教育法及び学習指導要領上の観点並びに児童又は生徒の教育上適切な配慮の観点から必要最小限なものとする。 | 学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第5号）及び学校教育法施行規則第55条の2等の規定に基づき同令の規定によらないで教育課程を編成することができる場合を定める件（平成20年文部科学省告示第30号）等 | 平成20年4月1日施行（措置済） | 文部科学省 |
| 803 (818) | 不登校児童生徒等を対象とした学校設置に係る教育課程弾力化事業 | 不登校児童生徒及び不登校状態の生徒を対象とした学校において、教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施を可能とする。 | 全部 | 1. 特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行う。 2. 1. の要件については、地方公共団体の主体的な判断に基づきつつ、規制所管省庁の関与は、憲法、教育基本法及び学校教育法上の観点から必要最小限なものとする。 | 学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成17年文部科学省令第38号） | 平成17年7月6日施行（措置済） | 文部科学省 |
| 804 | 高等学校等における学校外学修の認定可能単位数拡大事業 | 他の高等学校や中等教育学校の後期課程に修得した単位を高等学校の単位数に互換できる単位数の上限を、20単位から36単位に引き上げる。 | 全部 | 1. 特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行う。 2. 1. の要件適合性については、地方公共団体が判断するものとする。 | 学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成17年文部科学省令第16号） | 平成17年4月1日施行（措置済） | 文部科学省 |
| 805 | IT等の活用による不登校児童生徒の学習機会拡大事業 | 地方公共団体等がIT等を活用して提供する学習活動を、不登校児童生徒が教育支援センターや自宅等で行う場合に、当該学習について、指導要録上出席扱いとし、また、成果を評価に反映する。 | 全部 | 1. 特区における規制の特例措置の内容・要件を踏まえ全国展開を行う。 2. 1. の要件適合性については、地方公共団体が判断するものとする。 | 「不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について」（17文科初第437号） | 平成17年7月6日実施（措置済） | 文部科学省 |

| 番号 | 特定事業の名称 | 特区における規制の特例措置の内容 | 全部／一部 | 全国展開の実施内容 | 全国展開を実施する法令等 | 実施時期 | 所管省庁 |
|-----|--------------------------------|---|-------|--|---|-------------------|-------|
| 806 | 三歳未満児に係る幼稚園入園事業 | 幼稚園に入園できる時期を、満3歳からとしているところを、満3歳に達する年度の当初とする。 | 全部 | 幼児の発達段階の特性を踏まえ、幼稚園の人的・物的環境を適切に活用し、個別のかかわりに重点を置いた形態で2歳児を受け入れることにより、全国展開を行う。なお、指導上の留意事項については、新たな規制の付加とならないようにする。 | 「幼稚園を活用した子育て支援としての2歳児の受け入れに係る留意点について」（18文科初第1275号） | 平成19年3月31日実施（措置済） | 文部科学省 |
| 807 | 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業 | 幼稚園の教諭の専任規定にかかわらず、幼稚園の学級定員の範囲内で幼稚園に在籍しない同年齢帯の幼児の教育・保育活動への参加を可能とする。 | 全部 | 特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。 | 幼稚園設置基準の一部を改正する省令（平成17年文部科学省令第35号） | 平成17年5月13日施行（措置済） | 文部科学省 |
| 808 | 市町村採用教員に係る特別免許状授与手続の迅速化事業 | 市町村教育委員会が、教員免許を有しない者を、特別免許状の授与を前提として、市町村費負担教職員として任用しようとする場合において、特別免許状授与のために都道府県教育委員会が行う学識経験者の意見聴取について、市町村及び都道府県が聴取内容、必要書類及び手続についてあらかじめ協議して定めておくことにより、機動的な実施を可能にし、免許状授与手続の迅速化を図ることとする。 | 全部 | 特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。 | 「市町村採用教員に係る特別免許状授与手続の迅速化及び免許状授与手続の簡素化事業の取扱いについて」（18文科初第22号） | 平成18年4月1日実施（措置済） | 文部科学省 |
| 809 | 市町村採用教員に係る免許状授与手続の簡素化事業 | 市町村教育委員会が、教員免許を有しない者を市町村費負担教職員として任用しようとする場合において、当該市町村が行う採用選考と免許状授与のために当該市町村を包括する都道府県教育委員会が行う教育職員検定に必要となる書類・手続について、あらかじめ市町村及び都道府県が協議・連携し、統一化・簡素化しておくことにより、免許状授与手続の簡素化を図ることとする。 | 全部 | 特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。 | 「市町村採用教員に係る特別免許状授与手続の迅速化及び免許状授与手続の簡素化事業の取扱いについて」（18文科初第22号） | 平成18年4月1日実施（措置済） | 文部科学省 |
| 810 | 市町村費負担教職員任用事業 | 教職員の給与を都道府県が負担することとする規定の例外を設け、市町村教育委員会による市町村費負担教職員の任用を制度化する。 | 全部 | 教職員の給与を都道府県が負担することとする規定の例外を設け、市町村教育委員会による市町村費負担教職員の任用を制度化する。その際、市町村の人事上の自由度を拘束するような条件を付加しない。 | 国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する等の法律（平成18年法律第18号） | 平成18年4月1日実施（措置済） | 文部科学省 |
| 812 | 校舎面積基準の引き下げによる大学院設置事業 | 地方公共団体が、地域の集積が高い等の特別の理由があつて、大学院の教育・研究に支障が生じないものとして、内閣総理大臣に認定を申請し、その認定を受けたときは、校舎面積を減ずることができるようとする。 | 全部 | 大学院大学について、定量的な校地面積基準を撤廃する。 | 学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第15号） | 平成15年4月1日実施（措置済） | 文部科学省 |
| 813 | 国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業 | 地方公共団体が、その設定する特区内に科学技術研究の中核となる国の機関が所在し、かつ、当該機関が行う特定分野に関する研究の状況が一定の条件に適合するものとして内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該機関の試験研究施設を国以外の者が廉価使用する際の対象範囲を拡大するとともに、その要件を緩和する。 | 全部 | 特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行う。 (なお、本特例の実施に伴う手続を定める815の特例は、本特例の全国展開に伴い、その一環として削除する。) | 研究交流促進法及び特定放射光施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第37号） | 平成18年7月1日実施（措置済） | 文部科学省 |
| 814 | 国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業 | 地方公共団体が、その設定する特区内に科学技術研究の中核となる国の機関が所在し、かつ、当該機関が行う特定分野に関する研究の状況が一定の条件に適合するものとして内閣総理大臣の認定を受けたときは、当該機関の試験研究施設を国以外の者が廉価使用する際の対象範囲を拡大するとともに、その要件を緩和する。 | 全部 | 特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行う。 (なお、本特例の実施に伴う手続を定める815の特例は、本特例の全国展開に伴い、その一環として削除する。) | 研究交流促進法及び特定放射光施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第37号） | 平成18年7月1日実施（措置済） | 文部科学省 |
| 819 | 構造改革特別区域研究開発学校における教科書の早期給与特例事業 | 構造改革特別区域研究開発学校において特別の教育課程を編成し、所属学年以外の学年用教科書を使用する場合にあっては、上學年の教科書を下學年の児童生徒に無償給与することを可能とする。 | 全部 | 本特例措置の適用の前提となる構造改革特別区域研究開発学校設置事業の全国展開を踏まえ、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおりに全国展開を行う。 | 「平成20年度における義務教育諸学校用教科書の無償給与事務について」（19初教科第25号の2） | 平成20年3月31日実施（措置済） | 文部科学省 |

| 番号 | 特定事業の名称 | 特区における規制の特例措置の内容 | 全部／一部 | 全国展開の実施内容 | 全国展開を実施する法令等 | 実施時期 | 所管省庁 |
|----------------|---|--|-------|---|--|-------------------|-------|
| 820 (801-2) | 校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業 | 地方公共団体が教育上又は研究上特段のニーズがあると認める場合には、学校法人の寄附行為の認可に当たり、大学等の校地・校舎については自己所有を求めるものとする。 | 全部 | 規制所管省庁において、学校経営の継続性・安定性を確保する観点から財産的基礎の保有及び継続的使用の確保等について、校地校舎の自己所有に代わる最小限の代替措置を講じた上で、平成19年度の設置認可申請手続が可能となるよう平成18年度中に全国展開を行う。 | 「校地・校舎の自己所有を要しない小学校等設置事業の全国展開について」（18文科高第756号） | 平成19年3月28日実施（措置済） | 文部科学省 |
| 821 (801-1) | 校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業 | 地方公共団体が教育上又は研究上特段のニーズがあると認める場合には、学校法人の寄附行為の認可に当たり、大学等の校地・校舎については自己所有を求めるものとする。 | 全部 | 規制所管省庁において、学校経営の継続性・安定性を確保する観点から財産的基礎の保有及び継続的使用の確保等について、校地校舎の自己所有に代わる最小限の代替措置を講じた上で、平成19年度の設置認可申請手続が可能となるよう平成18年度中に全国展開を行う。 | 学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の全部を改正する件（平成19年文部科学省告示第41号） 学校設置会社が大学、短期大学若しくは高等専門学校又は大学の学部、学部の学科、大学院、大学院の研究科若しくは短期大学若しくは高等専門学校の学科を設置する場合の当該大学等の経営に必要な財産等に関する審査基準の全部を改正する件（平成19年文部科学省告示第42号） | 平成19年4月1日施行（措置済） | 文部科学省 |
| 823 | 幼稚園と保育所の保育室の共用化事業 | 「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について」に基づき設置された施設において、一定の要件を満たす場合、幼稚園と保育所の保育室を共用することができる。 | 全部 | 特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。 | 「共用化指針により共用化された施設における幼稚園児及び保育所児の合同活動並びに保育室の共用化に係る取扱いについて」（17文科初第262号） | 平成17年5月13日実施（措置済） | 文部科学省 |
| 824 | 高等学校等における外国留学時認定可能単位数拡大事業 | 校長が、外国の高等学校における履修を国内の高等学校等における履修とみなし、30単位を超えない範囲で単位の修得を認定できるとしている制度について、地方公共団体が、教育上特に配慮が必要な事情があるとして認定可能単位数の上限拡大について内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、36単位までの単位認定を可能とする。 | 全部 | 特区における規制の特例措置の内容のとおり、全国展開を行う。 | 学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成22年文部科学省令第8号） | 平成22年4月1日施行（措置済） | 文部科学省 |
| 825 | 学校設置非営利法人が不登校児童等の教育を行う学校を設置する場合における教員配置の弾力化事業 | 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、構造改革特別区域基本方針別表1の817の事業を実施する場合に教員配置の弾力化が必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、小学校設置基準（平成14年文部科学省令第14号）第5条、第6条、中学校設置基準（平成14年文部科学省令第15号）第5条、第6条に規定する「特別の事情」に該当するものとして、必ずしも同学年の児童生徒で一学級を編制する必要がなく、一人の教諭等が複数の学年の児童生徒からなる学級の担任となることができるところとする。 | 全部 | 特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。 | 「学校設置非営利法人が不登校児童等の教育を行う学校を設置する場合における教員配置の弾力化事業の廃止について」（22文科初第1522号） | 平成23年2月3日実施（措置済） | 文部科学省 |
| 826 | 高等学校全日制課程において不登校状態にある生徒に対するIT等の活用による学習機会拡大事業 | 地方公共団体が、教育上特に配慮が必要な事情があると認めた場合、高等学校等の全日制課程に在籍する不登校状態にある生徒に対して、卒業に必要な単位数のうち20単位を上限として、通信制課程における教育課程の特例を適用して、多様なメディアを利用して行う学習を取り入れることができる。 | 全部 | 教職員の適正な配置等の教育環境の整備等について適切に配慮した上で、特区における規制の特例措置の内容・要件を踏まえ、認定を行うことができる単位数の上限を36単位とし、全国展開を行う。併せて、定期制課程においても、通信の方法を用いた教育による単位の修得の認定を行うことを可能とする。 | 「高等学校の全日制課程及び定期制課程における不登校生徒に対する通信の方法を用いた教育による単位認定について」（20文科初第8077号） | 平成21年3月31日実施（措置済） | 文部科学省 |

| 番号 | 特定事業の名称 | 特区における規制の特例措置の内容 | 全部／一部 | 全国展開の実施内容 | 全国展開を実施する法令等 | 実施時期 | 所管省庁 |
|-----|--|--|-------|---|--|--------------------|-------|
| 827 | 就学時健康診断の実施期限の延長 | 現行では、就学時の健康診断の実施期限は11月30日であるが、特区内の市町村から他の特区外の市町村に転居した子どもに不利益が生じないよう留意しつつ、12月31日までの適切な時期とする。 | 全部 | 就学時の健康診断について11月30日までに行うことが原則であるが、通学区域の彈力的な運用を行う場合で、学校の就学時の健康診断を12月1日以降に実施することが必要であり、かつ、次の各号のいずれの条件も満たすものである場合には、12月31日までの適切な時期に実施することができるものとする。 ①盲・聾・養護学校に就学することが適当であると認める者の氏名及び盲・聾・養護学校に就学させるべき旨の通知を12月31日までに都道府県の教育委員会が受けられること ②12月中に他の市町村に転居する子どもについて学校保健安全法第11条に規定する健康診断及び同法第12条に規定する措置が適切に行われること | 学校保健法施行令の一部を改正する政令（平成16年政令第142号） | 平成16年4月1日施行（措置済） | 文部科学省 |
| 828 | 運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業 | 地方公共団体が、土地の集積が高い等の特別の理由があつて、大学及び短期大学の教育・研究に支障が生じないものとして、内閣総理大臣に認定を申請し、その認定を受けたときは、運動場を設けることと同等と認められる措置を講じることにより、運動場を設けることなく、大学の設置等を行うができるものとする。 | 全部 | 特区における規制の特例措置の内容のとおり、全国展開を行う。その際、学生の教育環境等に適切に配慮できるよう、特区の活用事例における状況を踏まえ、弊害の予防措置について、その要件を一層明確化し、必要最小限のものとする。 | 大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第35条 短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）第27条の2 | 平成25年1月1日施行（措置済） | 文部科学省 |
| 829 | 空地にかかる要件の弾力化による大学設置事業 | 地方公共団体が、土地の集積が高い等の特別の理由があつて、大学及び短期大学の教育・研究に支障が生じないものとして、内閣総理大臣に認定を申請し、その認定を受けたときは、学生が休息その他に利用するのに適当な環境を有することにより、校地に空地を有することなく、大学の設置等を行うができるものとする。 | 全部 | 特区における規制の特例措置の内容のとおり、全国展開を行う。その際、学生の教育環境等に適切に配慮できるよう、特区の活用事例における状況を踏まえ、弊害の予防措置について、その要件を一層明確化し、必要最小限のものとする。 | 大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第34条 短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）第27条 | 平成25年1月1日施行（措置済） | 文部科学省 |
| 831 | 保育所と合同活動を行う場合の幼稚園の面積基準の特例事業 | 幼稚園と保育所の保育室を共用化する幼稚園においては、幼稚園設置基準別表第1に定める園舎の面積及び別表第2に定める運動場の面積について、幼稚園と保育所との共用部分全体を含めて計算することができるものとする。 | 全部 | 特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。 | 幼稚園設置基準の一部を改正する省令（平成17年文部科学省令第35号） | 平成17年5月13日施行（措置済） | 文部科学省 |
| 832 | インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業 | 地方公共団体の設定する構造改革特別区域において、インターネット大学の設置を促進する必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該大学の教育研究に支障がないと認められる場合に限り、大学通信教育設置基準第10条第2項に規定する校舎等施設の面積によらずに、インターネット大学等を設置することができる。この特例によって設置されたインターネット大学が、当該大学の学部等を新たに設置し、又は収容定員を変更する場合も、同様とする。 | 一部 | 通信教育学部のみを置く大学であつて、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）を利用して教室以外の場所のみにおいて授業を履修させるものについては、インターネット等を利用して行う授業の特性を踏まえた授業の設計その他の措置を当該大学が講じており、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合は、通信教育学部を置く大学の校舎等の施設の面積基準を満たさなくてもよいこととする。 | 大学通信教育設置基準（昭和56年10月29日文部省令第33号） | 平成26年4月1日施行（措置済） | 文部科学省 |
| 833 | 校地・校舎の自己所有を要しない専修学校等設置事業 | 教育上の特段のニーズに対応した教育を行う専修学校等を設置するに当たり、所轄庁である都道府県知事が認める場合に、校地・校舎の自己所有を求めるものとする。 | 全部 | 安定性・継続性確保等に関する一部地方公共団体の懸念について適切に配慮した上で、特区における規制の特例措置の内容のとおり、全国展開を行う。 | 「校地・校舎の自己所有を要しない専修学校等設置事業の全国展開について」（19文科生第460号） | 平成19年12月25日実施（措置済） | 文部科学省 |

| 番号 | 特定事業の名称 | 特区における規制の特例措置の内容 | 全部／一部 | 全国展開の実施内容 | 全国展開を実施する法令等 | 実施時期 | 所管省庁 |
|----------|-------------------------------|--|-------|--|---|-------------------|-------|
| 902 | 島嶼部の市町村による公共職業安定所への取次ぎ事業 | 厚生労働大臣の定める特例の対象となる島嶼部の基準（求人・求職活動の円滑化を図ることが必要な島嶼部であって、かつ当該島嶼部内のいずれかの地域（市町村）の最も人口が多い地区から、船舶、バス等公共の交通機関を利用して管轄公共職業安定所に通所する場合の往復に要する時間が通常6時間以上であること）に適合する島嶼部内の地域（市町村）が特区の認定を受けた場合、当該市町村長による公共職業安定所の求人・求職の取り次ぎ事務を可能とする。 | 全部 | 左記と同様の島嶼部の基準に適合する地域を含む島嶼部を管轄する市町村長が申し出た場合には、厚生労働大臣が当該島嶼部を「公共職業安定所との交通が不便であるため当該公共職業安定所に直接求人又は求職を申し込みことが困難であると認められる地域」（職業安定法第11条第1項）として指定し、当該島嶼部を管轄する市町村長が求人及び求職の申込みを公共職業安定所に取り次ぐ事務を行うことを可能とする。 | 島嶼部の市町村に係る職業安定法第11条第1項の規定に基づく指定の取扱いについて（平成16年3月22日付職発第0322002号） | 平成16年4月1日実施（措置済） | 厚生労働省 |
| 903 | 官民共同窓口の設置による職業紹介事業 | 公共職業安定所と民間職業紹介機関が共同窓口を設置する場合に、求職情報及び求人情報を共有化することが守秘義務規定に抵触しないことを明確化する。 | 全部 | 公共職業安定所と民間職業紹介機関が共同窓口を設置する場合に、必要最小限の個人情報の漏えいを防止するための措置を講じたうえで、求人・求職情報を相互に連絡・回付することが守秘義務規定に抵触しないことを通達により明確化する。 | 地方公共団体の設置する官民共同窓口について（平成17年3月24日付職発第0324001号） | 平成17年3月31日実施（措置済） | 厚生労働省 |
| 904 | 地方公共団体によるキャリア形成促進助成金の申請事務代行事業 | 地域の特色を活かした独自の人材育成計画を有する地方公共団体において、当該地方公共団体の認定した教育訓練に係るキャリア形成促進助成金の受給に関して、事業内職業能力開発計画に基づく年間職業能力開発計画の作成や支給窓口（雇用・能力開発機構）による内容照会への対応を含む申請事務を一括して無償で代行することを可能とする。 | 全部 | 地方公共団体が地域における人材育成計画等を策定し、当該職業訓練を行う事業主と同様に、適切に事業内訓練計画の策定等を行なうことが可能である場合にあっては、当該地方公共団体によるキャリア形成促進助成金の申請事務の一括無償代行を可能とする。 | 地方公共団体によるキャリア形成促進助成金の申請事務代行の全国化について（平成16年4月1日付能発第0401010号・第0401011号） | 平成16年4月1日実施（措置済） | 厚生労働省 |
| 905 | 農業者研修教育施設の長による無料職業紹介事業 | 特区の認定を受けた地方公共団体においては、県立の農業大学校が、許可によらず、届出により無料職業紹介事業を実施できることとする。 | 全部 | 県立の農業大学校が、特区の認定を受けずとも、許可によらず、届出により無料職業紹介事業を実施できることとする。 | 農業者研修教育施設の長が行う無料職業紹介事業について（平成17年3月31日付職発第0331002号） | 平成17年3月31日実施（措置済） | 厚生労働省 |
| 906 | 指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業 | 知的障害者及び障害児が、指定通所介護事業所を、障害児が障害者デイサービス事業所を利用できるようにする。 | 全部 | 新制度において障害者及び障害児が指定通所介護事業所を、障害児が生活介護事業所を利用することを可能とし、全国展開する。 | 「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号） | 平成18年10月1日実施（措置済） | 厚生労働省 |
| 907-2 | 地方公共団体の設置する特別養護老人ホーム管理委託事業 | 地方公共団体が設置した特別養護老人ホームの管理の委託先として、株式会社等を認める。 | 全部 | 地方公共団体が設置した特別養護老人ホームについて、地方自治法上の指定管理者制度により、株式会社等がその管理を行うことが可能であることを明確にするための通知を発出し、全国展開を行う。 あわせて、全国都道府県課長会議やホームページなどを通じて、地方公共団体や事業者など関係者に対し、本通知の内容の周知を図る。 | 地方公共団体が設置する介護サービス提供施設における指定管理者制度の取扱いについて（平成19年3月30日付け老計発0330006号、老振発0330002号、老老発0330004号） | 平成19年3月30日実施（措置済） | 厚生労働省 |
| 908(912) | 児童福祉施設における調理業務担当者派遣受入事業 | 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設において、調理業務を担当する者を外部から派遣することを可能とする。 | 全部 | 特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。 | 「構造改革特別区域における乳児院等における調理業務を担当する者の外部からの派遣の全国展開について」（平成18年3月17日雇児発第0317001号） | 平成18年4月1日実施（措置済） | 厚生労働省 |
| 909(917) | 障害児施設における調理業務の外部委託事業 | 知的障害児施設、第一種自閉症児施設、第二種自閉症児施設、知的障害児通園施設、盲児施設、ろう児施設、難聴児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児療護施設及び重症心身障害児施設において、調理を担当する者を外部から派遣することを可能とする。 | 全部 | 特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。 | 「構造改革特別区域における「障害児施設における調理業務の外部委託事業」について」障発第0331011号平成18年3月31日 | 平成18年3月31日実施（措置済） | 厚生労働省 |

| 番号 | 特定事業の名称 | 特区における規制の特例措置の内容 | 全部／一部 | 全国展開の実施内容 | 全国展開を実施する法令等 | 実施時期 | 所管省庁 |
|-------|-------------------------------------|---|-------|---|--|-------------------|-------|
| 911-1 | ボイラー及び第一種圧力容器における開放検査周期の延長事業 | ボイラー等の開放検査の周期について、最長4年に1度としているものを、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保される場合には、これらの開放検査の周期の延長を可能とする。 | 全部 | ボイラー等の開放検査の周期について、ボイラー等の運転実績、経年損傷の防止対策、余寿命の評価等に係る要件を満たす場合に、最長12年に1度とする。 | 「ボイラー等の開放検査周期に係る認定制度について」（令和3年3月29日付け基発0329第8号） | 平成20年4月1日施行（措置済） | 厚生労働省 |
| 913 | 保育所における私的契約児の弾力的な受け入れの認認事業 | 他施設の統廃合等を要因として私的契約児を現行の定員を超えて受け入れる場合には、保育所の定員の改定を行うことを可能とする。 | 全部 | 認定こども園制度により全国展開を図ることとし、規制所管省庁は、本特例措置の内容が認定こども園制度によって実現できることについて周知・徹底を図る。 なお、現在本特例措置の活用をしている地域について、規制所管省庁は、各施設が認定こども園へ円滑に移行できるよう制度の周知等を図るとともに、認定こども園に移行するまでの間本特例措置で実施している取組を引き続き行うことができるよう措置する。 | 保育所における私的契約児の弾力的な受け入れに係る取扱いについて（平成19年3月30日付雇児発第0330032号） | 平成19年3月30日実施（措置済） | 厚生労働省 |
| 914 | 保育所における保育所児と幼稚園児の合同活動事業 | 共用化指針に基づき設置された施設では、定員の範囲内で、保育所の保育室において保育所児と幼稚園児を合同で保育することを認める。 | 全部 | 特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。 | 「共用化指針により共用化された施設における幼稚園児及び保育所児の合同活動並びに保育室の共用化に係る取扱いについて」（平成17年5月13日付け17文科初第262号・雇児発第0513003号） | 平成17年5月13日実施（措置済） | 厚生労働省 |
| 915 | 耐火建築物及び準耐火建築物の要件の適用除外による社会福祉施設等設置事業 | 地方公共団体が、平屋建ての社会福祉施設等について、スプリンクラーの設置等の要件を満たし、かつ、専門家等の意見聴取を行うことにより、必要な安全性を有すると総合的に判断した場合には、耐火及び準耐火建築物の規定を適用しないことができる。 | 全部 | 本特例措置により実現している内容を確保する。なお、弊害の予防措置については、その要件を明確化し、必要最小限のものとする。 | 「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（平成18年厚生労働省令第33号） 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第34号） 「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」（平成18年厚生労働省令第38号） 「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」（平成18年厚生労働省令第57号） 「身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（平成18年厚生労働省令第76号） 「通知により措置された構造改革特別区域における「耐火建築物及び準耐火建築物の要件の適用除外による社会福祉施設等設置事業」の全国展開について」（平成18年3月31日老発第0331004号） | 平成18年4月1日施行（措置済） | 厚生労働省 |

| 番号 | 特定事業の名称 | 特区における規制の特例措置の内容 | 全部／一部 | 全国展開の実施内容 | 全国展開を実施する法令等 | 実施時期 | 所管省庁 |
|-----|--------------------------------|--|-------|--|--|-------------------|-------|
| 916 | 保育の実施に係る事務の教育委員会への委任事業 | 市町村の権限に属する保育の実施に係る事務を、当該市町村に置かれる教育委員会に委任することができる。 | 全部 | 特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。 | 国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律 | 平成17年4月1日施行（措置済） | 厚生労働省 |
| 918 | 人員及び設備要件を緩和した単独型児童短期入所事業 | 児童短期入所事業について、管理者、医師、生活支援員又は介護職員及び調理員を配置し、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、調理室及び洗濯室又は洗濯場を設ける場合には、実施を可能とする。 | 全部 | 単独型児童短期入所事業について、管理者、医師、生活支援員又は介護職員及び調理員を配置し、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、調理室及び洗濯室又は洗濯場を設ける場合には、実施を可能とする。 | 身体障害者、知的障害者及び障害児に係る単独型短期入所事業等について（平成16年3月29日付障障発第0329003号） | 平成16年4月1日実施（措置済） | 厚生労働省 |
| 919 | 知的障害者通所更生施設における身体障害者の受入事業 | 知的障害者通所更生施設は、18歳以上の知的障害者を入所させて、これを保護するとともに、その更生に必要な指導及び訓練を行うことを目的とする施設とする。 | 全部 | 障害者自立支援法では、3障害一元化を図っており、障害の区別なくサービスを受けることができることを可能としていることから、10月1日より施行の新体系において全国展開する。 | 障害者自立支援法（平成17年法律第123号） | 平成18年10月1日施行（措置済） | 厚生労働省 |
| 920 | 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業 | 地方公共団体が、公立保育所の運営の合理化を進める等の観点から特に必要と認める場合には、公立保育所は、給食の外部搬入を行うことができる。 | 一部 | 3歳以上児に対する給食については、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。 なお、併せて、子どもの発達状況に応じた対応、アレルギー児・体調不良児への対応、食育の視点の重要性を踏まえて、異なる対応力の向上を図るために好事例集・ガイドライン等を策定し、周知を図るとともに、給食提供の態態について、引き続きモニタリングしていく。 | 児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成22年厚生労働省令第75号） 保育所における食事の提供について（平成22年6月1日雇児発0601第4号） | 平成22年6月1日施行（措置済） | 厚生労働省 |
| 921 | 幼稚園と保育所の保育室の共用化事業 | 「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針について」に基づき設置された施設において、要件を満たす場合、幼稚園と保育所の保育室を共用することができる。 | 全部 | 特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。 | 「共用化指針により共用化された施設における幼稚園児及び保育所児の合同活動並びに保育室の共用化に係る取扱いについて」（平成17年5月13日付け17文科初第262号・雇児発第0513003号） | 平成17年5月13日実施（措置済） | 厚生労働省 |
| 922 | 救護施設の定員要件の引き下げ | 社会的入院患者等の受入先を確保するため、小規模な救護施設の整備が必要とされる場合には、現行50人以上とされている救護施設の定員要件を30人以上に引き下げる。 | 全部 | 現行50人以上の人員を入所させることができるべき規模を有しなければならないとされている救護施設、更生施設及び宿所提供施設の規模を、30人以上の人員を入所させることができる規模とすることとする。 | 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準の一部を改正する省令（平成16年厚生労働省令第48号） | 平成16年4月1日実施（措置済） | 厚生労働省 |
| 923 | 身体障害者短期入所事業の実施施設の拡大 | 身体障害者短期入所事業について、夜間に当該事業所の実情に応じた適当事業者を配置し、居室、浴室及び洗濯室を設けることにより、利用者に対する必要な保護を行うことが可能な場合には、身体障害者通所授産施設においても実施を可能とする。 | 全部 | 単独型身体障害者短期入所事業について、管理者、医師、生活支援員又は介護職員及び調理員を配置し、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、調理室及び洗濯室又は洗濯場を設ける場合には、実施を可能とする。 | 身体障害者、知的障害者及び障害児に係る単独型短期入所事業等について（平成16年3月29日付障障発第0329003号） | 平成16年4月1日実施（措置済） | 厚生労働省 |
| 924 | 人員及び設備要件を緩和した単独型知的障害者短期入所事業の容認 | 知的障害者短期入所事業について、管理者、医師、生活支援員又は介護職員及び調理員を配置し、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、調理室及び洗濯室又は洗濯場を設ける場合には、実施を可能とする。 | 全部 | 単独型知的障害者短期入所事業について、管理者、医師、生活支援員又は介護職員及び調理員を配置し、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、調理室及び洗濯室又は洗濯場を設ける場合には、実施を可能とする。 | 身体障害者、知的障害者及び障害児に係る単独型短期入所事業等について（平成16年3月29日付障障発第0329003号） | 平成16年4月1日実施（措置済） | 厚生労働省 |

| 番号 | 特定事業の名称 | 特区における規制の特例措置の内容 | 全部／一部 | 全国展開の実施内容 | 全国展開を実施する法令等 | 実施時期 | 所管省庁 |
|-----|----------------------------|--|-------|---|--|-------------------|-------|
| 925 | 日額単位を適用した施設訓練等支援事業 | 施設訓練等支援費について、月額単位で算定することとされているが、利用者のニーズに応じた複数のサービスを柔軟に提供できるように、日額単位で算定することを可能にする。 | 全部 | 新制度においては、施設訓練等支援費を日額単位で算定する。 | 「身体障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第210号） 「知的障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第211号） | 平成18年4月1日施行（措置済） | 厚生労働省 |
| 926 | 日額単位を適用した知的障害者地域生活援助事業 | 知的障害者地域生活援助に係る居宅生活支援費について、月額単位で算定することとされているが、利用者のニーズに応じた複数のサービスを柔軟に提供できるように、日額単位で算定することを可能とする。 | 全部 | 新制度においては、共同生活援助に係る介護給付・訓練等給付（平成18年3月31日まではそれぞれ知的障害者地域生活援助、居宅生活支援費）を日額単位で算定する。 | 「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第169号） | 平成18年4月1日施行（措置済） | 厚生労働省 |
| 927 | 市町村による狂犬病予防員任命事業 | 狂犬病予防員の任命、捕獲人の指定、犬の抑留事務等を市町村が行うことを可能にする。 | 全部 | 特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行う。 | 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）を改正することで対応予定 | 速やかに措置 | 厚生労働省 |
| 928 | サテライト型居住施設設置事業 | 既存の特別養護老人ホームが入所定員を減らし、個室・ユニットケア型の施設となる等の要件を満たした上で、当該施設と密接な関係を確保しつつ、サテライト型居住施設を設置する場合には、当該サテライト型居住施設について、生活相談員などの人員基準や廊下幅などの設備基準の緩和を行う。 | 全部 | 本体施設の入所定員を減らすという要件を撤廃するとともに、サテライト型居住施設の機能訓練指導員、介護支援専門員等についてそれぞれ1名以上置かなければならぬとしているところを、本体施設の職員により入所者の処遇が適切に行われる認めるときは、これを置かないことができるとするなど本特例措置で実現している内容を更に緩和した上で、全国展開を行う。 | 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第34号） 「構造改革特別区域における「サテライト型居住施設設置事業」の全国展開について」（平成18年3月31日社援発第0331029号・老発第0331018号） | 平成18年4月1日施行（措置済） | 厚生労働省 |
| 930 | サテライト型障害者施設設置事業 | 入所施設利用者の地域生活移行を進める観点から、グループホーム等への本来的な地域移行への段階的な形態となるよう、既存の施設との密接な連携のもと、小規模な障害者施設（以下「サテライト施設」という。）の設置を可能とする。 | 全部 | 新制度において設置が可能となる「ケアホーム」において、従来のサテライト施設で実施していた事業を行なうことを可能とし、全国展開する。 | 「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号）及び「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第172号） | 平成18年10月1日施行（措置済） | 厚生労働省 |
| 931 | 入所定員を3人以上7人以下とする指定共同生活援助事業 | 障害者の地域生活を促進するため、住宅物件事情から、入居定員が4人以上7人以下とされている現行の指定共同生活援助事業（以下「グループホーム」という。）を実施することが困難な地域において、関係する都道府県と市町村の判断により、入居定員を3人以上7人以下とするグループホームを設置することを可能とする。 | 全部 | 最低定員（4人）については、事業者全体で満たせばよいこととし、一住居当たりの利用者は2人以上であればよいこととする。 | 「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号） | 平成18年10月1日施行（措置済） | 厚生労働省 |
| 932 | 認知症対応型共同生活介護の短期利用事業 | あらかじめ利用期間（退所日）を定めて認知症高齢者グループホームを利用することを可能とする。 | 全部 | サービスの質の確保と利用者保護の観点から、①一定の研修を受けた職員が配置されていること、②グループホームの開所から3年以上が経過していること、という要件を設けた上で、全国展開を行う。 | 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号） | 平成18年4月1日施行（措置済） | 厚生労働省 |

| 番号 | 特定事業の名称 | 特区における規制の特例措置の内容 | 全部／一部 | 全国展開の実施内容 | 全国展開を実施する法令等 | 実施時期 | 所管省庁 |
|-----|---------------------------------|---|-------|---|---|-------------------|-------|
| 933 | 特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業 | 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内において、2階建ての特別養護老人ホーム等について、次に掲げる要件を満たしていることを認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る特別養護老人ホーム等については、準耐火建築物とすることができる。 1. 入所者が円滑に避難可能な避難経路を2階から地上に通るように屋外に確保すること。 2. 火災の際に、当該避難経路を利用して円滑な避難が可能となるよう適切な訓練を定期的に行うこと。 | 全部 | 施設と消防署が相談した上で避難マニュアルを作成し、都道府県が当該マニュアルの内容を確認すること、日中及び夜間の避難訓練の実施、地域住民との避難時の協力体制の確保を条件として、全国展開を行う。 | 厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令等の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第53号） | 平成24年3月30日施行（措置済） | 厚生労働省 |
| 934 | 指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業 | 障害者又は障害児が、近隣において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく自立訓練等を利用することができ困難な場合に、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業所を利用することを可能とする。 | 全部 | 基準該当生活介護に限り、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。 | 児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成22年厚生労働省令75号） | 平成22年6月1日実施（措置済） | 厚生労働省 |
| | | 障害者又は障害児が、近隣において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく自立訓練等を利用することができ困難な場合に、介護保険法（平成9年法律第124号）に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業所を利用することを可能とする。 | | 基準該当短期入所について、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。 | 厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第68号） | 平成23年6月1日実施（措置済） | 厚生労働省 |
| | | 障害者又は障害児が、近隣において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく自立訓練等を利用することができ困難な場合に、介護保険法（平成9年法律第125号）に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業所を利用することを可能とする。 | | 基準該当児童発達支援及び基準該当放課後等デイサービスについて、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成25年厚生労働省令第90号） | 平成25年10月1日実施（措置済） | 厚生労働省 |
| | | 居間及び食堂の面積、職員数について指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児（者）の利用者数の合算数で「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」を満たすこと、介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者が障害者関係施設から技術的支援を受けること、また、必要な研修を受けた者が個別支援計画を策定することが、地方公共団体の構造改革特別区域計画中に定められていることを条件として、小規模多機能型居宅介護を障害者が利用できるようにする。 | | 指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害者受入事業について、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第6号） | 平成28年4月1日実施（措置済） | 厚生労働省 |

| 番号 | 特定事業の名称 | 特区における規制の特例措置の内容 | 全部／一部 | 全国展開の実施内容 | 全国展開を実施する法令等 | 実施時期 | 所管省庁 |
|-----|-----------------------|--|-------|--|---|--|-------|
| 935 | 伝統的建造物を利用した旅館営業事業 | <p>次のいずれの条件も満たす旅館営業施設については、旅館営業施設の構造設備基準のうち、玄関帳場その他これに類する設備以下「玄関帳場等」という。)を設けるという基準を適用しないこととする。</p> <p>1. 文化財保護法第144条第1項の規定に基づき文部科学大臣に選定された重要伝統的建造物群保存地区内にあること。</p> <p>2. 文化財保護法第2条第1項第6号に規定する伝統的建造物群を構成している建造物等(以下「伝統的建造物」という。)であること。</p> <p>3. 伝統的建造物としての特性を維持するため、玄関帳場等を設けることが困難であること。</p> <p>4. 玄関帳場等に代替する機能を有する設備を設けることその他善良の風俗の保持を図るために措置が講じられていること。</p> <p>5. 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。</p> | 全部 | 特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。 | 旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号) | 平成24年4月1日施行 (措置済) | 厚生労働省 |
| 936 | 保育所における看護師配置補助要件の緩和事業 | 地方公共団体が、構造改革特別区域法第4条に基づき内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときには、当該特区内における保育所であって、乳児4人以上6人未満入所させるものに係る児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第33条第2項に規定する保育士の数については、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を1名に限って、保育士とみなすことができる。 | 全部 | 特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。 なお、調査結果において、職種が異なることに伴うコミュニケーションの困難、保育業務についての知識不足等が確認されたことから、これらを解消するため、看護師等に対する保育業務に関する研修等の機会の確保について適切に配慮する。 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号) | 平成26年2月14日施行 (措置済) | 厚生労働省 |
| 937 | NPO法人による職業紹介に対する支援事業 | <p>次の各号のいずれにも該当するNPO法人の事務所(以下「対象NPO」という。)が、ハローワークインターネットサービス上に事業所名非公開として掲載されている特定の求人の事業所名を、国が指定する公共職業安定所に対して照会した場合、当該公共職業安定所が当該求人事業主に対して、当該対象NPOに当該事業所名を開示することの可否を確認の上、その了解が得られた場合にこれを当該対象NPOに開示する。</p> <p>1. 地域若者サポートステーション事業を運営するものであること</p> <p>2. 職業安定法(昭和22年法律第141号)に基づく職業紹介事業の許可を得ております、当該許可の範囲内で職業紹介事業を行うものであること(ただし、有料職業紹介事業の許可を得ている場合であっても、本特例措置による場合は、求人者及び求職者から手数料を徴収しないものとすること。)</p> | 全部 | 特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。 | 構造改革特別区域におけるNPO法人による職業紹介に対する支援事業の全国での実施について(平成24年9月3日付け職発0903第1号) | 平成24年9月3日施行 (措置済) | 厚生労働省 |
| 938 | サービス管理責任者の資格要件弾力化事業 | 都道府県知事が、サービス管理責任者の確保が困難なことから障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの遂行が困難であると認められる場合に、サービス管理責任者の資格要件に係る実務要件を緩和する。 | 全部 | <p>社会福祉士等の国家資格を有する者の「当該資格に係る業務に従事した期間」の要件緩和については、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行う。</p> <p>「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」が改正され、研修体系の変更と併せ資格要件が緩和されたことに伴い、特例措置を終了する。</p> | <p>指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等の一部を改正する件(平成29年厚生労働省告示第98号)</p> <p>厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を廃止する件(令和元年厚生労働省告示第119号)</p> | 平成29年4月1日施行 (措置済) 令和3年3月31日終了 (措置済) | 厚生労働省 |

| 番号 | 特定事業の名称 | 特区における規制の特例措置の内容 | 全部／一部 | 全国展開の実施内容 | 全国展開を実施する法令等 | 実施時期 | 所管省庁 |
|------|---|--|-------|--|---|------------------|-------|
| 940 | 「シニア・ハローワーク」の設置による高年齢者等に対する重点的な就職支援の実施 | 原則55歳以上の高年齢者等の就職支援を重点的に行う職業相談窓口である「シニア・ハローワーク」の設置を可能とする。 | 全部 | 規制を緩和するためのものではなく、実施に当たり国の予算措置を伴うものであることから、地方公共団体から要望があった場合には、関係府省庁と当該地方公共団体との間でその必要性、予算や人員面など当該地方公共団体の関与の程度、連携方策を協議し、例えば雇用対策協定などに基づき、シニア・ハローワーク的な取組により高年齢者の就職支援の強化を図ることが適当であり、シニア・ハローワーク機能の全国展開に向けて令和3年度中に所要の措置を講ずる。 | 通達 | 令和4年度中 | 厚生労働省 |
| 1001 | 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業 | 農業生産法人以外の法人が、地方公共団体又は農地保有合理化法人から農地等を賃借できるようにする。 | 全部 | 弊害の発生を予防する措置を含め現行と同様の制度とし、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行う。 | 農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号） | 平成17年9月1日施行（措置済） | 農林水産省 |
| 1002 | 地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業 | 地方公共団体が、その設定する特区内に現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地その他効率的な利用を図る必要がある農地が相当程度存在するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以降は、特定事業の実施主体である地方公共団体及び農業協同組合以外の者が次に掲げる農地について行う賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定で、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（以下「特定農地貸付法」という。）第2条第2項各号に掲げる要件に該当するものについては、これを同項に規定する特定農地貸付けとみなして、特定農地貸付法及び市民農園整備促進法の規定を適用する。 1. 特定事業の実施主体の所有に係る農地（実施主体が当該農地の適切な利用を確保する方法等について、認定を受けた地方公共団体と協定を締結しているものに限る。） 2. 特定事業の実施主体が地方公共団体又は農地保有合理化法人から特定事業の用に供すべきものとして使用賃借による権利又は賃借権の設定を受けている農地（実施主体が当該農地の適切な利用を確保する方法等について、認定を受けた地方公共団体及び特定事業対象農地貸付けを行う地方公共団体又は農地保有合理化法人と協定を締結しているものに限る。） | 全部 | 特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行う。 | 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第52号） | 平成17年9月1日施行（措置済） | 農林水産省 |
| 1005 | 農業生産法人の行う農業関連事業の拡大事業 | 農業生産法人が農業関連事業として行うことができる事業の範囲に農業体験施設の運営や農業体験のための民宿業等を追加する。 | 全部 | 特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行う。 | 農業経営基盤強化促進法施行規則等の一部を改正する省令（平成17年農林水産省令第93号） | 平成17年9月1日施行（措置済） | 農林水産省 |
| 1006 | 農地又は採草放牧地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業 | 農地の権利取得後に権利を有する農地の合計面積に係る下限面積要件を、10アール以上でより地域の実情に応じて設定できるようにする。 | 全部 | 現行と同様の制度とし、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行う。 | 農業経営基盤強化促進法施行規則等の一部を改正する省令（平成17年農林水産省令第93号） | 平成17年9月1日施行（措置済） | 農林水産省 |

| 番号 | 特定事業の名称 | 特区における規制の特例措置の内容 | 全部／一部 | 全国展開の実施内容 | 全国展開を実施する法令等 | 実施時期 | 所管省庁 |
|------|--------------------------|--|-------|---|--|--------------------|-------|
| 1007 | 特定漁港施設運営高度化推進事業 | 漁港管理者が選定した民間事業者が、水産物に係る衛生管理の方法の改善等漁港施設の機能の高度化を図る場合に、当該事業者に対し行政財産である漁港施設の貸付けを可能とする。 | 全部 | 国の関与については必要最小限のものにするよう努め、現行規制の特例措置の内容・要件を維持し、全国展開を行う。 | 漁港漁場整備法及び後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第61号） | 平成19年8月15日施行（措置済） | 農林水産省 |
| 1009 | 自然エネルギー発電事業 | 民間事業者が一般電気事業者への売電を目的として行う自然エネルギー発電について、国有林野の機能・目的を妨げない限度において、5ヘクタールを超えて有償により貸付け又は使用させることができるようとする | 全部 | 特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。 | 国有林野を自然エネルギーを利用した発電の用に供する場合の取り扱いについて（平成13年9月7日付け13林国業第65号林野庁長官通達）を改正 | 平成21年4月1日（措置済） | 農林水産省 |
| 1012 | 地方競馬における七重勝単勝式勝馬投票法の実施事業 | 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において行われる地方競馬に係る構造改革特別区域計画について、次の要件のいずれにも該当するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る構造改革特別区域計画に基づき行われる地方競馬において、七重勝単勝式勝馬投票法を実施できるものとする。 1. 申請日の前月以前1年間の全ての競馬の開催日において、五重勝単勝式勝馬投票法を実施していること。（やむを得ない事情により実施できなかった場合を除く。） 2. 上記期間内に実施された五重勝単勝式勝馬投票法に係る勝馬の的中割合を七重勝単勝式勝馬投票法に換算した値が、当該期間内に実施された中央競馬又は地方競馬の各競走における出走頭数のうち最大のものを基に算出した五重勝単勝式勝馬投票法に係る勝馬の的中割合以上であること。 | 全部 | 競馬主催者が実施する勝馬投票法の種別に関する規定に七重勝単勝式勝馬投票法を追加することにより、全国展開を行う。 | 競馬法施行規則及び日本中央競馬会法施行規則の一部を改正する省令（平成26年農林水産省令第11号） | 平成26年4月1日施行（措置済） | 農林水産省 |
| 1013 | 農業関連事業普及指導員任用事業 | 都道府県が、その設定する構造改革特別区域において、農業関連事業（農産物の加工又は販売の事業その他農業に関連する事業をいう。）について識見を有する普及指導員（農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第8条第1項の普及指導員をいう。以下同じ。）の数が当該構造改革特別区域内において農業関連事業を行う農業者の数に比して少ないと認められるときに、次の（1）及び（2）のいずれにも該当する者を普及指導員に任用することができる。 (1) 管理栄養士、公認会計士、弁護士、税理士、社会保険労務士、技術士（経営工学部門、情報工学部門又は総合技術監理部門に限る。）、弁理士又は中小企業診断士のいずれかであり、これらの業務に従事した期間が通算して2年以上ある者 (2) 当該都道府県の知事が、書類審査、筆記試験又は口述試験の方法により、当該構造改革特別区域内において農業改良助長法第8条第2項各号に掲げる事務を行うのに必要な知識及び能力を有すると認める者 | 全部 | 特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。 | 農業改良助長法施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第148号） | 平成27年12月18日施行（措置済） | 農林水産省 |
| 1102 | 中心市街地における商業の活性化事業 | 大規模小売店舗の新設及び変更の際の届出の後、8か月間の新設及び変更を制限する規定を適用除外とする等、届出に関する立地手続を簡素化する。 | 全部 | 特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。 | 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律（平成18年法律第54号） | 平成18年8月22日施行（措置済） | 経済産業省 |

| 番号 | 特定事業の名称 | 特区における規制の特例措置の内容 | 全部／一部 | 全国展開の実施内容 | 全国展開を実施する法令等 | 実施時期 | 所管省庁 |
|------|-------------------------------------|--|-------|--|--|-------------------|-------|
| 1103 | 資本関係等によらない密接な関係による電力の特定供給事業 | 電力の供給者と需要家との間に資本関係等の密接な関係がある場合に認められる特定供給制度について、同一企業グループとみなしうる取引関係等がある場合、供給者と需要家が組合を設立する場合についても認める。 | 全部 | <p>次の（1）又は（2）に該当する電力の供給者と需要家との間においては、生産工程、資本関係、人的関係等に問わらず、供給者は特定供給の許可が受けられるようになる。</p> <p>（1）取引等を通じて実態として同一企業グループとみなしうる関係を有し、その関係が今後も長期間にわたり継続することが見込まれること。</p> <p>（2）共同して組合を設立し、当該組合が発電設備施設の保有又は維持管理を行う場合であって、その関係が今後も長期間にわたり継続することが見込まれること。</p> <p>（特区における規制の特例措置には、協定に地方公共団体が関与することが要件とされているが、全国展開に際し、その必要性は認められないので、さらなる規制緩和を図ることとし、当該要件を課さない。）</p> | 電気事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成16年経済産業省令第117号） | 平成17年3月15日施行（措置済） | 経済産業省 |
| 1104 | 一般用電気工作物への位置付けによる家庭用燃料電池発電設備導入事業 | 家庭用燃料電池について、自家用電気工作物から一般用電気工作物に位置付けを変更し、一般家庭において主任技術者の選任や保安規程の策定・届出を不要とする。 | 全部 | 特区における規制の特例措置の内容・要件等を踏まえ、一定の要件を満たす固体高分子型燃料電池発電設備であって、出力が10kW未満のものについては、一般用電気工作物に位置付け、主任技術者の選任や保安規程の策定・届出を不要とする。 | 電気事業法施行規則の一部を改正する省令（平成17年経済産業省令第19号） | 平成17年3月10日施行（措置済） | 経済産業省 |
| 1106 | 不活性ガスを使用しない家庭用燃料電池発電設備導入事業 | 家庭用燃料電池（ただし、非常用予備電源を得る目的で施設するものを除く。）について、以下の条件に適合するものは、燃料ガスを通ずる部分が不活性ガス等で燃料ガスを置換できる構造でないものを認める。 （1）固体高分子形であること。 （2）出力10キロワット未満であること。 （3）燃料電池設備の燃料ガスを通ずる部分の燃料ガスが排除される構造であること、又は、燃料電池設備の燃料ガスに通ずる部分に密封された燃料ガスによる爆発に耐えられる構造であること。 | 全部 | 家庭用燃料電池（ただし、非常用予備電源を得る目的で施設するものを除く。）について、左記と同等の基準を満たしている場合、燃料ガスを通ずる部分が不活性ガス等で燃料ガスを置換できる構造でないものを認める。 | 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令（平成16年経済産業省令第50号） | 平成16年3月31日施行（措置済） | 経済産業省 |
| 1107 | ジメチルエーテル試験研究施設の変更工事手続簡素化事業 | ジメチルエーテルの試験研究設備として地方公共団体が認めたものについて、処理能力の変更を伴わない変更工事に際して必要となる手続きにつき、許可を届出に、届出を不要に簡素化する。 | 全部 | 全国展開に際し、特区における規制の特例措置の内容のとおり全国展開を行うこととし、例えば試験研究設備をコンクリート壁で囲うなどの代替措置を要件とする場合には、必要最小限のものとする。 | 容器保安検査規則等の一部を改正する省令（平成17年経済産業省令第39号） | 平成17年3月31日施行（措置済） | 経済産業省 |
| 1111 | ジメチルエーテル試験研究施設における防爆構造を要しない電気設備設置事業 | 現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定を受けたときは、特区内の地方公共団体の長が指定するジメチルエーテル試験研究施設においては、防爆性能を有する構造でない電気設備を設置することができるようにする。 | 全部 | 経済産業大臣の特別認可制度を活用することにより、左記と同様の措置を可能とする。 | 液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令（平成16年経済産業省令第56号） | 平成16年3月31日施行（措置済） | 経済産業省 |
| 1113 | 埋設されたジメチルエーテル貯蔵設備の保安距離変更事業 | 現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定を受けたときは、特区内に設置されるジメチルエーテル貯蔵設備の保安距離を変更することができるようにする。 | 全部 | 経済産業大臣の特別認可制度を活用することにより、左記と同様の措置を可能とする。 | 液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令（平成16年経済産業省令第56号） | 平成16年3月31日施行（措置済） | 経済産業省 |
| 1115 | 高圧ガス製造施設の自主検査対象拡大事業 | 高圧ガス製造施設における認定検査実施者の自主検査について、地方公共団体から提出された以下の内容が、現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認められる場合には、内閣総理大臣の認定を受けた処理能力の増加率まで対象を拡大できる。 （1）処理能力が20%以上の増加を伴う工事について自主検査を実施しても保安が確保されることを評価する要領 （2）具体的な処理能力の増加率の上限 | 全部 | 特区における規制の特例措置の内容・要件を踏まえ、（1）の評価の基準を明確化すること等により、円滑な全国展開を図る。 | 認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定について（内規）（平成19年5月30日付け平成19・05・16原院第1号） | 平成19年5月30日施行（措置済） | 経済産業省 |

| 番号 | 特定事業の名称 | 特区における規制の特例措置の内容 | 全部／一部 | 全国展開の実施内容 | 全国展開を実施する法令等 | 実施時期 | 所管省庁 |
|----------------|---|---|-------|---|--|-------------------|-------|
| 1116 (1110) | 水素ガススタンド等の可燃性ガス製造施設の保安距離変更事業 | 現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定を受けたときは、特区内に設置される水素ガススタンド等の可燃性ガスの製造施設の保安距離を変更することができるようとする。 | 全部 | 経済産業大臣の特別認可制度を活用することにより、左記と同様の措置を可能とする。 | 液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令（平成16年経済産業省令第56号） | 平成16年3月31日施行（措置済） | 経済産業省 |
| 1117 | 可燃性ガスの圧縮における含有酸素量変更事業 | 現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定を受けたときは、特区内において可燃性ガスの圧縮における含有酸素量を変更することができるようとする。 | 全部 | 経済産業大臣の特別認可制度を活用することにより、左記と同様の措置を可能とする。 | 液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令（平成16年経済産業省令第56号） | 平成16年3月31日施行（措置済） | 経済産業省 |
| 1118 | 防液堤内外における配管設置基準変更事業 | 現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定を受けたときは、特区内において防液堤内外における配管設置基準を変更することができるようとする。 | 全部 | 経済産業大臣の特別認可制度を活用することにより、左記と同様の措置を可能とする。 | 液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令（平成16年経済産業省令第56号） | 平成16年3月31日施行（措置済） | 経済産業省 |
| 1119 | 高圧ガス設備の開放検査期間変更事業 | 地方公共団体の提案に基づき、高圧ガス設備の開放検査期間を変更できるようとする。 | 全部 | 一定の組織体制の構築と余寿命予測診断等の代替措置を定めた民間規格が提案され、適格性が確認された結果、国の基準として採用されれば、各事業者がこの規格に沿った管理を行っているかを都道府県が判断することで個別機器についての開放周期の延長を認めることができるようとする。 | 冷凍保安規則等の一部を改正する省令（平成16年経済産業省令第109号） | 平成17年3月31日施行（措置済） | 経済産業省 |
| 1120 | 石油コンビナート等特別防災区域内事業所の多様な安全確保措置による施設配置等事業 | 地方公共団体の提案に基づき、石油コンビナート等特別防災区域における施設地区の配置、特定通路の幅員、通路の配置及び形状等の基準について、同等の安全性が確保される代替措置を講ずることにより、変更できるようとする。 | 全部 | 規制の特例措置を全国展開するにあたっては、石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令において、事業所ごとの状況に応じた設備の配置が可能となるよう、いわゆる「特認制度」を盛り込む。また、地方分権を推進する観点から、地方公共団体が特例内容に係る安全性の判断に事前に関与できるよう措置する。 | 石油コンビナート等特別防災区域における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令の一部を改正する省令（平成17年総務省・経済産業省令第2号） | 平成17年3月31日施行（措置済） | 経済産業省 |
| 1125 | 特定施設における保安検査期間変更事業 | 地方公共団体の提案に基づき、特定施設の保安検査期間を変更できるようする。 | 一部 | 空気分離設備について製造細目告示第14条に追加することにより全国展開する。 | 製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示（昭和57年9月27日告示第379号） | 平成17年3月31日施行（措置済） | 経済産業省 |
| 1126 | 特定製造事業所の境界線までの距離変更事業 | 現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定を受けたときは、特区内に設置される特定製造事業所の高圧ガスの製造施設から事業所の境界線までの距離を変更することができるようとする。 | 全部 | 経済産業大臣の特別認可制度を活用することにより、左記と同様の措置を可能とする。 | 液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令（平成16年経済産業省令第56号） | 平成16年3月31日施行（措置済） | 経済産業省 |
| 1127 | 高圧ガス設備に係る隣接する保安区画内にある高圧ガス製造設備までの距離変更事業 | 現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保されるものとして認定を受けたときは、特区内に設置される特定製造事業所の高圧ガス設備から隣接する保安区画内にある高圧ガス製造設備までの距離を変更することができるようとする。 | 全部 | 経済産業大臣の特別認可制度を活用することにより、左記と同様の措置を可能とする。 | 液化石油ガス保安規則等の一部を改正する省令（平成16年経済産業省令第56号） | 平成16年3月31日施行（措置済） | 経済産業省 |
| 1128 | 特定製造事業所における試験研究施設の変更工事手続簡素化事業 | 特定製造事業所における試験研究施設として地方公共団体が認めたものについては、処理量の変更を伴わない構造変更を軽微な変更工事として取り扱うこととし、許可申請については届出に、届出については不要とする。 | 全部 | 全国展開に際し、特区における規制の特例措置の内容のどおり全国展開を行うこととし、例えば試験研究設備をコンクリート壁で囲うなどの代替措置を要件とする場合には、必要最小限のものとする。 | 容器保安検査規則等の一部を改正する省令（平成17年経済産業省令第39号） | 平成17年3月31日施行（措置済） | 経済産業省 |
| 1129-2 | 高圧ガス設備の技術上の基準変更事業 | 現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が担保されるものとして認定を受けたときは、特区内において高圧ガス設備の技術基準を変更することができるようとする。 | 全部 | 経済産業大臣の特別認可制度を活用することにより、左記と同様の措置を可能とする。 | 一般高圧ガス保安規則の一部を改正する省令（平成18年経済産業省令第43号） | 平成18年4月3日施行（措置済） | 経済産業省 |

| 番号 | 特定事業の名称 | 特区における規制の特例措置の内容 | 全部／一部 | 全国展開の実施内容 | 全国展開を実施する法令等 | 実施時期 | 所管省庁 |
|-------------------------|--|--|-------|--|--|-----------------------|-------|
| 1131 (1143、 1145) | 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業 | 一定の要件を満たす講座の修了者について、初級システムアドミニストレータ試験の試験科目のうち、午前試験科目の免除を受けることができるようとする。 | 一部 | 開設者が I P A が提供する問題を使用する認定講座について、規制所管省庁によれば、全国展開に伴い、① I P A の採算性の改善のため講座認定審査料の設定及び問題提供料の改定、②認定講座の質の確保のため認定の有効期限の設定を講ずるとしているが、これらが認定講座の開設に当たつての過度な負担とならないよう配慮した上で、特区における規制の特例措置の内容のとおり、全国展開を行う。 (なお、特区における規制の特例措置の内容は、初級システムアドミニストレータ試験が廃止されることに伴い、平成21年4月30日をもって終了する。) | 情報処理技術者試験規則の一部を改正する省令（平成18年経済産業省令第82号） 初級システムアドミニストレータ試験及び基本情報技術者試験の履修項目を定める告示（平成18年経済産業省告示第247号） | 平成18年8月14日施行 (措置済) | 経済産業省 |
| 1132 (1144、 1146) | 修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業 | 一定の要件を満たす講座の修了者について、基本情報技術者試験の試験科目のうち、午前試験科目の免除を受けることができるようとする。 | 全部 | 申請手続等の簡素化について適切に配慮した上で、特区における規制の特例措置の内容のとおり、全国展開を行う。 | 情報処理技術者試験規則の一部を改正する省令（平成21年経済産業省令第59号） 情報処理技術者試験規則第二条第六項第二号及び第三号の規定に基づき、情報処理技術者試験規則第二条第六項第二号に規定する経済産業大臣が告示で定める民間資格及び同項第三号に規定する経済産業大臣が告示で定める問題を定める件（平成21年経済産業省告示第302号） 情報処理技術者試験規則第二条第六項第一号の経済産業大臣が定める基本情報技術者試験に係る履修項目の一部を改正する告示（平成21年経済産業省告示第303号） | 平成22年10月1日施行 (措置済) | 経済産業省 |
| 1133・ 1134 | 温泉鉱山における保安技術職員（係員）の外部委託・兼務事業 | 温泉鉱山において、当該鉱山以外から保安技術職員（係員）を選任する必要がある場合に限り、当該係員を外部委託することを可能とする。この場合において、当該係員に2以上の鉱山の係員または3以上の係員を兼務させることを可能とする。 | 全部 | 鉱山保安規則を廃止し、新たに鉱山保安法施行規則を制定することに伴い、係員制度が廃止され、新たに作業監督者の選任が必要となるが、当該作業監督者の選任にあたっては外部委託を可能とし、かつ、保安が確保されることを条件に兼務の制限を規定しない。 | 鉱山保安法施行規則（平成16年経済産業省令第96号） | 平成17年4月1日施行 (措置済) | 経済産業省 |
| 1135-1 | 温泉鉱山における防爆型でない電気施設設置事業 | 温泉鉱山において、現行の防爆型機器の使用義務について、現行の鉱山保安法上と同等の安全性が確保されていることを確認できる場合に限り、適用除外を可能とする。 | 全部 | 鉱業権者が講すべき措置として例示している措置、若しくは、当該措置と同等以上であると実証された措置を講ずる場合には、防爆型機器の使用を不要とする。 | 鉱山保安法施行規則（平成16年経済産業省令第96号） | 平成17年4月1日施行 (措置済) | 経済産業省 |
| 1135-2 | 温泉鉱山における施設設置制限緩和事業 | 温泉鉱山において、可燃性ガスが噴出し、又は噴出するおそれが多い坑井等からの住宅等の距離制限について、現行の鉱山保安法上と同等の安全性が確保されていることを確認できる場合に限り、適用除外を可能とする。 | 全部 | 鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令に係る告示において、一般法（消防法）で規定される保安距離と同等とし、その上で安全性が確保されることを立証し、確認された場合には、さらに距離制限が緩和される。 | 鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令に基づき鉱業上使用する工作物等の保安距離等を制定する件（平成17年経済産業省告示第57号） | 平成17年4月1日施行 (措置済) | 経済産業省 |

| 番号 | 特定事業の名称 | 特区における規制の特例措置の内容 | 全部／一部 | 全国展開の実施内容 | 全国展開を実施する法令等 | 実施時期 | 所管省庁 |
|-----------|----------------------------|--|-------|--|---|--------------------|-------|
| 1135-3 | 温泉鉱山における高圧ガス設備等の設置制限緩和事業 | 温泉鉱山において、新たに高圧ガス設備を設置する際の建築物等の距離制限について、現行の鉱山保安法上と同等の安全性が確保されていることを確認できる場合に限り、適用除外を可能とする。 | 全部 | 鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令に係る告示において、一般法（消防法）で規定される保安距離と同等とし、その上で安全性が確保されることを立証し、確認された場合には、さらに距離制限が緩和される。 | 鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令に基づき鉱業上使用する工作物等の保安距離等を制定する件（平成17年経済産業省告示第57号） | 平成17年4月1日施行（措置済） | 経済産業省 |
| 1140 | 競輪場の入場料無料化事業 | 地方公共団体が競輪施行者として開催する競輪について、競輪場内の秩序の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして、入場料を無料とすることにより地域の活性化を図る必要があると認めて、特区計画の認定を受けたときは、競輪を開催する日のうち当該地方公共団体が定める日の入場者については、入場料を無料とすることを可能とする。 | 全部 | 競輪場の入場料の徴収に関する規定を削除することにより、全国展開を行う。 | 自転車競技法施行規則及び小型自動車競走法施行規則の一部を改正する省令（平成19年経済産業省令第42号） | 平成19年6月13日施行（措置済） | 経済産業省 |
| 1141 | 移転促進地域からの除外による事業者の交流連携促進事業 | 事業者の交流連携による地域経済の活性化を図ることにより雇用の機会の創出が見込まれるなど、一定の要件を満たした場合には、工場の移転を図ることが必要な地域とされる移転促進地域から除外する。 | 全部 | 工業再配置促進法の廃止に伴い、特例措置を講じた工業再配置促進法施行令第一条の基準を定める省令を廃止する。 | 工業再配置促進法施行規則等を廃止する省令（平成18年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第2号） | 平成18年4月26日施行（措置済） | 経済産業省 |
| 1147・1225 | 特定水力発電事業 | 特定水力発電事業について、以下の特例等の規定を適用する。 1. 国土交通大臣は、一級河川の特定水力発電事業に係る水利使用に關し河川法第23条等の許可の申請があった場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、河川法第35条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する関係行政機関の長に協議することを要しない。 2. 国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長は、一級河川又は二級河川の特定発電水利使用に關し河川法第23条等の許可の申請があった場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、同法第36条第1項から第4項までの規定にかかわらず、法第31条に規定する協議会を構成する都道府県知事又は市町村長の意見を聴くことを要しない。 3. 河川管理者は、一級河川又は二級河川の特定発電水利使用に關し河川法第23条又は第26条第1項の許可の申請があったときは、同法第38条の規定にかかわらず、協議会を構成する者であつて當該協議会において當該特定発電水利使用に係る特定水利使用計画について同意したものに對しては、同条に規定する通知をすることを要しない。 4. 都道府県知事は、一級河川又は二級河川の特定発電水利使用に關し河川法第23条等の許可の申請があった場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、河川法第79条の規定にかかわらず、国土交通大臣の認可を受け、又は国土交通大臣に協議してその同意を得ることを要しない。 5. 都道府県知事又は指定都市の長は、一級河川又は二級河川の特定発電水利使用に關し河川法第23条等の許可の申請があったときは、電気事業法第103条第1項の規定にかかわらず、意見を付して経済産業大臣に報告し、及びその意見を求めるることを要しない。 6. 河川管理者は、水利使用に關する河川法第23条等の許可の申請に係る標準処理期間を定めるときは、特定発電水利使用に係る標準処理期間について、他の水利使用に係る標準処理期間に比して相当程度短い期間を定めるものとする。 | 全部 | 河川法（以下「法」という。）第23条の許可を受けた水利使用のために取水した流水等のみを利用した発電（従属発電）については、許可に代えて、登録で足りることとした。 水利使用の登録及び登録の対象となる流水の占用に係る法第24条及び第26条第1項の許可については、関係行政機関の長との協議（法第35条）、関係地方公共団体の長の意見聴取（法第36条）、関係河川使用者への通知（法第38条）、国土交通大臣の認可又は同意付き協議（法第79条）の手続を不要とした。 標準処理期間については、地方整備局長等が行う水利使用の許可の処理については從来5ヶ月を目安とされていたところであるが、法第23条の2の登録のみの処理については1ヶ月を目安とすることとした。 | 河川法第23条から第23条の4まで、第35条、第36条、第38条及び第79条 | 平成25年12月11日施行（措置済） | 国土交通省 |
| 1201 | 公有水面埋立地の用途変更等の柔軟化事業 | 地方公共団体が早期に埋立地の有効利用を行うことにより臨海部の活性化を図る必要があると認めて、構造改革特別区域計画を申請し、認定された場合には、公有水面埋立法第27条第2項及び第29条第2項の許可の基準である「已むことを得ざる事由であること」に該当することとする。 また、大臣協議の処理期間については、受理から通知まで2週間（土日祝祭日を除く。）とする。 | 全部 | 竣工認可の告示を行った埋立地について、臨海部の活性化を図る目的で地方公共団体が作成したその利用計画が、一定の要件に該当すると都道府県知事が認めたときは、当該埋立地に係る公有水面埋立法第27条第2項及び第29条第2項の許可の基準である「已むことを得ざる事由であること」に該当することとする。 また、大臣協議の処理期間については、受理から通知まで2週間（土日祝祭日を除く。）とする。 | 埋立地の有効利用により臨海部の活性化を図る必要がある区域における公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第27条及び第29条の適用に係る特例措置について（平成16年12月17日付け国河政第92号、国港管第857号） | 平成17年1月1日施行（措置済） | 国土交通省 |

| 番号 | 特定事業の名称 | 特区における規制の特例措置の内容 | 全部／一部 | 全国展開の実施内容 | 全国展開を実施する法令等 | 実施時期 | 所管省庁 |
|-----------------|--------------------------------------|---|-------|--|--|-------------------|-------|
| 1202 | 公有水面埋立地における用途区分柔軟化事業 | 公有水面埋立地における用途変更について、従来の用途区分では特定が困難な利用形態や複合的な土地利用についても可能とする。 | 全部 | 規制所管省庁において、認定特区における特定事業の進捗状況を確認の上、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行う。全国展開に際し、地方公共団体が特区計画にかわる計画を都道府県知事に提出することを要件とする場合には、計画に盛り込むべき内容や手続きについて必要最小限のものとする。 | 埋立地の有効利用により臨海部の活性化を図る必要がある区域における公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第27条及び第29条の適用に係る特例措置について（平成17年6月27日付け国河政第28号、国港管第253号） | 平成17年7月1日施行（措置済） | 国土交通省 |
| 1203 | 特定埠頭運営効率化推進事業 | 行政財産である公共コンテナターミナルを、民間企業のうち港湾管理者が認めた者に対して、一体的かつ長期的に貸し付けることができるようとする。 | 全部 | 特区の認定に代わる国土交通大臣の同意については、その基準を明示するとともに必要最低限のものとする。 | 港湾法（昭和25年法律第218号）の一部改正を含む「海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第38号） | 平成18年10月1日施行（措置済） | 国土交通省 |
| 1204 | 自動車の回送運行時ににおける仮ナンバー表示の柔軟化事業 | 当該区域が、国際自動車専用船が発着する埠頭を含み、かつ、法第4条第2項の構造改革特別区域計画に定めた当該特例を適用する運行区間が、その道路や通行車両の状況、周辺環境から主として自動車専用船から陸揚げされた自動車の駐車場、整備工場、その他関係施設への回送又は自動車専用船に積み込む自動車の回送の用に供されていると地方公共団体が認め、特区として認定された後、道路運送車両法第36条の2に基づく回送運行許可事業者に対し、当該区間に限り使用できる回送運行許可番号標を別途定め、その使用を認める。 | 全部 | 特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり全国展開を行う。 | 道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令（平成17年国土交通省令第14号） | 平成17年3月31日施行（措置済） | 国土交通省 |
| 1205(1214、1221) | 重量物輸送効率化事業 | 重量物を輸送する車両が、橋・高架の道路等を含まない経路を通行し、かつ、軸重が10トン（駆動軸にエアサスペンションを装着する車両の駆動軸重にあっては11.5トン）以下であって、道路の修繕等について地方公共団体等により適切な管理がなされる場合には、車両総重量の規定を適用しないこととする。 | 一部 | 車両の通行経路が道路に関して横断に限る場合の車両総重量及び軸重の特例措置について、全国展開を行う。 | 道路の横断に限る特殊車両通行許可の特例について（平成22年9月30日国道交第47号） | 平成22年10月1日施行（措置済） | 国土交通省 |
| | | 重量物を輸送する車両が、橋・高架の道路等を含まない経路を通行し、かつ軸重が10トン（駆動軸にエアサスペンションを装着する車両の駆動軸重にあっては11.5トン）以下であって、道路の修繕等について地方公共団体等により適切な管理がなされる場合には、車両総重量の規定を適用しない。また、重量物を輸送する車両の通行経路が道路に関して横断に限る場合には、車両の長さ及び最小回転半径の規定を適用しない。 | 一部 | 私有地内の通路その他私道の通行を中心とした利用など、車両が直進して道路を横断する場合に限り、車両の長さの特例措置について、21.5m以下を許可限度として、全国展開を行う。 | 「道路の横断に限る特殊車両通行許可の特例について」の一部改正について（平成25年11月5日国道交第25号） 「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」の一部改正について（平成25年11月5日国自技第127号） | 平成25年11月5日施行（措置済） | 国土交通省 |
| 1206 (1216) | NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業 | 福祉有償運送について、使用車両の限定にかかわらず、セダン型等の一般の車両を使用することができる。 | 全部 | 福祉有償運送を利用者にとって安全・安心なサービスとして全国に普及させ、輸送の安全と旅客の利便の確保を図るために、福祉有償運送全体の仕組みを見直し、登録制度の導入等必要な措置を講ずるため、法律改正を行う。当該法律改正に当たっては、現行の規制の強化とならないよう配慮する。 | 道路運送法（昭和26年法律第183号）の一部改正を含む「道路運送法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第40号） | 平成18年10月1日施行（措置済） | 国土交通省 |

| 番号 | 特定事業の名称 | 特区における規制の特例措置の内容 | 全部／一部 | 全国展開の実施内容 | 全国展開を実施する法令等 | 実施時期 | 所管省庁 |
|------|---|---|-------|--|--|--------------------|-------|
| 1207 | 交通機関空白の過疎地における有償運送可能化事業 | <p>地方公共団体が、当該地域内の輸送の現状に照らしてタクシー等の公共交通機関によっては十分な住民輸送サービスが確保できないと認めるとともに、次の条件を満たすNPO等による交通機関空白の過疎地での住民輸送における有償運送の実施管理のための当該地方公共団体を含む関係者による運営協議の場を設け、判明した問題点等について速やかに報告する体制を整えて、構造改革特別区域計画を申請し、その認定を受けた場合には、当該NPO等による道路運送法第80条第1項に基づく申請に対し、速やかに許可を行うこととする。</p> <p>1. 運送主体が、当該輸送確保について地方公共団体から具体的な協力依頼を受けた、社会福祉法人、NPO（保健、医療若しくは福祉の増進を図る活動又はまちづくりの推進を図る活動を行うことを主たる目的とするものに限る。）又は地方公共団体が自ら主宰するボランティア組織であること。</p> <p>2. 運送の対象は、あらかじめ登録した会員及びその同伴者とし、会員は、当該地方公共団体の区域内に住所を有する者であること。また、運送の発地又は着地のいずれかが原則として当該地方公共団体の区域内にあること。</p> <p>3. 運送に使用する車両には、住民輸送に係る有償運送に用いる車両であることと、運賃及び料金、運転者の氏名及び自動車登録番号等について、旅客に見やすいように掲示すること。</p> <p>4. 運転者は、普通第2種免許を有することを基本としつつ、これによりがたい場合には、当該地域における交通の状況等を考慮して十分な能力及び経験を有していると認められること。</p> <p>5. 運送に使用する車両全てについて、対人8,000円以上、対物200円以上の任意保険若しくは共済に加入していること又はその計画があること。</p> <p>6. 運送の対価として收受する金額については、当該地域における一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃額、公共交通機関の状況等地域の特性を勘案しつつ、営利に至らない範囲において設定されるものであること。</p> <p>7. 運行管理体制が整っており、指揮命令系統が明確であるとともに、事故防止についての教育及び指導体制が整っていること。事故時の処理及び責任体制等が明確に整備されていること。使用的車両についての整備管理体制が確立されており、かつ、利用者からの苦情処理に関する体制が整備されていること。</p> <p>8. 許可を受けようとする者が、道路運送法第7条の欠格事由に該当するものでないこと。</p> | 全部 | <p>NPO等によるボランティア輸送における有償運送の実施管理のための地方公共団体を含む関係者による運営協議の場を設け、判明した問題点等について速やかに報告する体制を整えた場合には、当該NPO等による道路運送法第80条第1項に基づく申請に対し、速やかに許可を行うこととする。</p> <p>なお、左記1～8の許可要件については、運送主体、運送の対象等の要件を緩和する。</p> | 福祉有償運送及び過疎地有償運送に係る道路運送法第80条第1項による許可の取扱いについて（平成16年3月16日付け国自旅第240号） | 平成16年3月31日施行（措置済） | 国土交通省 |
| 1208 | 特定埋立地に係る所有権移転期限等短縮事業 | 港湾内の埋立地における権利の移転・設定、用途変更の許可が必要な期間について、竣工認可の告示後10年であるものを5年に短縮する。 | 全部 | 当該事業の実施に当たっては、実施主体の主体性を最大限に尊重するとともに、特区の認定に代わる国土交通大臣との協議については、必要最小限の内容とする。 | 港湾法（昭和25年法律第218号）の一部改正を含む「海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第38号） | 平成18年10月1日施行（措置済） | 国土交通省 |
| 1209 | 屋外広告物条例に違反した屋外広告物の除却による美観風致維持事業 | 都道府県等が、その設定する特区の全部又は相当部分が住居専用地域、風致地区等の地域であって、屋外広告物条例に違反した屋外広告物の表示の状況等に照らし、美観風致を維持するために特に必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、広告旗等についても簡易除却の対象とする。 | 全部 | 特段の地域要件を設けることなく、屋外広告物条例に違反した広告旗等についても簡易除却の対象とする。 | 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）の一部改正を含む「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成16年法律第111号） | 平成16年12月17日施行（措置済） | 国土交通省 |
| 1211 | 道路管理者が設置する有料道路駐車場における特別料金の設定及び変更の手続の容易化事業 | 借入金の償還がなされる範囲内であれば、駐車場利用料金のうち、回数券の料金、夜間の1泊料金、1か月定期料金等の特別料金の設定、変更について、国の許可を要しないものとする。 | 全部 | 特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。 | 道路整備特別措置法に基づき道路管理者が設置する有料道路駐車場において特別料金の設定及び変更をする場合の取扱いについて（平成17年9月22日付国道有第37号） | 平成17年10月1日施行（措置済） | 国土交通省 |

| 番号 | 特定事業の名称 | 特区における規制の特例措置の内容 | 全部／一部 | 全国展開の実施内容 | 全国展開を実施する法令等 | 実施時期 | 所管省庁 |
|------|--|--|-------|---|---|-------------------|-------|
| 1212 | 留学生向け宿舎に係る公営住宅の目的外使用承認の簡素化事業 | 地方公共団体が次のいずれの要件にも適合すると判断し、内閣総理大臣に構造改革特別区域計画を申請しその認定を受けた場合には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の規定に基づく公営住宅の目的外使用について、当該地方公共団体から国土交通大臣に事後報告することにより国土交通大臣の承認があったものとして取り扱うこととし、手続きの簡素化を図る。 1. 留学生（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の4の上欄に定める「留学」の在留資格をもって本邦に在留する外国人。）向けの宿舎が不足しており、当該宿舎の確保を図る必要があること。 2. 公営住宅の本来入居者の入居を阻害せず、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のこと。 | 全部 | 全国展開に際し、事業主体が特区計画に代わる計画を地方整備局に提出することを要件とする場合には、計画に盛り込むべき内容や手続きについて必要最小限のものとする。 | 留学生向け宿舎に係る公営住宅の目的外使用承認の簡素化について（全国展開の実施）（平成17年3月25日付け国住総第205号） | 平成17年3月25日施行（措置済） | 国土交通省 |
| 1213 | 大学の教室の天井の高さに係る建築基準の見直し | 学校の天井高を3.0メートル以上とする現行基準の特例を設け、大学の教室について、一般用途の場合と同様に天井高の下限を2.1メートルにまで引き下げる。 | 全部 | 改正前に3メートル以上とされていた大学の教室の天井の高さを2.1メートル以上にする。 | 建築基準法施行令の一部を改正する政令（平成15年政令第423号） | 平成15年9月25日施行（措置済） | 国土交通省 |
| 1215 | 地域活性化のための空き家情報提供等の推奨事業 | NPO法人等の事業主体が空き家の賃貸情報を不特定多数の者に提供すること及び空き家を賃借し、希望者に当該空き家を転貸することについて、地方公共団体が特区内の不動産賃貸借・売買の取引数が少ないなどの取引の動向等にかんがみ、消費者利益の保護を損なわないと判断し、グリーンツーリズム、農村体験学習等の地域活性化の政策目的に基づいて、これを推奨することは、宅地建物取引業法の適正な運用の観点から支障がない旨を明らかにする。 | 全部 | 特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。その際、特区の認定申請に代える手続として、事業を実施しようとする地方公共団体が、各要件を充足しているかどうか判断した上、当該地方公共団体の所在する地域を管轄する免許行政庁に対して、当該事業を行う旨事前に連絡し、当該免許行政庁から要件に明らかに反していないか、確認を受けるものとする。 なお、特例の全国展開に伴い、規制所管省庁より、 (1) 仮に以上の要件を充足しても、宅地建物取引業法上の媒介行為を無免許で行うことが認められるものではないこと (2) 情報提供等の事業の実施に際しては、当該事業の円滑な実施を図る観点から、地域の宅地建物取引業者等に当該事業を行う旨連絡しておくことが望ましいことについて周知を図ることとする。その際には、これらの事項が実質的な要件の追加とならないよう留意する。 | 空き家の情報提供等の推奨に際しての宅地建物取引業法の運用の明確化について（平成17年11月1日付け国総動第55号・第56号） | 平成17年11月1日施行（措置済） | 国土交通省 |
| 1217 | 環境にやさしいレンタカー型カーシェアリングのための無人貸渡システム可能化事業 | 地方公共団体が、自動車の使用に起因する当該地域内の環境への影響の低減を図ることを目的として、アイドリングストップ車等の環境に配慮した車両を使用したレンタカー型カーシェアリングを推進するため、構造改革特別区域計画を申請し、その認定を受けた場合には、当該区域内において実施するレンタカー型カーシェアリングに係る道路運送法第80条第2項に基づく許可の申請について、その貸渡しが無人の事務所で行われるものであっても、IT等を活用し、車両の整備・管理に支障が生じないような代替措置を講じれば、速やかに許可を行うものとする。 | 全部 | 特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。 | 貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取扱いについて（平成18年3月30日国自旅第286号） | 平成18年3月30日実施（措置済） | 国土交通省 |
| 1223 | 長大フルトレーラ連結車による輸送効率化事業 | フルトレーラ連結車（セミトレーラ連結車のうち、セミトレーラ連結車のけん引自動車の全長及びセミトレーラ連結車の連結装置中心から当該セミトレーラ連結車の後端までの水平距離が、それぞれ12メートル以内であるものを含む。）について、各道路管理者は、連結車の長さについて21メートルを上限として許可することができる。 | 全部 | 特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。 | 「特殊車両通行許可限度算定要領について」の一部改正について（平成25年11月5日国道車第23号、国道企発第55号） 「バン型等の連結車に係る特殊車両の通行許可の取扱いについて」の一部改正について（平成25年11月5日国道車第24号） | 平成25年11月5日施行（措置済） | 国土交通省 |

| 番号 | 特定事業の名称 | 特区における規制の特例措置の内容 | 全部／一部 | 全国展開の実施内容 | 全国展開を実施する法令等 | 実施時期 | 所管省庁 |
|-----------|----------------------------|---|-------|--|---|-------------------|-------|
| 1224 | 45フィートコンテナの輸送円滑化事業 | 45フィートコンテナ用セミトレーラ連結車については、特殊車両通行許可の長さの上限値を17メートルから18メートルまで緩和し、40フィートコンテナ用セミトレーラ連結車と同等の通行条件（長さに対応したもの）を適用することを可能とする。 | 一部 | 車両長が17メートル以上18メートル以下である車両について、一定の基準を満たす場合には、40フィートコンテナ用セミトレーラ連結車と同等の条件での通行許可を行う措置により、全国展開を行う。 | 特殊車両通行許可限度算定要領について（昭和53年12月1日付け道路交通管理課長、企画課長通達）車両の構造が特殊な連結車に係る特殊車両の通行許可の取扱いについて（平成6年9月8日付け道路交通管理課長通達） | 平成27年6月1日施行（措置済） | 国土交通省 |
| 1229 | 地域限定特例通訳案内士育成事業 | 通訳案内士でない者であっても、地域の実情に応じて地方公共団体が独自に実施する研修を修了すれば、外国人に対し、外国語で有償ガイドを行うことが可能となるよう措置する。 | 全部 | 「通訳案内士法」の改正により業務独占規制が廃止され名称独占規制となる中で「地域通訳案内士制度」の創設に伴い全国展開を行う。 | 通訳案内士法（昭和24年法律第210号） | 平成30年1月4日（措置済） | 国土交通省 |
| 1230 | 回送運行効率化事業 | 自動車運送船からの陸揚げ地点若しくは自動車運送船への積込み地点と自動車整備工場若しくは駐車場等間の回送又は駐車場等間の回送については、一定の代替措置を講じることを条件に後面の回送運行許可番号標の表示を省略することができる。 | 全部 | 関係府省庁において現在本特定事業において認められているものを制限しない形での基準（運行可能な区域、範囲、距離など）を整理し、令和3年度中に所要の措置を講ずる。 | 省令 | 令和3年度中 | 国土交通省 |
| 1301・1302 | 国立・国定公園における自然を活用した催しの容易化事業 | 国立・国定公園内で、地域活性化に資する催しのために一時的に行われる風致又は風景の維持に支障のない行為について、特別地域における許可及び普通地域における届出を要しないこととする。 | 全部 | 地方公共団体が、風致の維持への配慮や原状回復が確実に行われる体制・内容等を記載した「催しの計画」を国立公園にあつては環境省の地方支分部局に、国定公園にあつては都道府県に提出することにより、特区における規制の特例措置と同様に、当該計画に基づく国立・国定公園の特別地域又は普通地域内で行われる地域活性化を目的とする催しに係る行為であって、原状回復が可能な場所において一時的に行われる工作物の新築や広告物の掲出等の行為についての許可・届出を要しないこととする。当該「催しの計画」は、特区計画と同様に包括的なものとし、「催しの計画」に記載された個々の催しの実施前に、催しの実施者は、その催しの名称、行為の概要、場所、実施期間を環境省の地方支分部局又は都道府県に通知すれば足りることとする。 | 自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号） | 平成18年3月30日施行（措置済） | 環境省 |

| 番号 | 特定事業の名称 | 特区における規制の特例措置の内容 | 全部／一部 | 全国展開の実施内容 | 全国展開を実施する法令等 | 実施時期 | 所管省庁 |
|----------------|----------------------------|---|-------|--|---|-------------------|------|
| 1303 | 有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業 | 有害鳥獣捕獲の許可申請の取扱いについては、「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」において、特区内では「銃器の使用以外の方法による場合であって、従事者の中に網猟免許及びわな猟免許所持者が含まれ、かつ、捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合は、従事者に網猟免許及びわな猟免許を受けていない者を含むことができるものとする。この場合、網猟免許及びわな猟免許を受けていない者は、網猟免許及びわな猟免許を受けている者の監督下で捕獲を行うよう指導するものとする。」と定めたところである。 | 全部 | 有害鳥獣捕獲の許可申請の取扱いについて、「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」の変更を行い、法人に対する許可に当たっては、「銃器の使用以外の方法による場合であって、従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれ、かつ当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合は、従事者の中に当該免許を受けていない者を補助者として含むことができるものとする。この場合、当該免許を受けている者は、当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うよう指導するものとする。当該法人は、地域の関係者と十分な調整を図り、有害鳥獣捕獲の効果的な実施に努めるものとする。」と定めた。 | 鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針の一部を変更する件（平成23年9月5日付け環境省告示第59号） | 平成23年9月5日施行（措置済） | 環境省 |
| 1304 (1305) | 再生利用認定制度対象廃棄物拡大事業 | 再生利用認定制度（リサイクル対象品について、環境大臣認定により、廃棄物処理に係る業、施設の許可を不要とする枠組み）の対象品目を拡大する。（①廃タイヤを製鉄原料として利用する場合、②廃木材（除湿の措置を講じたものに限る）を製鉄原料として利用する場合） | 一部 | 廃タイヤを製鉄原料として利用する場合については、特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。 | 環境大臣が定める一般廃棄物（平成9年厚生省告示第258号）、再生利用に係る特例の対象となる産業廃棄物（平成9年厚生省告示第259号）を改正 廃ゴム製品に係る再生利用の内容等の基準（平成18年環境省告示第77号）を新設 | 平成18年3月28日施行（措置済） | 環境省 |
| 1307 | 網又はわなを指定しての狩猟免許取得の容認事業 | 鳥獣による農林業等に関する被害が甚大であって、かつ当該被害に対する捕獲の適切な実施が困難な地域において、鳥獣による農林業被害等を防止し、適正な鳥獣の保護管理の推進と狩猟における安全性の確保を図るために地方公共団体が内閣総理大臣に構造改革特区地域計画を申請し認定された場合、認定された区域内においては網・わな猟免許に係る狩猟免許試験の実施に当たり、申請者から網又はわなのいずれかを選定して申請があった場合、網又はわなのいずれかの猟法に特化した問題で構成された試験を受けることによって、狩猟免許を受けることができるよう措置することとする。 なお、市町村が申請主体となる場合においては、管轄都道府県知事の狩猟免許事務のうち、狩猟免許試験の実施にかかる事務が当該市町村に委任されている場合、又は都道府県知事が当該市町村における特例を措置するとしている場合に限る。 また、当該特区内で受けた免許については、当該特区内について登録ができることとし、当該特区内における狩猟者登録に当たっては、試験を受けた網又はわなごとに登録を行うこととする。 さらに、免許の申請及び登録の申請の対象者は、当該特区内に住所を有する者に限る。 | 全部 | 網・わな猟免許を網猟免許とわな猟免許に区分する。 | 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第67号）等 | 平成19年4月16日施行（措置済） | 環境省 |
| 1309 | 一般廃棄物の溶融固化物の利用の特例事業 | 平成10年3月26日付け生衛発第508号厚生省生活衛生局水道環境部長通知の特例の通知である「構造改革特別区域における「一般廃棄物の溶融固化物の再生利用の実施」に係る用途の特例措置について（通知）（平成18年3月28日付け環廢対発第060328001号）」の内容に適合する一般廃棄物の溶融固化物の用途について、内閣総理大臣による構造改革特別区域計画の認定を申請し、その認定を受けた場合には、当該構造改革特別区域内に限り、市町村が自ら発注した公共建設工事として行う地中空間の充てん利用についても廃棄物の処分に該当するものではないこととする。 | 全部 | 特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行う。 | 「一般廃棄物の溶融固化物の再生利用の実施の促進に係る通知の一部改正について」（平成21年10月2日付け環廢対発第091002001号） | 平成21年10月2日施行（措置済） | 環境省 |